第１２次鳥獣保護管理事業計画書

平成 29 年４月　１日から

５年間

平成 34 年３月３１日まで

・策　　定：平成 29 年４月１日
・第１回変更：平成 30 年４月１日

（平成 30 年３月 31 日付け鹿児島県公報により公表）

鹿　児　島　県

●鳥獣保護管理事業計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下，「法」という。）第４条に基づき，鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な計画として鳥獣保護管理事業計画を策定する。

本計画は５年ごとに改訂することとされており，今期計画は第１２次計画となる。

― 目　　次 ―

項　　目	頁
第一　計画の期間	1
第二　鳥獣保護区，特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1　鳥獣保護区の指定	1
(1)　方針	1
ア　指定に関する中長期的な方針	1
イ　指定区分ごとの方針	1
(2)　鳥獣保護区の指定等計画	3
ア　鳥獣保護区の指定計画	3
イ　既指定鳥獣保護区の変更計画［既存］	9
ウ　鳥獣保護区の指定計画［新規］	12
2　特別保護地区の指定	13
(1)　方針	13
ア　指定に関する中長期的な方針	13
イ　指定区分ごとの方針	13
(2)　特別保護地区の指定計画	14
ア　特別保護地区の指定計画	14
イ　特別保護地区の指定内訳	19
(3)　特別保護指定区域	19
3　休猟区の指定	19
(1)　方針	19
(2)　休猟区の指定計画	20
(3)　特例休猟区の指定計画	20
4　鳥獣保護区の整備等	20
(1)方針	20
(2)　整備計画	20
ア　管理施設の設置	20
イ　利用施設の整備	21
ウ　調査，巡視等の計画	21
(3)　保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	21
第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	22
1　鳥獣の人工増殖	22
(1)　方針	22
(2)　人工増殖計画	22
2　放鳥獣	22
(1)　方針	22
(2)　放鳥計画及び種鳥の入手計画	22
ア　放鳥計画	23
イ　入手計画	23
(3)　放獣計画	23
第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	24
1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	24

(1)　希少鳥獣等 24
ア　対象種 24
イ　保護及び管理の考え方 24
(2)　狩猟鳥獣 24
ア　対象種 24
イ　保護及び管理の考え方 24
(3)　外来鳥獣 25
ア　対象種 25
イ　保護及び管理の考え方 25
(4)　指定管理鳥獣 25
ア　対象種 25
イ　保護及び管理の考え方 25
(5)　一般鳥獣 25
ア　対象種 25
イ　保護及び管理の考え方 25
２　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 26
(1)　許可しない場合の基本的考え方 26
(2)　許可に当たっての条件の考え方 26
(3)　わなの使用に当たっての許可基準 27
ア　わなの構造に関する基準 27
1)　くくりわなを使用した方法の許可申請の場合 27
2)　とらばさみを使用した方法の許可申請の場合 27
3)　わなの設置個数 27
イ　標識の装着に関する基準 27
(4)　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 27
(5)　鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 28
２－１　学術研究を目的とする場合 28
(1)　学術研究 28
(2)　標識調査（環境省足環を装着する場合） 30
２－２　鳥獣の保護を目的とする場合 30
(1)　第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 30
(2)　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 31
(3)　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 31
２－３　鳥獣の管理を目的とする場合 32
(1)　第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 32
(2)　鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とする場合 33
ア　被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の基本的考え方 33
イ　鳥獣による被害発生予察表の作成 33
1)　被害発生予察表 33
2)　被害発生予察表に係る方針等 35
ウ　鳥獣の適正管理の実施 35
エ　被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）についての許可基準の設定 36
1)　基本的な方針 36
2)　被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施にあたっての留意事項 36
3)　その他 36
オ　許可基準 36
カ　鳥獣の種類ごとの許可基準 39
キ　被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の適正化のための体制の整備等 44
1)　方針（捕獲隊の現況等） 44
2)　捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 44

3) 指導事項の概要	45
２－４ その他特別の事由の場合	45
(1) 博物館，動物園その他これに類する施設における展示の目的	45
(2) 愛玩のための飼養の目的	46
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	46
(4) 鵜飼漁業への利用の目的	47
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	47
(6) 前各号に掲げるもののほか，公益上の必要があると認められる目的	48
３ その他，鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	48
３－１ 捕獲許可した者への指導	48
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	48
(2) 従事者の指揮監督	49
(3) 錯誤捕獲の防止	49
３－２ 許可権限の市町村長への委譲	49
３－３ 鳥類の飼養登録	49
(1) 方針	49
(2) 飼養適正化のための指導内容	49
３－４ 販売禁止鳥獣等の販売許可	50
(1) 許可の考え方	50
(2) 許可の条件	50
３－５ 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	50
第五 特定猟具使用禁止区域，特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	50
１ 特定猟具使用禁止区域の指定	50
(1) 方針	50
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	51
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	53
２ 特定猟具使用制限区域の指定	57
(1) 方針	57
(2) 銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画	57
(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳	57
３ 猟区設定のための指導	57
(1) 方針	57
４ 指定猟法禁止区域	57
(1) 方針	57
(2) 指定猟法禁止区域の指定内訳	58
第六 特定計画の作成に関する事項	58
１ 計画作成の目的	58
２ 対象鳥獣	58
(1) 第一種特定鳥獣保護計画	58
(2) 第二種特定鳥獣管理計画	59
３ 計画期間	59
４ 対象地域	59
５ 計画の目標	59
(1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標	59
(2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標	59
６ 保護事業又は管理事業	60

(1)　第一種特定鳥獣保護計画に係る保護事業 60
ア　個体群管理 60
イ　生息環境管理 60
ウ　被害防止対策 61
(2)　第二種特定鳥獣管理計画に係る管理事業 61
ア　個体群管理 61
イ　生息環境管理 61
ウ　被害防止対策 62
7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 62
(1)　指定管理鳥獣捕獲等事業の目的 62
(2)　実施期間 62
(3)　実施区域 62
(4)　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 62
(5)　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 62
(6)　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者 62
8　計画の記載項目及び様式 63
(1)　第一種特定鳥獣保護計画の記載項目 63
(2)　第二種特定鳥獣管理計画の記載項目 63
9　計画の作成及び実行手続 64
(1)　検討会・連絡協議会の設置 64
(2)　関係地方公共団体との協議 64
(3)　利害関係人の意見の聴取 64
(4)　計画の決定及び公表・報告 64
(5)　計画に関する実施計画の作成 64
ア　公表 64
イ　区域 64
ウ　期間 65
エ　実施主体 65
(6)　実施計画に基づく保護又は管理の推進 65
(7)　モニタリング 65
10　計画の見直し 65
11　計画の実行体制の整備 66

第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 66

1　方針 66
2　鳥獣の生態に関する基礎的な調査 66
(1)　方針 67
(2)　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 67
(3)　希少野生鳥獣調査 67
(4)　狩猟鳥獣生息調査 68
(5)　放鳥効果測定調査 68
(6)　第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査 69
ア　第一種特定鳥獣 69
イ　第二種特定鳥獣 69
ウ　指定管理鳥獣 70
3　法に基づく諸制度の運用状況調査 70
(1)　鳥獣保護区等の指定・管理等調査 70
(2)　捕獲等情報収集調査 70
(3)　制度運用の概況情報 70

第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 71

1　鳥獣行政担当職員 71
(1)　方針 71
(2)　設置計画 71
(3)　研修計画 72
2　鳥獣保護管理員 72
(1)　方針 72
ア　鳥獣保護管理員の活動について 72
イ　鳥獣保護管理員の任命について 72
ウ　鳥獣保護管理員の総数について 73
エ　鳥獣保護管理員の資質の維持・向上について 73
(2)　設置計画 73
(3)　年間活動計画 73
(4)　研修計画 73
3　保護及び管理の担い手の育成及び確保 74
(1)　方針 74
(2)　研修計画 74
(3)　狩猟者の育成及び確保のための対策 74
(4)　認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保 75
4　取締り 75
(1)　方針 75
(2)　年間計画 76
5　必要な財源の確保 76

第九　その他 76

1　狩猟の適正化 76
2　傷病鳥獣救護への対応 76
(1)　方針 76
ア　傷病鳥獣救護の基本的な考え方 76
(2)　体制 77
(3)　傷病鳥獣の個体の処置 78
ア　傷病鳥獣の個体の処置の基本的な考え方 78
(4)　感染症対策・普及啓発 78
(5)　放野 78
ア　放野の基本的な考え方 78
3　油等による汚染に伴う水鳥の救護 79
4　感染症への対応 79
(1)　高病原性鳥インフルエンザ 79
(2)　その他感染症 79
5　普及啓発 79
(1)　鳥獣の保護及び管理についての普及等 79
ア　方針 79
イ　事業の年間計画 80
ウ　愛鳥週間行事等の計画 80
(2)　安易な餌付けの防止 80
ア　方針 80
(3)　猟犬の適切な管理 81

(4)　野鳥の森等の整備　81
(5)　愛鳥モデル校の指定　81
ア　方針　81
イ　指定期間　81
ウ　愛鳥モデル校に対する指導内容　81
エ　指定計画　81
(6)　法令の普及徹底　81
ア　方針　81
イ　年間計画　82

参考資料　83
（１）　鳥獣保護区の新規指定・更新・区域拡大・期間満了に伴う箇所一覧　84
（２）　特別保護地区（再指定）の概要　87
（３）　県内の小学校，中学校の数及び愛鳥モデル校一覧　88
（４）　野鳥一般における高病原性鳥インフルエンザ未発生時の感染症対策の概念図等　89
（５）　国が示す死亡野鳥の検査基準　90
（６）　わなの使用に当たっての許可基準　91
（７）　被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等①（一般捕獲と法人捕獲）　93
（８）　被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等②（狩猟免許不所持者）　94
（９）　市町村別の予察捕獲と農林業被害状況　96
(10)　県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）　99
(11)　県希少鳥獣一覧　108
(12)　鳥獣の捕獲に関する事務取扱フロー図　109

第一　計画の期間

平成 29 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの５年間とする。

第二　鳥獣保護区，特別保護地区及び休猟区に関する事項

１　鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は，狩猟を禁止し，鳥獣の安定した生存を確保するとともに，多様な鳥獣の生息環境を保全，管理及び整備することにより，鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり，これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

(1) 方針

ア　指定に関する中長期的な方針

鹿児島県は南北約 600 ㎞，東西約 200 ㎞にも及ぶ長くかつ広大な県土を有しており，また，温帯域から亜熱帯域に及ぶ気候を有していることから，多種多様な野生鳥獣の生息に適した環境を有している。特に，奄美諸島は，アマミノクロウサギ，ケナガネズミ，オオトラツグミ，アマミヤマシギ，オーストンオオアカゲラなど希少な鳥獣の宝庫となっている。

このような背景の下，鳥獣保護区の指定を行い，鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取を禁止することで安定した種の生存を確保するとともに，多様な野生鳥獣の生息環境の保全・管理を行ってきたところである。第 11 次計画終了時点で，128 箇所・県土面積 918,810ha の約７％である 64,865ha（森林面積 587,714ha に対しては約 11%）を鳥獣保護区に指定している。

第 12 次鳥獣保護管理事業計画においても，このような観点から以下の方針により鳥獣保護区の指定を行うこととする。

1) これまで指定してきた鳥獣保護区を維持することにより，鳥獣の保護繁殖を図ることを基本とするが，新たな鳥獣保護区の指定及び更新等については，鳥獣の専門家，関係地方公共団体，農林水産業団体，狩猟者団体，自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるとともに，地域の自然的社会的特性を踏まえ，農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上，指定区分に従い指定を行う。
2) 次に該当する場合は，「解除」，「区域変更」等の見直しを行う。
    a 鳥獣による農林業被害が増大し，地元で農林水産業等の生産活動に直接携っている人や団体等，利害関係人の意見に合理性があると認められ，指定を継続することが困難と判断された区域
    b 都市化・宅地化の進展等により指定当初の意義が薄れてきた区域
    c 希少鳥獣の生息地が拡大してきた区域
    d 地理的状況に変化が生じる区域あるいは指定範囲が不明瞭な区域など，区域界の見直しの必要が生じた区域
3) 指定期間は，鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から，基本的に 10 年とする。
4) 指定する区域での農林水産業被害に対しては，被害防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）等の実施について，関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

イ　指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は次の区分に従って指定するものとする。

なお，行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては，隣接する県・市町村との連絡調整を図るよう努める。

また，鳥獣保護区は，河川，海岸線，山稜線，道路，鉄道,その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため，森林鳥獣生息地の保護区を指定し，地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は，大規模生息地の保護区を除き，森林面積が概ね10,000haごとに一箇所を選定し，面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが，今後は，必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ，これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ，その鳥獣の保護に適切かを考慮した上で，新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については，次の要件を満たすいずれかの地域から選定し，その形状はできる限りまとまりを持った団地状となるよう，かつ低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

ア　多様な鳥獣が生息する地域

イ　鳥獣の生息密度の高い地域

ウ　植生，地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

(a)　天然林

(b)　林相，地形が変化に富む地域

(c)　渓流又は沼沢を含む地域

(d)　餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため，大規模生息地の保護区を指定し，地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては，次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し，一箇所当たりの面積は10,000ha以上になるよう努める。

ア　猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ　広葉樹林などの多様な森林植生が含まれる地域

ウ　地形等の変化に富み，河川，湖沼，湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲(せい)哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため,これらの渡来地である干潟,湿地,湖沼,岩礁等のうち必要な地域について，集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては，次の要件のいずれかを満たす必要な地域について選定し，その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに，採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

ア　渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ　鳥類の渡りの経路上，必要な地域

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類，コウモリ類及び海棲(せい)哺乳類の保護を図るため，島嶼(しょ)，断崖，樹林，草原，砂地，洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について，集団繁殖

地の鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては，採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに，絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣，本県が作成した鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（鹿児島県レッドデータブック 2016）に掲載した絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣や，これらに準ずる鳥獣の生息地であって，これらの鳥獣の保護上必要な地域について，希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため，生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について，生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては，移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし，その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。

また，その際には，既存の鳥獣保護区のみならず，自然公園法，文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつけることなどにより，効果的な配置に努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において，鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し，豊かな生活環境の形成に資するため，必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について，身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア 鳥獣保護区の指定計画

第 12 次鳥獣保護管理事業計画では，鳥獣保護区の指定の目標を 59 箇所，17,700ha とする。

（第１表）その１

（単位：ha）

区分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区（ A ）	区分	本計画期間に**指定する**鳥獣保護区（更新箇所も含む）					
					29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	計 (B)
森林鳥獣生息地	箇所		58	箇所	5	1	6	2	2	16
	面積		58,228	変動面積	5,161	3,997	5,028	1,357	1,715	17,258
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所		1	箇所				1		1
	面積		172	変動面積				172		172
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所	3	2	1	1	1	8
	面積		1,208	変動面積	1,050	906	748	748	748	4,200
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		65	箇所	5	6	7	4	3	25
	面積		5,257	変動面積	372	456	190	147	135	1,300
計	箇所	59	128	箇所	13	9	14	8	6	50
	面積	17,700	64,865	変動面積	6,583	5,359	5,966	2,424	2,598	22,930

（環境省基準）　目標箇所＝森林面積(5 条)587,714 ㌶（うち，民有林 435,433 ㌶）×1/10,000＝59 箇所

目標面積＝59 箇所×300 ㌶＝17,700ｈａ

（第１表）その２

（単位：ha）

区分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区（ A ）	区分	本計画期間に**区域拡大する**鳥獣保護区					
					29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	計 (C)
森林鳥獣生息地	箇所		58	箇所						
	面積		58,228	変動面積						
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所		1	箇所						
	面積		172	変動面積						
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所						
	面積		1,208	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		65	箇所						
	面積		5,257	変動面積						
計	箇所	59	128	箇所						
	面積	17,700	64,865	変動面積						

（第１表）その３

（単位：ha）

区分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区（ A ）	区分	本計画期間に**区域縮小する**鳥獣保護区					
					29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	計 (D)
森林鳥獣生息地	箇所		58	箇所			1			1
	面積		58,228	変動面積			548			548
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所		1	箇所						
	面積		172	変動面積						
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所						
	面積		1,208	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		65	箇所						
	面積		5,257	変動面積						
計	箇所	59	128	箇所			1			1
	面積	17,700	64,865	変動面積			548			548

（第１表）その４

（単位：ha）

区分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区（ A ）	区分	本計画期間に**解除又は期間満了となる**鳥獣保護区（更新箇所も含む）					
					29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	計（E）
森林鳥獣生息地	箇所		58	箇所	5	1	6	2	2	16
	面積		58,228	変動面積	5,161	3,997	5,028	1,357	1,715	17,258
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所		1	箇所				1		1
	面積		172	変動面積				172		172
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所	3	2	1	1	1	8
	面積		1,208	変動面積	1,050	906	748	748	748	4,200
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		65	箇所	5	6	7	4	3	25
	面積		5,257	変動面積	372	456	190	147	135	1,300
計	箇所	59	128	箇所	13	9	14	8	6	50
	面積	17,700	64,865	変動面積	6,583	5,359	5,966	2,424	2,598	22,930

（第１表）その５

（単位：ha）

区分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区（ A ）	区分	計画期間中の増減 ※1	計画終了時の鳥獣保護区 ※2	備考
森林鳥獣生息地	箇所		58	箇所	0	58	
	面積		58,228	変動面積	△548	57,680	
大規模生息地	箇所			箇所			
	面積			変動面積			
集団渡来地	箇所		1	箇所	0	1	
	面積		172	変動面積	0	172	
集団繁殖地	箇所			箇所			
	面積			変動面積			
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所	0	4	
	面積		1,208	変動面積	0	1,208	
生息地回廊	箇所			箇所			
	面積			変動面積			
身近な鳥獣生息地	箇所		65	箇所	0	65	
	面積		5,257	変動面積	0	5,257	
計	箇所	59	128	箇所	0	128	
	面積	17,700	64,865	変動面積	△548	64,317	

※1　箇所 B-E　　面積 B+C-D-E

※2　箇所 A+B-E　面積 A+B+C-D-E

イ　既指定鳥獣保護区の変更計画［既存］

（第２表）　その１

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	備考
				異動前の面積(ha)	異動面積(ha)	異動後の面積(ha)		
平成29年度	身近な鳥獣生息地	出水小学校	更新	42	0	42	H29.11.1～H39.10.31	出水市
	身近な鳥獣生息地	宮内小学校	更新	30	0	30	H29.11.1～H39.10.31	霧島市
	身近な鳥獣生息地	名瀬小学校	更新	3	0	3	H29.11.1～H39.10.31	奄美市
	身近な鳥獣生息地	丸岡公園	更新	185	0	185	H29.11.1～H39.10.31	霧島市
	森林鳥獣生息地	高峠	更新	3,404	0	3,404	H29.11.1～H39.10.31	垂水市
	森林鳥獣生息地	笠利崎	更新	425	0	425	H29.11.1～H39.10.31	奄美市
	森林鳥獣生息地	寺山	更新	420	0	420	H29.11.1～H39.10.31	薩摩川内市
	森林鳥獣生息地	黒石	更新	74	0	74	H29.11.1～H39.10.31	霧島市
	身近な鳥獣生息地	平和公園	更新	112	0	112	H29.11.1～H39.10.31	鹿屋市
	森林鳥獣生息地	陣岳	更新	838	0	838	H29.11.1～H39.10.31	志布志市
	希少鳥獣生息地	金作原	更新	297	0	297	H29.11.1～H39.10.31	奄美市
	希少鳥獣生息地	沖小島	更新	5	0	5	H29.11.1～H39.10.31	鹿児島市，㊨5ha
	希少鳥獣生息地	馬毛島	更新	748	0	748	H29.11.1～H30.10.31	西之表市
	計	13箇所		6,583	0	6,583		
平成30年度	身近な鳥獣生息地	丸山公園	更新	55	0	55	H30.11.1～H40.10.31	薩摩川内市
	身近な鳥獣生息地	溝辺小中学校	更新	12	0	12	H30.11.1～H40.10.31	霧島市
	森林鳥獣生息地	長島	更新	3,997	0	3,997	H30.11.1～H40.10.31	長島町
	希少鳥獣生息地	金川岳	更新	158	0	158	H30.11.1～H40.10.31	奄美市
	身近な鳥獣生息地	天降川	更新	109	0	109	H30.11.1～H40.10.31	霧島市
	身近な鳥獣生息地	上場	更新	35	0	35	H30.11.1～H40.10.31	鹿屋市
	身近な鳥獣生息地	福師岳	更新	104	0	104	H30.11.1～H40.10.31	鹿屋市
	身近な鳥獣生息地	神殿	更新	141	0	141	H30.11.1～H40.10.31	南九州市
	希少鳥獣生息地	馬毛島	更新	748	0	748	H30.11.1～H31.10.31	西之表市
	計	9箇所		5,359	0	5,359		

（第２表）　その２

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	備考
				異動前の面積(ha)	異動面積(ha)	異動後の面積(ha)		
平成31年度	森林鳥獣生息地	大隅	縮小	725	△548	177	H31.11.1～H41.10.31	曽於市
	身近な鳥獣生息地	鶴峯小学校	更新	10	0	10	H31.11.1～H41.10.31	鹿屋市
	森林鳥獣生息地	赤崎	更新	156	0	156	H31.11.1～H41.10.31	奄美市
	身近な鳥獣生息地	大和小中学校	更新	3	0	3	H31.11.1～H41.10.31	大和村
	森林鳥獣生息地	大山	更新	307	0	307	H31.11.1～H41.10.31	知名町
	身近な鳥獣生息地	滝の山	更新	95	0	95	H31.11.1～H41.10.31	薩摩川内市
	森林鳥獣生息地	鹿島	更新	390	0	390	H31.11.1～H41.10.31	薩摩川内市
	森林鳥獣生息地	口永良部島	更新	3,577	0	3,577	H31.11.1～H41.10.31	屋久島町
	森林鳥獣生息地	上野原	更新	598	0	598	H31.11.1～H41.10.31	霧島市
	身近な鳥獣生息地	蒲生崎	更新	45	0	45	H31.11.1～H41.10.31	奄美市
	身近な鳥獣生息地	らんかん山	更新	1	0	1	H31.11.1～H41.10.31	奄美市
	身近な鳥獣生息地	おがみ山	更新	11	0	11	H31.11.1～H41.10.31	奄美市
	身近な鳥獣生息地	住吉	更新	25	0	25	H31.11.1～H41.10.31	姶良市
	希少鳥獣生息地	馬毛島	更新	748	0	748	H31.11.1～H32.10.31	西之表市
	計	14箇所		6,691	△548	6,143		
平成32年度	身近な鳥獣生息地	忠元	更新	120	0	120	H32.11.1～H42.10.31	伊佐市
	身近な鳥獣生息地	城山公園	更新	12	0	12	H32.11.1～H42.10.31	湧水町
	身近な鳥獣生息地	節子小中学校	更新	3	0	3	H32.11.1～H42.10.31	瀬戸内町
	森林鳥獣生息地	犬田布	更新	1,150	0	1,150	H32.11.1～H42.10.31	伊仙町
	集団渡来地	大瀬海岸	更新	172	0	172	H32.11.1～H42.10.31	奄美市
	身近な鳥獣生息地	大塚山公園	更新	12	0	12	H32.11.1～H42.10.31	鹿屋市
	森林鳥獣生息地	野間岬	更新	207	0	207	H32.11.1～H42.10.31	南さつま市
	希少鳥獣生息地	馬毛島	更新	748	0	748	H32.11.1～H33.10.31	西之表市
	計	8箇所		2,424	0	2,424		

（第２表）　その３

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	備考
				異動前の面積(ha)	異動面積(ha)	異動後の面積(ha)		
平成33年度	森林鳥獣生息地	照葉樹の森	更新	1,420	0	1,420	H33.11.1～H43.10.31	肝付町，南大隅町，錦江町
	身近な鳥獣生息地	神之嶺小学校	更新	3	0	3	H33.11.1～H43.10.31	徳之島町
	身近な鳥獣生息地	越山	更新	97	0	97	H33.11.1～H43.10.31	和泊町
	森林鳥獣生息地	宮之浦	更新	295	0	295	H33.11.1～H43.10.31	屋久島町
	身近な鳥獣生息地	松山城跡	更新	35	0	35	H33.11.1～H43.10.31	志布志市
	希少鳥獣生息地	馬毛島※1	更新	748	0	748	H33.11.1～H34.10.31	西之表市
	計	6箇所		2,598	0	2,598		
合計		50箇所	更新50 縮小 1	23,655	548	23,107		

※1　計画登載対象は，50箇所（延べ数）
※2　馬毛島は，毎年度更新であることから，実箇所数は46箇所である。
※3　備考欄の㊛とは，「特別保護地区」のことである。

※1　馬毛島鳥獣保護区は，１年更新とする。

ウ　鳥獣保護区の指定計画［新規］

1)　森林鳥獣生息地の保護区

該当なし

2)　大規模生息地の保護区

該当なし

3)　集団渡来地の保護区

該当なし

4)　集団繁殖地の保護区

該当なし

5)　希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

6)　生息地回廊の保護区

該当なし

7)　身近な鳥獣生息地の保護区

該当なし

（第３表）

年度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間（10年）	備考
H29	－	－	－	－	
H30	－	－	－	－	
H31	－	－	－	－	
H32	－	－	－	－	
H33	－	－	－	－	
計	－	－	－	－	

2　特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で，生息環境の保全は極めて重要であることから，指定された鳥獣保護区においては，指定区分ごとの方針に従い必要に応じて特別保護地区の指定を行うこととする。

(1) 方針

ア　指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域については，その生息環境を保全するため特別保護地区 ※2 を指定（再指定）することとする。

なお，特別保護地区の指定（再指定）に当たっては，指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに，特別保護地区の鳥獣の安定した生息の場とするため，直接可猟区域と接するのではなく，できる限り鳥獣保護区等，鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り込まれるよう配慮するものとする。

イ　指定区分ごとの方針

1)　森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

2)　大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し，当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3)　集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4)　集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類，コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5)　希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖，採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6)　生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7)　身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

※2　鳥獣保護区の区域内では，原則鳥獣の捕獲が禁止されるが，更にその区域内で特に鳥獣の生息地保護（生息環境保護）を要する場合は区域を限定して開発行為を制限することができる。開発行為を行う際は許可を要する。

(2) 特別保護地区の指定計画

ア　特別保護地区の指定計画

（第４表）その１　　（単位：ha）

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区（A）	区分	本計画期間に**指定する**特別保護地区（再指定も含む）					
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計（B）
森林鳥獣生息地	箇所		3	箇所						
	面積		1,455	変動面積						
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所	1					1
	面積		5	変動面積	5					5
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
計	箇所	4	4	箇所	1					1
	面積	1,460	1,460	変動面積	5					5

（第４表）その２

（単位：ha）

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区（A）	区分	本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計（C）
森林鳥獣生息地	箇所		3	箇所						
	面積		1,455	変動面積						
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		5	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
計	箇所	4	4	箇所						
	面積	1,460	1,460	変動面積						

（第４表）その３

（単位：ha）

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区（A）	区分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区					
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計（D）
森林鳥獣生息地	箇所		3	箇所						
	面積		1,455	変動面積						
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		5	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
計	箇所	4	4	箇所						
	面積	1,460	1,460	変動面積						

（第４表）その４

（単位：ha）

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区（A）	区分	本計画期間に**解除又は期間満了となる**特別保護地区					
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計（E）
森林鳥獣生息地	箇所		3	箇所						
	面積		1,455	変動面積						
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所	1					1
	面積		5	変動面積	5					5
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
計	箇所	4	4	箇所	1					1
	面積	1,460	1,460	変動面積	5					5

（第４表）その５

（単位：ha）

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区（A）	区分	計画期間中の増減 ※1	計画終了時の特別保護地区 ※2	備考
森林鳥獣生息地			3	箇所	0	3	
	面積		1,455	変動面積	0	1,455	
大規模生息地	箇所			箇所			
	面積			変動面積			
集団渡来地	箇所			箇所			
	面積			変動面積			
集団繁殖地	箇所			箇所			
	面積			変動面積			
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所	0	1	
	面積		5	変動面積	0	5	
生息地回廊	箇所			箇所			
	面積			変動面積			
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所			
	面積			変動面積			
計	箇所	4	4	箇所	0	4	
	面積	1,460	1,460	変動面積	0	1,460	

※1　箇所 B-E　　面積 B+C-D-E

※2　箇所 A+B-E　面積 A+B+C-E

イ　特別保護地区の指定内訳

（第５表）

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考（振興局名）
	指定区分	鳥獣保護区名　　称	面積（ha）	設定期間	指定面積（ha）	指定期間	指定面積	指定期間	
29年度	希少鳥獣生息地	沖小島※3鳥獣保護区	5	H29.11. 1 ～ H39.10.31	5	H29.11. 1 ～ H39.10.31	－	－	鹿児島
計		1箇所	5		5		－	－	
30年度	該当なし								
31年度	該当なし								
32年度	該当なし								
33年度	該当なし								
合計		1箇所	5		5				

(3) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区，希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において，人の立入り，車両の乗り入れ等により，保護対象となる鳥獣の生息，繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について，特別保護指定区域を指定するよう努める。

なお，特別保護指定区域の指定に当たっては，鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制するなど，必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めることなどにより，合理的な保護措置を図るものとする。

3　休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は，狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において，狩猟者の入り込み等を勘案しつつ，狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

また，休猟区の指定に当たっては，地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から，できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。

なお，休猟区の指定期間満了後は，周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら，可能な限り当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討するものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は，1,500ha以上となるよう努めるものとし，さらに，休猟区面積の合計は，狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また，休猟区は，河川，海岸線，山稜線，道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお，休猟区の指定に当たっては，農林水産関係者，住民等の理解が得られるように留意し，狩猟鳥獣による農林業被害の状況に応じて，指定の延期又は管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるとともに，休猟区においても有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲を行うことができるものとする。

※3　参考資料(2)87ページに詳細を掲載

(2) 休猟区の指定計画

（第６表）

年度	指定所在地	休猟区 名　称	指定面積 (ha)	指定期間 (3 年間)	備考
平成 29 年度	薩摩川内市	△1 下甑西部	1,746	H29. 11. 1 ～ H32. 10. 31	下甑西部と下甑東部の休猟区は交互に指定する。
平成 32 年度	薩摩川内市	△1 下甑東部	2,894	H32. 11. 1 ～ H35. 10. 31	
	計	2 箇所	4,640		

(3) 特例休猟区の指定計画

指定計画なし。

4　鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区においては，狩猟事故・違反防止を図る目的から新設の鳥獣保護区に標識等を重点的に設置するが，既存の保護区においても経年劣化による標識等の更新（立替等）を実施する。

また，鳥獣保護区の指定目的を達成するため，必要があると認められる場合は，土地所有者の意向や生態系への影響等にも配慮した上で，営巣・給餌環境及び給餌・給水施設の整備に努めるものとする。

なお，鳥獣の生息状況の把握，違法捕獲等の未然防止及び採餌，営巣のための環境の維持等の観点から必要に応じて調査，巡視等の管理の充実に努めるものとする。

(2) 整備計画

ア　管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど，管理のための施設を整備するものとする。

（第７表）

区　　分	標識類の整備		管理棟の整備
現況 年度	年度ごとに計画的に設置する		整備実績なし
平成 29 年度	案内板	0　枚	―
	制札	66　枚	
	補助板	33　枚	
平成 30 年度	案内板	2　枚	―
	制札	54　枚	
	補助板	27　枚	
平成 31 年度	案内板	0　枚	―
	制札	60　枚	
	補助板	30　枚	

平成 32 年度	案内板	0　枚	―
	制札	24　枚	
	補助板	12　枚	
平成 33 年度	案内板	0　枚	―
	制札	26　枚	
	補助板	13　枚	
計	案内板	2　枚	―
	制札	230　枚	
	補助板	115　枚	
備考	○設置目安 更新等により指定される鳥獣保護区（23,107ha），特別保護地区（5ha）に設置し，以下の数量を参考に計画する。 ・案内板（必要箇所） ・制札面積　100ha に 1 箇所設置 ・補助板面積　200ha に 1 箇所設置		

イ　利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には，人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から，鳥獣の保護上支障のない範囲内で，観察路，観察舎等の施設整備に努めるものとする。

（第８表）

区分	現況	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
観察路，観察舎等の整備	整備実績なし	―				
その他の施設等の整備	整備実績なし	―				

ウ　調査，巡視等の計画

（第９表）

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
管理員等	箇所数	県内全鳥獣保護区				
	人　数	県内全鳥獣保護管理員　102 人				
管理のための調査の実施		鳥獣生息状況調査・法令違反取締り等				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し，指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には，保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

遺伝的な攪乱の防止，その他生物多様性の確保の観点を踏まえ，狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については，その効果と影響を勘案して，見直しを含めた慎重な対応を行うこととする。

1　鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするキジについては，人工増殖の技術，放鳥計画に対応する羽数の確保等ができるよう，人工繁殖業者に対して指導する。

この場合，以下の点に配慮する。

1) 県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう，計画的な増殖体制を整備すること。
2) 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため，必要に応じて，野生から新たな個体の導入を図ること。
3) 人工増殖に際しては，地域個体群間の交雑を防ぐため，放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

(2) 人工増殖計画

（第 10 表）

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成 29 年度 ～ 平成 33 年度			キジ	➢ 指導の相手方　：県内キジ養殖組合 ➢ 指導方法：キジ養殖組合員技術指導 ➢ 指導の内容 1　種キジ飼養管理　　2　人工ふ化技術 3　キジの育成方法　　4　野生化訓練方法 5　施設整備に関する内容（飼育環境等）	

2　放鳥獣

(1) 方針

放鳥については，事前調査，放鳥後の調査を行うとともに，特有の生態系を有する島嶼※4にあって生態系保護上悪影響を及ぼすおそれがある場合は放鳥しないこととする。

第 11 次計画における放鳥実績（第 11 次計画放鳥実績 10,150 羽）を参考に本計画期間内においても，キジの増加を図ることが必要と認められる地域に放鳥を行う。

また，放鳥キジは飛翔訓練を十分に実施した，短期間で野生化が望める個体を県内のキジ養殖組合から購入する。

なお，高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は，関係者と放鳥の実施について十分検討を行い，併せて，キジ養殖者に対する衛生管理の指導徹底や個体の健康状態確認を要請するなど迅速な対応に努めるものとし，必要があれば，放鳥の一時的な見合わせについても検討する。

ヤマドリについては，人工増殖及び放鳥はしない。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

※4　特有の生態系を有する島嶼とは，奄美群島，トカラ列島のことである。

ア　放鳥計画

（第 11 表）

種類名	放鳥の地域	箇所	羽
平成 29 年度	鳥獣保護区	53	293
	休　猟　区	0	0
	猟　　区	71	1,047
	そ　の　他	15	160
	計	139	1,500
平成 30 年度	鳥獣保護区	53	293
	休　猟　区	0	0
	猟　　区	71	1,047
	そ　の　他	15	160
	計	139	1,500
平成 31 年度	鳥獣保護区	53	293
	休　猟　区	0	0
	猟　　区	71	1,047
	そ　の　他	15	160
	計	139	1,500
平成 32 年度	鳥獣保護区	53	293
	休　猟　区	0	0
	猟　　区	71	1,047
	そ　の　他	15	160
	計	139	1,500
平成 33 年度	鳥獣保護区	53	293
	休　猟　区	0	0
	猟　　区	71	1,047
	そ　の　他	15	160
	計	139	1,500
計	鳥獣保護区	265	1,465
	休　猟　区	0	0
	猟　　区	355	5,235
	そ　の　他	75	800
	計	695	7,500

※その他とは，特定猟具使用禁止区域である。

イ　入手計画

（第 12 表）

種類名	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	計
	購入	購入	購入	購入	購入	購入
キ　ジ	1,500 羽	1,500 羽	1,500 羽	1,500 羽	1,500 羽	7,500 羽

(3) 放獣計画

放獣については，原則として実施しない。

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣等※17

ア　対象種

希少鳥獣等は，環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣，さらに，絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類又はⅡ類から外れたものの，保護又は管理の手法が確立しておらず，当面の間，計画的な保護又は管理の手法を検討しながら，保護又は管理を進める必要がある鳥獣を環境省令で定めるもの並びに鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（鹿児島県レッドデータブック 2016）において同様の取扱いがなされている鳥獣とし，レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。（参考(11)参照）

また，絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱うこととする。

イ　保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため，鳥獣保護区の指定や鳥獣保護管理員の巡回などを通して，生息環境の保全・生息状況の把握等に努め地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア　対象種

狩猟鳥獣は，以下の 1)及び 2)の選定の考え方により，法第２条第７項に基づき，環境省令で定められた鳥獣とする。

1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ，狩猟の対象となり得ると認められるもの。
2) 狩猟鳥獣とした場合に，当該捕獲等が，次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。
   ① 当該鳥獣の保護の観点
   ② 生物多様性の確保の観点
   ③ 社会的・経済的な観点

また，国内において本来の生息地以外に導入※5された種，又は個人の愛玩目的で導入された後に野外へ放鳥獣され野生化した種については，(3)外来鳥獣によるものとする。

イ　保護及び管理の考え方

対象となる種の狩猟資源としての価値，生息状況，繁殖力等の生物学的な特性，地域個体群の長期的な動向，当該種による農林水産業等への被害の程度等を踏まえ，総合的な検討を行うものとする。

また，県が作成したレッドリスト等の情報を活用し，地域個体群の存続に支障が認められる場合は，休猟区の指定，法第 12 条に基づく「対象鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」などによって，狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとし，被害防止目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については，必要に応じて「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく管理を実施する。

※5　意図的，非意図的を問わず人為的に，過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。

※17　鳥獣保護管理法施行規則に記載されているものを希少鳥獣とし，「等」は，それ以外の県希少鳥獣とする。

(3) 外来鳥獣

ア　対象種

外来鳥獣は，我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず，海外から導入※5された鳥獣とする。

なお，我が国に自然分布域を有しているが，過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され，生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

イ　保護及び管理の考え方

農林水産業又は生態系等（在来種と外来種の交雑，外来種の侵入による在来種衰退など）に係る被害を及ぼす外来鳥獣については，積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進して，その被害の未然防止を図るものとする。

特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については，その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は，同法に基づく計画的な防止を実施する。

(4) 指定管理鳥獣

ア　対象種

指定管理鳥獣は，全国的に生息数が著しく増加し，又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって，生活環境，農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち，当該鳥獣の生息状況及びその将来予測，当該鳥獣による被害状況，第二種特定鳥獣管理計画（以下「管理計画」という。）の実施状況等を勘案して，集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として，環境省令で定めるものとする。

現在，環境大臣が定めた指定管理鳥獣は，ニホンジカ（ヤクシカを含む。）とイノシシである。

イ　保護及び管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては，地域個体群の存続には配慮しつつも，必要な捕獲等を積極的に推進する。

県は，必要に応じて管理計画及びそれに基づく指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）実施計画を作成し，捕獲数等の数値目標を設定して，指定管理事業を実施するとともに，生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。

さらに，「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図る。

(5) 一般鳥獣

ア　対象種

希少鳥獣，狩猟鳥獣，外来鳥獣，指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

イ　保護及び管理の考え方

※5　意図的，非意図的を問わず人為的に，過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。

個別の種ごとの調査等により，生息状況や生息環境の把握に努める。

全国的な分布動向，地域個体群の極端な増加又は減少，生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ，必要に応じ，希少鳥獣又は狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については，管理計画及び第一種特定鳥獣保護計画（以下「保護計画」という。）の積極的な作成及び実施により，被害の防止や地域個体群の保護又は管理を図るものとする。

2　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては，許可しないものとする。

1) 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
2) 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ，又は，生息環境を著しく悪化させるなど，鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし，外来鳥獣等※6により生態系に係る被害が生じている地域，新たに生息が認められた地域，今後被害が予想される地域において，当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的での捕獲等又は採取等をする場合は，当該鳥獣を根絶又は抑制するため，積極的な当該鳥獣の捕獲を図るものとする。
3) 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど，捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
4) 捕獲等又は採取等によって管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
5) 捕獲等又は採取等に際し，住民の安全の確保又は社寺境内，墓地における捕獲等を認めることにより，それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
6) 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって，特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合，又は，特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第９条第３項第４号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
7) 法第 36 条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし，法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては，この限りでない。
8) 「鳥獣の愛玩飼養」を目的とした捕獲を行う場合。
9) 法第 38 条第２項に規定される住居集合地域等における銃器を使用した捕獲等を行う場合。ただし，法第 38 条の２の規定による都道府県知事の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等をする場合は，この限りでない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は，捕獲する鳥獣の種類及び生息数，捕獲する区域等を勘案し，次の条件を付すものとする。

特に，住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には，住民の安全を確保する観

※6　外来鳥獣等とは，外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣

点から適切な条件を付すものとする。

1) 捕獲期間，捕獲する区域，捕獲方法，鳥獣の種類及び数の限定
2) 捕獲物の処理の実施方法
3) 捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持，捕獲を行う際の周辺環境への配慮
4) 適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法
5) 狩猟期間中及びその前後の有害鳥獣捕獲の許可について，周辺住民等関係者への事前周知の徹底
6) 猟具の所有等

(3) わなの使用に当たっての許可基準※7

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については，以下の基準を満たすものとする。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

① 獣類の捕獲を目的とする場合は，締付け防止機能を装備したものであること。
② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は，締付け防止機能を装備したものに加えて，ワイヤーの直径が４ミリメートル以上で，かつ，「よりもどし」を装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鳥獣の保護や安全確保の観点から，鋸歯がなく，開いた状態における内径の最大長が 12 センチメートルを超えず，衝撃緩衝器具（ゴム・ラバー等）を装着したものとし，とらばさみ以外の猟具では，目的が達成できないやむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) わなの設置個数

狩猟では，わなの設置個数を１人当たり 30 個以内としているが，法第９条第１項に基づく，鳥獣の捕獲等による場合は，必要に応じた設置個数とすること。

イ 標識の装着に関する基準

法第９条第 12 項に基づき，猟具ごとに，住所，氏名，電話番号，許可年月日及び許可番号，捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。

ただし，捕獲許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において，猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては，猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

このような種については，有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに，地域の関係者の理解の下に，捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど，生息数の確保に努めることも検討するものとする。

継続的な捕獲が必要となる場合は，生息数や生息密度の推定に基づき，捕獲数を調整するなど適正に行うものとする。

※7 わなの仕様については，参考資料(3)91～92ﾍﾟｰｼﾞに詳細図添付

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては，原則，鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。

ただし，被害防止対策を講じても被害が顕著であり，被害を与える個体が特定されている場合には，捕獲を認めることとする。

なお，捕獲後，その個体を飼養する場合には，一般流通による密猟の助長を防止する観点から，当面の間，公的機関による飼養を前提とする場合に限り，捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽(きん)類の生息地が重複しており，科学的な見地から，鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては，鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し，又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。

2 －１ 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は，当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって，適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

(1) 学術研究

原則として次の基準による。

（第 13 表）

捕獲の目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置
(1) 学術研究 ① 研究の目的及び内容 次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。 1) 主たる目的が，理学，農学，医学，薬学等に関する学術研究であること。ただし，学術研究が単に付随的な目的である場合は，学術研究を目的とした行為とは認めない。 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では，その目的を達成することができないと認められること。 3) 主たる内容が鳥獣の生態，習性，行動，食性，生理等に関する研究であること。また，長期にわたる研究の場合は，全体計画が適正なものであること。 4) 研究により得られた成果が，学会又は学術誌等により，原則として，一般に公表されるものであること。	知事	理学，農学，医学，薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。	研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽・頭・個）。 ただし，外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には，適切な種類又は数（羽・頭・個）とする。	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域とし，原則として，特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし，特に必要が認められる場合はこの限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ただし，他に方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。 1) 法第12条第１項又は第２項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 2) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は，研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。	原則として，次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 1) 殺傷等を伴う場合は，研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別のため，指切り，ノーズタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 3) 電波発信機，足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については，目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。なお，電波発信機を装着する場合には，原則として，必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。 また，装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には，標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県から委託を受けた者。（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

3) 鳥獣の種類・数

原則として，標識調査を主たる業務として実施している者においては，鳥類各種各2,000 羽以内，３年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては，同各 1,000 羽以内，その他の者においては同各 500 羽以内。

ただし，特に必要が認められる種については，この限りでない。

4) 期間

１年以内。

5) 区域

原則として，規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。

6) 方法

原則として，網・わな又は手捕りとする。

２　－２　鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は，人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として，生物の多様性の確保，生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から，地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ，その生息数を適正な水準に増加させ，もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

原則として，以下の許可基準によるほか，保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

1) 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。），保護計画に基づく事業の受託者，鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

2) 鳥獣の種類・数

保護計画が策定された鳥獣であって，目標達成のために適切かつ合理的な数（羽，頭，個）とする。

3) 期間

保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。

なお，複数年にわたる期間を設定する場合には，保護計画の内容を踏まえ適切に対

応すること。

4) 区域

保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。

5) 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採る。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲又は採取する場合は，原則として，次の基準によるものとする。

1) 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）。

2) 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽，頭，個）。

3) 期間

１年以内。

4) 区域

申請者の職務上必要な区域。

5) 方法

原則として，法第 12 条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。
ただし，他の猟法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が，傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合は，原則として，次の基準によるものとする。

1) 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。），鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

2) 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽，頭，個）。

3) 期間

１年以内。

4) 区域

必要と認められる区域。

5) 方法

原則として，法第 12 条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。
ただし，他の猟法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

２　－３　鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は，人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として，生物多様性の確保，生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から，地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ，その生息数を適正な範囲に減少させ，又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は，以下の許可基準によるほか，管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

1)　許可対象者

原則として，銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者)，銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また，捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から，それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにする。

さらに，被害等の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され，それに必要な人数となるようにする。

2)　鳥獣の種類・数

管理計画が策定された鳥獣であって，目標達成のために適切かつ合理的な数（羽，頭，個）とする。

3)　期間

① 管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお，複数年にわたる期間を設定する場合には，管理計画の内容を踏まえ適切に対応する。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

③ 狩猟期間中及びその前後における許可については，狩猟登録又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう，許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させるなど適切に対応する。

4)　区域

管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

5)　方法

空気銃を使用した捕獲等は，対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため，大型獣類についてはその使用を認めない。

ただし，取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については，この限りではない。

なお，法第 15 条第１項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第 12 条第１項又は第２項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては，禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また，猛禽類の鉛中毒を防止するために，鳥獣の捕獲等に当たっては，鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか，若しくはそのおそれがある場合に，その防止及び軽減を図るために行うものとする。

特に，指定管理鳥獣及び外来鳥獣については，積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

オオタカは，被害を与える個体が特定されている場合に限り捕獲等を認めることとするが，それ以外は，原則，捕獲を認めない。

ア　被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は，被害が現に生じている場合だけでなく，そのおそれがある場合についても許可するものとする。

その捕獲は，原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

ただし，指定管理鳥獣及び外来鳥獣については，積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては，関係部局等との連携の下，未収穫物の撤去等の寄せ付けない対策や被害防止施設の整備による侵入を防止する対策の総合的な被害防止対策等が推進されるよう努めるものとする。

また，農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため，総合的，効果的な被害防止対策，狩猟を含む個体群管理等，鳥獣の適正な管理方法を検討し，所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

イ　鳥獣による被害発生予察表の作成

1)　被害発生予察表※8

県内の野生鳥獣による農林水産業等への被害は，鳥獣の種類や地域間の較差により一律ではないが，年々増加している傾向にある。

特に，農産物の被害増は顕著で，被害を受けた後の状況調査後に最小限頭数を捕獲していく方法では，根本的な解決を見ず，作物の収穫時期にあわせた予察による法人捕獲の積極的かつ適切な対応が必要である。

このことから，直近３か年の有害鳥獣による被害額，捕獲実績及び市町村が作成する鳥獣被害防止特措法に基づく，鳥獣被害防止計画などを勘案して，鳥獣による被害発生予察を表にとりまとめると第 14 表のとおりである。

なお，予察捕獲の実施を行う市町村に対しては，協議会等により予察捕獲の対象とする鳥獣の種類や年間捕獲頭数を定めて実施するよう指導に努めるものとする。

※8　本計画で示す被害発生予察表は，参考資料(9)96～100 ﾍﾟｰｼﾞ（過去３年の農業被害額）を基に作成している。防止対策後の捕獲行為によっても特定の鳥獣による被害が３年以上継続している地域においては，被害発生をあらかじめ予察し捕獲できるよう努めることとする。

○被害発生予察表（鳥獣類）※参考例

（第 14 表）

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
スズメ	水陸稲，麦類，雑穀豆類，飼料作物	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	県下全域（鹿屋市，垂水市，奄美市，南大隅町，中種子町，屋久島町及び大島郡を除く）
カラス	水陸稲，麦類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，花木，家畜，林産物，養殖魚	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	県下全域
ヒヨドリ	水陸稲，麦類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，工芸作物，	←	→						←	—	—	—	→	県下全域（伊佐市，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，与論町を除く）
カワラバト（ドバト）	水陸稲，麦類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，工芸作物 【慢性的な生活被害】	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	鹿児島市，枕崎市，指宿市，西之表市，垂水市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市，姶良市，さつま町，錦江町，大和村
カモ類（狩猟鳥獣に限る）	水陸稲，麦類，海苔，養殖魚	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	鹿児島市，出水市，指宿市，西之表市，薩摩川内市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市，大崎町，肝付町，南種子町
キジ	雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，工芸作物，花木	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	指宿市，さつま町，和泊町，知名町，与論町
イノシシ（リュウキュウイノシシ・イノブタ含む）	水陸稲，麦類，いも類，雑穀豆類，飼料作物，果樹，工芸作物，林産物	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	県下全域（西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町，喜界町，与論町を除く）
ニホンジカ（ヤクシカ含む）	水陸稲，麦類，いも類，雑穀豆類，飼料作物，果樹，工芸作物，林産物	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	鹿児島市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，薩摩川内市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市，伊佐市，姶良市，さつま町，長島町，湧水町，中種子町，南種子町，屋久島町

ニホンザル	水陸稲，麦類，いも類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，工芸作物，林産物	←											→	鹿屋市，枕崎市，阿久根市，指宿市，垂水市，薩摩川内市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南九州市，南さつま市，志布志市，伊佐市，姶良市，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，錦江町，南大隅町，肝付町
ノウサギ	水陸稲，麦類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，造林木	←											→	鹿児島市，枕崎市，阿久根市，指宿市，薩摩川内市，日置市，曽於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，姶良市，さつま町，長島町，湧水町，錦江町
タヌキ	水陸稲，麦類，いも類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，家畜	←											→	鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，薩摩川内市，日置市，曽於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，錦江町，肝付町，屋久島町
アナグマ	いも類，雑穀豆類，野菜，	←											→	県下全域（鹿屋市，西之表市，奄美市，大崎町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大島郡を除く）

2) 被害発生予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲は，被害発生予察表（以下「予察表」という。）で示した鳥獣を対象として，常時捕獲を行い，生息個体数を低下させる必要が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては，市町村ごとに予察表を作成するものとする。

予察表の作成に当たっては，過去３年間の鳥獣による被害等の発生状況に基づき，鳥獣の種類別に被害地域，被害時期，被害作物等について検討を行うものとし，過去３年以上連続して，農林水産物等の被害が発生した地域において予察捕獲が実施できるものとする。

また，捕獲等又は採取等（鳥類の卵・雛）の数の上限を設定する際は，許可の方針を明らかにするものとし，予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

なお，予察表は被害等の発生状況を毎年点検し，適切に対応するものとする。

ウ 鳥獣の適正管理の実施

関係市町村及び農林水産業者等関係者に対し，生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害防止について周知徹底を図るとともに，適切かつ効果的な実施体制を整備するよう指導するものとする。

特に，関係市町村に対しては，鳥獣被害防止特措法に基づく市町村鳥獣被害防止計画との整合性が図られるよう指導するものとする。

エ　被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）についての許可基準の設定

被害等の発生予察，有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して，鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。

設定に当たっては，(2) ーア被害防止の目的での捕獲の基本的考え方に加え，次に留意するものとする。

1)　基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は，被害等の状況及び被害防止対策の実施状況を的確に把握し，その結果，被害等が生じているか又はそのおそれがあり，原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

ただし，指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については，積極的に捕獲許可を行うものとする。

狩猟鳥獣，ダイサギ，コサギ，アオサギ，トビ，ウソ，ニホンザル，特定外来生物である外来鳥獣，その他の外来鳥獣等（カワラバト（ドバト），ノヤギ等）以外の鳥獣については，被害等が生じることはまれであるか，従来の許可実績もごく僅少であることに鑑み，これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては，被害の実態を十分に調査するとともに，捕獲以外の方法による被害防止対策を検討した上で許可するなど，特に慎重に取り扱うものとする。

なお，保護計画を作成している鳥獣又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可についても，特に慎重に取り扱うものとする。

また，指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては，当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2)　被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては，実施者に対し，錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとする。

また，事前に関係住民等への周知を行うとともに，「鳥獣捕獲許可証」又は「従事者証」の携帯及び捕獲許可権者が貸与する「腕章」を装着させるものとする。

なお，必要に応じて，捕獲の実施への立会い等により，それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

3)　その他

有害鳥獣捕獲許可及びその事務の取扱いは，**「被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）許可事務取扱要領」**に定めるところによるものとする。

オ　許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は，次の方針により，許可対象者，鳥獣の種類・数，期間，区域，方法等について設定するものとする。

1)　許可対象者※9

原則として，被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（個人若しくは法人（法第９条第８項に規定する「国，地方公共団体，第 18 条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第１項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。））とし，銃器を使用する場合は，第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者），銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

※9　参考資料(7)，(8)93～94 ﾍﾟｰｼﾞに，補足説明を掲載（一般捕獲・法人捕獲）

ただし，銃器の使用以外の捕獲許可申請であって，次の（ア）から（オ）のいずれかの場合に該当するときは，それぞれ，狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

（ア） 小型の箱わな※10若しくはつき網を用いて又は手捕りにより，アライグマ，アナグマ，タヌキ等の鳥獣を捕獲等※18する場合であって，次に掲げる場合とする。
　a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で，当該敷地内において捕獲等する場合。
　b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲等する場合であって，１日１回以上の見回りを実施するなど，錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障が生じないと認められる場合。

（イ） 被害を防止する目的で，巣の撤去等に伴ってハシブトガラス，ハシボソガラス，ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。

（ウ） 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において，囲いわなを用いてイノシシ，ニホンジカその他の鳥獣を捕獲等する場合。

（エ） 外来鳥獣等の防除を行政の業務又は指示により行う場合。（ただし，外来生物法の特定外来生物については，生きたままの移動には規制があり，同法の手続きも必要であることに留意する。）

（オ） 法人に対する許可であって，以下の①から⑤の条件を全て満たす場合。
　① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
　② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術，安全性等が確保されていると認められること。
　③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
　④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。
　⑤ 従事者の台帳を整備すること。

2） 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ，又はそのおそれのある種とする。

鳥類の卵の採取等の許可は，原則として，現に被害を発生させている個体の捕獲等をすることが困難であり，又は卵のある巣を除去する必要があるなど，卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は，被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽，頭又は個）であるものとする。

ただし，指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には，適用はしない。

3） 期間

原則として，被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち，安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

ただし，飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は，この限りでない。

なお，捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮し，以下についても考慮するものとする。

（ア） 有害鳥獣捕獲の対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する

※10 「小型の箱わな」とは，幅(W)×高さ(H)×奥行き(D)の３辺の合計値が概ね2m以内を目安とする。

※18 「捕獲等」とは，鳥獣を捕獲又は殺傷する行為をいう。

ものとする。

（イ） 予察捕獲を実施する期間は，予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4） 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて，必要かつ適切な範囲とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は，他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。

特に，集団渡来地，集団繁殖地，希少鳥獣生息地の保護区等，鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては，捕獲許可について慎重な取扱いをする。

なお，以下についても配慮するものとする。

（ア） 被害等が複数市町村の行政界をまたがって発生する場合においては，被害等の状況に応じ効率的に実施できると認められる場合は，事前に関係市町村が連携し，広域的に共同して捕獲を実施する体制を整備するよう努める。

（イ） 規則第７条第１項第７号ハからチに該当する捕獲禁止の場所（公道，神社境内，墓地）は捕獲区域から除くものとする。

5） 方法

空気銃を使用した捕獲等は，対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため，大型獣類についてはその使用を認めない。

ただし，取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではない。（いわゆる「止めさし」のこと。）

なお，鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第１項に基づく指定猟法禁止区域及び第 12 条第１項又は第２項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また，鳥獣の捕獲等に当たっては，鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに，有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとり，結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

特定猟具使用禁止区域（銃器）における，有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可については，使用する猟具をわなに限定し捕獲を許可することができることとする。

なお，当該区域で銃器を使用する有害鳥獣捕獲に当たっては，原則猟期と同じように禁止するが，銃器を使用しないと捕獲が困難である鳥類への使用等はこの限りでない。

ただし，その理由を整理するとともに，十分審査し適切に行うこととする。

6） その他

① 第二種特定鳥獣管理計画との関係

管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は，原則として，管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。

有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても，市町村における捕獲数を定期的に把握するなどして，管理計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

② 被害防止対策との関係

原則として，被害防止対策ができず，又は被害防止対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。

ただし，指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については，積極的に許可する。

③ 被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取扱

一般鳥獣についての被害防止を目的とした捕獲許可に当たっては，被害や生息の実態を十分に調査して，捕獲の上限等を定めるとともに，捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可するものとする。

ただし，指定管理鳥獣及び外来鳥獣等は，地域的に被害が僅少であっても，積極的に許可する。

④ 予察捕獲

予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は，過去５年間程度の期間に，常時強い害性が認められる種とする。

ただし，指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては，地域の実情に応じて，被害が予察される鳥獣の種類別，四半期別及び地域別による予察表を作成するものとする。

予察表においては，人身被害，事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに，農林水産物の被害・作付け，鳥獣の出没の状況等を勘案し，被害の発生地域及び時期等を予察するものとする。

予察表は，科学的な知見に基づき，計画的に毎年点検し，その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど，予察捕獲の科学的，計画的な実施に努めるものとする。

県内の広い範囲で予察捕獲が実施され，中長期的に計画的な管理を要する種については，管理計画を策定するものとする。

⑤ 狩猟期間中及びその前後における取扱

狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲許可については，被害防止の目的の重要性に鑑み，適切な期間で許可するものとする。

カ 鳥獣の種類ごとの許可基準

鳥獣の種類及び①生活環境，農林水産業に係る被害防止，②生態系に係る被害防止ごとに許可基準を下表に示すものとする。

①鳥獣の種類ごとの許可基準　【生活環境，農林水産業に係る被害の防止】[有害鳥獣捕獲許可]　【市町村】

（第 15－1 表）　※法人捕獲による許可基準の日数については，指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数（羽又は個・頭）	許可対象者	留意事項		
市町村長	ノウサギ	銃器わな	当該市町村の被害防止のために必要な区域	必要時通年	原則30日間以内	被害防止のために必要な羽数又は個・頭数	[法人捕獲](1)国，地方公共団体（市町村）(2)法 9 条第 8 項により環境大臣の定める法人 [一般捕獲](1) 被害者又は被害者から依頼された者 (2) 地元捕獲隊等	捕獲隊の編成（銃器捕獲を行う場合は必須条件）	麦類，雑穀豆類，野菜，果樹，造林木，いも類，野菜	
	タヌキ	銃器わな			原則60日間以内				いも類，野菜，果樹，飼料作物，家畜　人的被害等	
	アナグマ	銃器わな							いも類，野菜，果樹，飼料作物　人的被害等	
	イノシシ（イノブタを含む）	銃器わな			原則60日間以内 ※管理計画対象市町村においては，被害防止のために必要な期間「1年以内」				水陸稲，麦類，いも類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，椎茸，ﾀｹﾉｺ，造林木 人的被害等	
	ニホンジカ（ヤクシカを含む）	銃器わな								
	ニホンザル	銃器わな			原則60日間以内					
	マングース	わな						捕獲個体の移動禁止	いも類，野菜，果樹，飼料作物，雑穀豆類，家畜	
	スズメ（ニュウナイスズメ含む）	銃器網		4月～11月				捕獲隊の編成（銃器捕獲を行う場合は必須条件）	水陸稲，麦類，雑穀豆類，飼料作物，果樹	
	ヒヨドリ	銃器網わな		11月～4月					雑穀豆類，水陸稲，果樹	

（第 15－1 表）　※法人捕獲による許可基準の日数については，指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数（羽又は個・頭）	許可対象者	留意事項		
市町村長	キジバト	銃器 網	当該市町村の被害防止のために必要な区域	必要時通年	原則 30 日間 以内	被害防止のために必要な羽数又は個・頭数	[法人捕獲] (1)国，地方公共団体（市町村） (2)法 9 条第 8 項により環境大臣の定める法人 [一般捕獲] (1) 被害者又は被害者から依頼された者 (2)地元捕獲隊等	捕獲隊の編成（銃器捕獲を行う場合は必須条件）	水陸稲，麦類，雑穀豆類，野菜	
	カモ類（狩猟鳥獣に限る）	銃器 網			原則 60 日間 以内				水陸稲，麦類，海苔，養殖魚	
	キジ	銃器 網			原則 30 日間 以内				水陸稲，雑穀豆類，野菜，飼料作物	
	カラス（ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ，ﾊｼﾎﾞｿｶﾞﾗｽ，ﾐﾔﾏｶﾞﾗｽ）	銃器 網 わな			原則 60 日間以内			電力会社等	水陸稲，麦類，野菜，果実，飼料作物，家畜，養殖魚，ｼｲﾀｹ等林産物，農業施設，居住環境（糞害）	
	ｶﾜﾗﾊﾞﾄ（=ﾄﾞﾊﾞﾄ）	銃器 網 わな						捕獲隊の編成（銃器捕獲を行う場合は必須条件）		
								電力会社等		
	カワウ	銃器 網			原則 30 日間以内			捕獲隊の編成（銃器捕獲を行う場合は必須条件）	水陸稲，養殖魚，居住環境（糞害）	

※ヒヨドリ，カラス，カワラバトの「わな」とは，捕獲箱のこと。

①鳥獣の種類ごとの許可基準　【生活環境，農林水産業に係る被害の防止】[有害鳥獣捕獲許可]　【県】

（第 15－2 表）　※法人捕獲による許可基準の日数については，指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数（羽又は個・頭）	許可対象者	留意事項		
地域振興局長及び支庁長等	ノヤギ	銃器わな	当該市町村の被害防止のために必要な区域	必要時通年	原則30日間以内	被害防止のために必要な羽数又は個・頭数	[法人捕獲] (1)国，地方公共団体（市町村） (2)法 9 条第 8 項により環境大臣の定める法人 [一般捕獲] (1) 被害者又は被害者から依頼された者 (2) 地元捕獲隊等	必要時に捕獲隊の編成（銃器捕獲を行う場合は必須条件）	造林木等，水陸稲，野菜，居住環境（糞害）	
	ダイサギ	銃器網							水陸稲，養殖魚，居住環境（糞害）	
	チュウサギ	銃器網								
	コサギ	銃器網								
	ゴイサギ	銃器網								
	タイワンシロガシラ	銃器網							類似する鳥獣が害を与える農林産物，居住環境被害（糞害，人的被害等）	
	ウソ	銃器網								
	トビ	銃器								
	オナガ	銃器網								
	コジュケイ	銃器網								
	ムクドリ	銃器網								
	アライグマ	銃器わな								
	キツネ	銃器わな								

（第 15－2 表）　※法人捕獲による許可基準の日数については，指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数（羽又は個・頭）	許可対象者	留意事項		
地域振興局長及び支庁長等	テン（ツシマテンは対象外）	銃器わな	当該市町村の被害防止のために必要な区域	必要時通年	原則30日間以内	被害防止のために必要な羽数又は個・頭数	[法人捕獲] (1)国，地方公共団体（市町村） (2)法 9 条第 8 項により環境大臣の定める法人 [一般捕獲] (1) 被害者又は被害者から依頼された者 (2) 地元捕獲隊等	必要時に捕獲隊の編成（銃器捕獲を行う場合は必須条件）	類似する鳥獣が害を与える農林産物，居住環境被害（糞害，人的被害等）	
	イタチ・チョウセンイタチ（両方ともオスに限る）	銃器わな								
	ハクビシン	銃器わな								
	ノイヌ	銃器わな網								
	ノネコ	銃器わな網								
	上記以外で環境大臣以外の狩猟鳥獣	法令で禁止されている猟具以外の猟具を使用する								
知事	市町村長，地域振興局長等及び環境大臣以外の鳥獣									
	外来鳥獣（移入鳥獣）	捕獲の目的を達成するため必要と思われる方法，区域，時期，期間，員数とする。								

②鳥獣の種類ごとの許可基準　【生態系に係る被害の防止】[有害鳥獣捕獲許可]　　【県】

（第 15－3 表）

許可権者	鳥獣名	許可基準						許可対象者	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数（羽又は個・頭）	留意事項		
知事	外来鳥獣（移入鳥獣）	捕獲の目的を達成するため必要と思われる方法，区域，時期，期間，員数とする。						①国 ②地方公共団体 ③法第 9 条第 8 項の環境大臣の定める法人 ④上記①～③の者から依頼を受けた者	

※外来鳥獣とは，第四，1，(3)のこと

キ　被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の適正化のための体制の整備等

1)　方針（捕獲隊の現況等）

ニホンジカ，イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害等が甚大な地域については，その地域ごとに，あらかじめ捕獲隊※11（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう努め，市町村が編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るものとする。

その際，捕獲隊員の減少，高齢化等に対応するため，従来の取組に加え，市町村職員，農林業者等を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立するなどの新たな捕獲体制を確立するものとする。

また，市町村界を越え，広域な鳥獣管理を行う専門的な捕獲従事者を新たな捕獲の担い手として育成する取組などを推進するものとする。

一方で，捕獲活動中の事故などの予防対策や技術の継承を図るためにも経験の浅い者は技術や安全知識に優れた者と同じ隊へ編成するなど配置に十分配慮するものとする。

イノシシ等の大型獣類が人里に出没した場合の対応にあっては，迅速性や捕獲技術等の高い者との連絡体制を整備するものとする。

市街地周辺では，麻酔銃猟や空砲による追い払いなどの特殊な技術を要求される場合があるため，県及び市町村は，これらの技術を持った団体等との連絡体制を整備するものとする。

2)　捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

（第 16 表）■獣類　７種，鳥類７種

種類	対象鳥獣名	対　象　地　域	備　考
獣類	イノシシ等	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ニホンジカ等	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ニホンザル	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ノウサギ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	タヌキ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	アナグマ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
鳥類	スズメ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	カラス	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ヒヨドリ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ｶﾜﾗﾊﾞﾄ(ﾄﾞﾊﾞﾄ)	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	カモ類(狩猟鳥獣に限る)	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	キジ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	キジバト	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	

※イノシシ等（イノブタ，リュウキュウイノシシ含む），ニホンジカ等（ヤクシカ含む）

※11　捕獲隊は捕獲効果の向上と危険防止のため，「法人」「一般」を問わず編成し，できるだけ単独ではなく共同捕獲を行うものとする。（特に「イノシシ」「ニホンジカ」「ニホンザル」「カラス」は単独による捕獲は困難かつ，様々な事案発生が想定されるため，共同による捕獲を実施するよう努める。）

3) 指導事項の概要

鳥獣による被害対策は，捕獲のみの対応では不十分であることから，関係機関が連携して，生息環境の適切な保全や被害防止対策を図るなど，総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。

県が管理計画等を作成する際にも，市町村ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し，地域的な共通認識を図りながら，その内容を集落レベルまで周知するものとする。

また，県及び市町村においては，鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し，住民，民間団体等の協力を得ながら，関係行政部局と連携しつつ，地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

① 関係者間の連携強化

県鳥獣被害防止対策推進会議において，庁内関係課等（農村振興課，経営技術課，農業開発総合センター，自然保護課，森林経営課，森林技術総合センター）は連携を図り，関係する行政機関等が一体となった地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する。

また，各地域においても有害鳥獣捕獲を円滑に実施するため，各地域振興局，各支庁，市町村，農業協同組合，森林組合，狩猟者団体等で構成される連絡協議会の設置に努めるものとする。

② 隣接県との連携

県境を越えて生息分布するイノシシ･ニホンジカについて，隣接県と情報交換，連絡調整を行い相互の連携を図りながら一斉捕獲を実施する。

③ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては，必要に応じ，鳥獣の出現状況の把握・連絡，侵入防止柵などの技術普及，追い払い等の防止対策を行う体制の整備，効果的な取組事例の紹介，被害実態等の県民への情報提供により効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

④ 法人による予察捕獲

有害鳥獣捕獲については，捕獲隊を編成することが要件であることから，必要に応じ関係機関との連絡調整を行うものとする。

なお，当該市町村内で捕獲隊の編成数が不足する場合等においては，市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成することができることとし，その実施者の養成・確保にも併せて努めるものとする。

２ －４ その他特別の事由の場合

「学術研究を目的とする場合」，「鳥獣の保護を目的とする場合」，「鳥獣の管理を目的とする場合」以外を目的とした捕獲許可の範囲については，原則として次の基準による。

(1) 博物館，動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館，動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

博物館,動物園等の公共施設の飼育者,研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

3) 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類・数。

4) 期間

６か月以内。

5) 区域

原則として，規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし，特に必要と認められる場合はこの限りではない。

6) 方法

原則として，法第 12 条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。
ただし，他の猟法がなくやむを得ない事由がある場合は，この限りではない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

1) 許可権者

市町村長（平成 12 年４月１日付け権限委譲）

2) 許可対象者

新規の捕獲許可は行わない。

3) 鳥獣の種類・数

新規の捕獲許可は行わない。

4) 期間

新規の捕獲許可は行わない。

5) 区域

新規の捕獲許可は行わない。

6) 方法

新規の捕獲許可は行わない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が，遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

3) 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で，放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体。過度の近親交配の防止に必要な数。

4) 期間

６か月以内。

5) 区域

原則として，規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし，特に必要と認められる場合はこの限りではない。

6) 方法

原則として，わな・網・手捕りとする。

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

3) 鳥獣の種類・数

鵜飼漁業への利用の目的を達成するための種類・数。

4) 期間

６か月以内。

5) 区域

原則として，規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし，特に必要と認められる場合はこの限りではない。

6) 方法

手捕り。ただし,他の猟法がなく,やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

祭礼行事（現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの関係者から依頼を受けた者。

3) 鳥獣の種類・数

必要とする鳥獣類。伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（捕獲後の処置を放鳥とする）

4) 期間

30 日以内。

5) 区域

原則として，規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし，特に必要と認められる場合はこの限りではない。

6) 方法

原則として，法第 12 条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。
ただし，他の猟法がなくやむを得ない事由がある場合は，この限りではない。

(6) 前各号に掲げるもののほか，公益上の必要があると認められる目的

環境教育に利用する目的，環境影響評価のための調査，被害防止対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断)。

3) 鳥獣の種類・数

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断)。

4) 期間

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断)。

5) 区域

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断)。

6) 方法

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断)。

7) 留意事項

環境教育の目的，環境影響評価のための調査，被害防止対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は，学術研究に準じて取り扱うものとする。

３　その他，鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

３　－１　捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については，鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう，原則として，持ち帰ることとし，やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう山野等に放置せず適切な処理を行うものとする。

また，捕獲物等は，違法なものと誤認されないようにする。

なお，捕獲個体を致死させる場合は，「動物の殺処分方法に関する指針」（平成７年総理府告示第 40 号）に準じ，できる限り苦痛を与えない方法を用いて適切に処理するものとする。

さらに，次の場合にあっては，あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

① 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないため，放鳥獣の検討を行うこと。
② 錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから，生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には，あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し，適切に対応するよう努めること。
③ 狩猟鳥獣以外にあっては，捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録や動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）などの手続が必要となる場合があること。
④ 捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は，法第９条第１項違反となる場合があることについて，あらかじめ申請者に対して十分周知を図ること。

(2) 従事者の指揮監督

法人は，指揮監督の適正を期するため，それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに，従事者の台帳を整備するものとする。

(3) 錯誤捕獲の防止

捕獲許可した者は，捕獲等又は採取等の実施により錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるとともに，事前に関係地域住民等への周知を図るものとする。

３　－２　許可権限の市町村長への委譲

有害鳥獣捕獲については，生活環境及び農林水産業に係る被害に限って恒常的で害性の強い鳥獣や，市町村においてこれまで捕獲等又は採取等の実績が多いものについては，平成 13 年４月１日付けで市町村へ許可権限を委譲した。

また，愛玩のための飼養の目的の捕獲についても，平成 12 年４月１日付けで市町村へ権限委譲した。

なお，権限を市町村へ委譲したものについては，法，規則，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。），鳥獣保護管理事業計画に即した適切な業務の施行及び県に対する許可事務の執行及び許可に基づく捕獲状況報告が行われるよう助言するものとする。

３　－３　鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養を防止するため，以下の点に留意しつつ，個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

また，違法に捕獲した鳥獣については，飼養についても禁止されているので，不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

以下の点に留意しつつ，個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう指導するものとする。

① 登録票の更新は，飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については，羽毛の光沢や虹彩色，行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により，個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更

新を行うこと。

③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず，毀損時の写真，足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。[※12]

④ 平成23年度までに愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合，譲渡の経緯等を確認することにより１人が複数の個体を飼養するなど，不正な飼養が行われないようにすること。

３　－４　販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵並びにオオタカ及びその卵）の販売許可に当たっては，以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

② 捕獲したヤマドリが食用品として販売されることによって，違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど，その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は，販売する鳥獣の数量，所在地及び販売期間，販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

また，動物愛護管理法に基づく，手続きについても行うものとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は，販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること，販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

３　－５　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において，麻酔銃猟をする場合については，鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第９条第１項の規定による環境大臣又は都道府県知事の捕獲許可のほか，法第38条の２第１項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに，麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては，法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

第五　特定猟具使用禁止区域，特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

１　特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用（銃猟及びわな猟）に伴う危険の予防又は静穏の保持のための特定猟具使用禁止区域の指定については，都市化の進展，市街地の拡大を含む居住環境の変化，住民に危険が及ぶと予想されるような新たな地域の発生や鳥獣の生息状況の変化などに応じ，適切かつ柔軟に対応して指定にあたるものとする。

なお，特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため，以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

※12 鳥の寿命は正確に判明されていないが，山科鳥類研究所が標識放鳥し経過を観察調査したところ，ﾒｽﾞﾛ６年11ヶ月，ﾎｵｽﾞﾛ６年６ヶ月生存した個体の記録が残っている。よって10年以上飼育している個体は取扱いに注意する

ア　銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区，学校の所在する地区，病院の近傍，農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所，レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所，公道，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第６項の都市計画施設である公共空地等，市街地，人家稠密な場所及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所，その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ　静穏を保持するための地区

法第９条第３項第４号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

ウ　わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺，子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺，自然観察路，野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所，その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

（第 17 表）その１

種　類	単位区分	既特定猟具使用禁止区域 (A)	単位区分	本計画期間に<u>指定する</u>特定猟具使用禁止区域					
				29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (B)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	108	箇所	47	3	9	6	2	67
	面積(ha)	48,039	面積(ha)	32,632	358	4,847	1,666	416	39,919
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	—	箇所	—	—	—	—	—	—
	面積(ha)	—	面積(ha)	—	—	—	—	—	—
計	箇所	108	箇所	47	3	9	6	2	67
	面積(ha)	48,039	面積(ha)	32,632	358	4,847	1,666	416	39,919

（第17表）その２

種　類	単位区分	既特定猟具使用禁止区域(A)	単位区分	本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 ©)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	108	箇所						0
	面積(ha)	48,039	面積(ha)						0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	—	箇所	—	—	—	—	—	—
	面積(ha)	—	面積(ha)	—	—	—	—	—	—
計	箇所	108	箇所						
	面積(ha)	48,039	面積(ha)	0	0	0	0	0	0
種　類	単位区分	既特定猟具使用禁止区域(A)	単位区分	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					
				29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (D)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	108	箇所						0
	面積(ha)	48,039	面積(ha)						0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	—	箇所	—	—	—	—	—	—
	面積(ha)	—	面積(ha)	—	—	—	—	—	—
計	箇所	108	箇所						
	面積(ha)	48,039	面積(ha)	0	0	0	0	0	0
種　類	単位区分	既特定猟具使用禁止区域(A)	単位区分	本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					
				29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (E)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	108	箇所	47	3	9	6	2	67
	面積(ha)	48,039	面積(ha)	32,632	358	4,847	1,666	416	39,919
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	—	箇所	—	—	—	—	—	—
	面積(ha)	—	面積(ha)	—	—	—	—	—	—
計	箇所	108	箇所	47	3	9	6	2	67
	面積(ha)	48,039	面積(ha)	32,632	358	4,847	1,666	416	39,919

（第 17 表）その３

種　類	単位区分	既特定猟具使用禁止区域(A)	単位区分	計画期間中の増減 ※1	計画終了時の特定猟具使用禁止区域 ※2	備考
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	108	箇所	0	108	
	面積(ha)	48,039	面積(ha)	0	48,039	
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	―	箇所	―	―	
	面積(ha)	―	面積(ha)	―	―	
計	箇所	108	箇所	0	108	
	面積(ha)	48,039	面積(ha)	0	48,039	

※1　箇所：B-E　　面積：B+C-D
※2　箇所：A+B-E　　面積：A+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

（第 18 表）その１

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具使用禁止区域指定所在地	番号	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備考
平成29年度	鹿児島市	1	鹿児島	12,940	H29.11.1～H39.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	鹿児島市	2	中迫	72	H29.11.1～H39.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	鹿児島市	3	北平野	99	H29.11.1～H39.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	鹿児島市	4	桜島	1,700	H29.11.1～H39.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	日置市	5	伊集院	131	H29.11.1～H39.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	南九州市	6	川辺・麓川	673	H29.11.1～H39.10.31	南薩地域振興局再指定
	指宿市	7	摺ヶ浜	675	H29.11.1～H39.10.31	南薩地域振興局再指定
	指宿市	8	池田湖	1,120	H29.11.1～H39.10.31	南薩地域振興局再指定
	指宿市	9	開聞山麓	286	H29.11.1～H39.10.31	南薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	10	川内川流域	1,330	H29.11.1～H39.10.31	北薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	11	藺牟田池	174	H29.11.1～H39.10.31	北薩地域振興局再指定

（第18表）その２

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具使用禁止区域指定所在地	番号	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備考
平成29年度	薩摩川内市	12	舟見山牧場	146	H29.11.1～H39.10.31	北薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	13	県民自然レクリエーション村	60	H29.11.1～H39.10.31	北薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	14	江石	423	H29.11.1～H39.10.31	北薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	15	下甑	1,118	H29.11.1～H39.10.31	北薩地域振興局再指定
	出水市	16	上知識	855	H29.11.1～H39.10.31	北薩地域振興局再指定
	出水市	17	小原山	278	H29.11.1～H39.10.31	北薩地域振興局再指定
	伊佐市	18	大口	365	H29.11.1～H39.10.31	姶良・伊佐地域振興局再指定
	伊佐市	19	楠本川上流	44	H29.11.1～H39.10.31	姶良・伊佐地域振興局再指定
	鹿屋市	20	東原	1,180	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	鹿屋市	21	下小原池	36	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	東串良町	22	柏原	440	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	肝付町	23	前田原	502	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	曽於市	24	平原	39	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	曽於市	25	住吉	25	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	曽於市，志布志市	26	大鳥峡	185	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	志布志市	27	夏井	414	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	志布志市	28	通山	117	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	大崎町	29	益丸	432	H29.11.1～H39.10.31	大隅地域振興局再指定
	西之表市	30	西之表	301	H29.11.1～H39.10.31	熊毛支庁再指定
	南種子町	31	上中	195	H29.11.1～H39.10.31	熊毛支庁再指定
	南種子町	32	宝満池	187	H29.11.1～H39.10.31	熊毛支庁再指定
	南種子町	33	宇宙センター	1,000	H29.11.1～H39.10.31	熊毛支庁再指定
	屋久島町	34	小杉谷	618	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	35	楠川歩道	458	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定

（第18表）その３

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具使用禁止区域指定所在地	番号	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備考
平成29年度	屋久島町	36	宮之浦	448	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	37	永田歩道	526	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	38	田代ヶ浜	49	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	39	船行	674	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	40	高平	139	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	41	荒川	699	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	42	千尋の滝	121	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	43	尾之間	512	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	44	湯泊	409	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	45	花山	323	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	屋久島町	46	大川の滝	49	H29.11.1～H39.10.31	屋久島事務所再指定
	奄美市	47	アヤマル	65	H29.11.1～H39.10.31	大島支庁再指定
	計		47箇所	32,632		
平成30年度	鹿児島市	48	野下	29	H30.11.1～H40.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	日置市，南さつま市	49	中之里・大野原	250	H30.11.1～H40.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	薩摩川内市	50	永野	79	H30.11.1～H40.10.31	北薩地域振興局再指定
	計		3箇所	358		
平成31年度	鹿児島市	51	川路山	98	H31.11.1～H41.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	鹿児島市	52	一倉	268	H31.11.1～H41.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	日置市	53	美山	109	H31.11.1～H41.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	枕崎市	54	立神	360	H31.11.1～H41.10.31	南薩地域振興局再指定
	霧島市	55	国分・隼人	3,130	H31.11.1～H41.10.31	姶良・伊佐地域振興局再指定
	湧水町	56	栗野岳	476	H31.11.1～H41.10.31	姶良・伊佐地域振興局再指定
	伊佐市	57	湯之尾滝	89	H31.11.1～H41.10.31	姶良・伊佐地域振興局再指定

（第18表）その４

年度	**銃猟**に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具使用禁止区域指定所在地	番号	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備考
平成31年度	鹿屋市	58	たかくまふれあいの森	4	H31.11.1～H41.10.31	大隅地域振興局再指定
	肝付町	59	荒瀬ダム	313	H31.11.1～H41.10.31	大隅地域振興局再指定
	計		9箇所	4,847		
平成32年度	南さつま市	60	松ヶ迫	105	H32.11.1～H42.10.31	南薩地域振興局再指定
	南さつま市	61	高橋潟	340	H32.11.1～H42.10.31	南薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	62	内之尾	591	H32.11.1～H42.10.31	北薩地域振興局再指定
	出水市	63	武本	379	H32.11.1～H42.10.31	北薩地域振興局再指定
	伊佐市	64	大口育成牧場	197	H32.11.1～H42.10.31	姶良・伊佐地域振興局再指定
	垂水市	65	本城川	54	H32.11.1～H42.10.31	大隅地域振興局再指定
	計		6箇所	1,666		
平成33年度	南さつま市	66	高橋	278	H33.11.1～H43.10.31	南薩地域振興局再指定
	霧島市	67	高千穂	138	H33.11.1～H43.10.31	姶良・伊佐地域振興局再指定
	計		2箇所	416		
計			67箇所	39,919		

年度	**わな猟**に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具使用禁止区域指定所在地	番号	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備考
H29	－	－	－	－	－	
H30	－	－	－	－	－	
H31	－	－	－	－	－	
H32	－	－	－	－	－	
H33	－	－	－	－	－	
計	区域なし	－	－	－	－	

2　特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第 35 条第１項に規定する特定猟具の使用制限区域は，特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため，特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとされている。

休猟区解除後の区域については，狩猟者の集中的入猟が予想されるので，人身や財産に対する危険防止の観点から，必要に応じ，当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

(2) 銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画

指定計画なし。

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

指定内訳なし。

3　猟区設定のための指導

(1) 方針

本県での猟区の指定は無いところであるが，今後，猟区指定を行おうとする場合は，必要に応じて，市町村，狩猟者団体等と検討を行うものとする。

4　指定猟法禁止区域

(1) 方針

ア　指定に関する基本的な考え方と経緯

本県では，鉛製銃弾による水鳥等の鉛中毒事故防止を図る目的から，出水干拓地域指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域）を，第９次計画期間中に設定している。

なお，指定期間については，国の基本指針や通達等に準じ，終期は設定せず，当分の間，指定を継続するものとする。

イ　今後の指定方針

指定猟法禁止区域については，地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって，環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に，鉛製銃弾の使用については，鳥獣の鉛中毒が生じ，又は水鳥若しくは希少猛禽（きん）類の生息地において，鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的，継続的又は高頻度で実施され，鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について，鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し，分析・評価した上で，必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ，指定猟法禁止区域の指定をするものとする。

また，鉛製銃弾以外であって，わなを用いた捕獲等，地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには，科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い，関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ，必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を行うものとする。

ウ　指定猟法禁止区域内での許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については，指定猟法による捕獲等によって，地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど，鳥獣の保護に支障がある場合，又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど，生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可できる

ものとする。

エ　条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は，許可の期間の限定，区域の限定，鳥獣の種類及び数の限定のほか，捕獲物の処理の方法等について付するものとし，適正に取り扱うものとする。

(2) 指定猟法禁止区域の指定内訳

現在，指定している区域は，以下のとおりである。

これまでの指定状態を基本的にそのまま維持し，新規指定については，地域における合意形成に基づき柔軟に対応するものとする。

1)　指定年度

平成 16 年度

2)　所在地及び名称

出水市　出水干拓地指定猟法禁止区域

3)　指定面積

1,350ha

4)　指定期間

平成 16 年４月１日からとし，終期を定めない。

第六　特定計画※13の作成に関する事項

1　計画作成の目的

特定計画（以下，第六において，単に「計画」という。）は，それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について，科学的知見を踏まえながら，専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ，明確な保護又は管理の目標を設定し，これに基づき，個体群管理，生息環境管理及び被害防止対策の保護又は管理事業を総合的に講じることにより，科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進し，鳥獣の保護又は管理を図ることにより，人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

2　対象鳥獣

計画は，原則として，地域個体群を単位として作成する。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

保護計画の対象とする鳥獣は，生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小，生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって，生物多様性の確保，生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ，当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ，若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる，又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

※13　特定計画とは，第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画のこと。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

管理計画の対象とする鳥獣は，生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により，顕著な農林水産業被害等の人との軋轢(あつれき)が深刻化している鳥獣，自然生態系の攪乱(かく)を引き起こしている鳥獣等であって，生物の多様性の確保，生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から，当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ，当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ，又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

3　計画期間

計画期間は，生息動向等の変化に機動的に対応できるよう，原則として３～５年間程度とするものとする。

なお，上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため，原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定するものとする。

ただし，個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は，鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて，必要な改定を行うものとする。

また，計画の有効期間内であっても，計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は，必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

4　対象地域

計画の対象地域は，原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし，行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

5　計画の目標

保護又は管理の目標の設定に当たっては，科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう，あらかじめ当該地域個体群の生息動向，生息環境，被害状況，捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

保護又は管理の目標については，下記のとおり設定するものとする。

なお，下記の目標の設定に当たっては，必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境，被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い，それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

また，目標の設定は，適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下，科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ，問題解決的な姿勢で進めるものとする。

さらに，設定された目標については，保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて，順応的に見直しを行うものとする。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標

当該地域個体群に関する生息数，生息密度，分布域，確保すべき生息環境，被害等の程度等の中から，当該地域個体群の生息状況，被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して，生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護の目標を設定する。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標

当該地域個体群に関する生息数，生息密度，分布域，確保すべき生息環境，被害等の程度等の中から，当該地域個体群の生息状況，被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して，生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定する。

なお，特に，指定管理事業を実施する場合においては，科学的な知見に基づき適正な目標を設定できるよう，あらかじめ県において，当該鳥獣による被害状況や当該鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに，個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を実施し，必要な捕獲数を把握するものとする。

これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに，定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い，その結果を踏まえて管理の目標を見直すこととする。

また，生息環境管理及び被害防止対策についても，地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて，適切な目標を設定するよう努めるものとする。

６　保護事業又は管理事業

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に係る保護事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために，計画の目標を達成するための施策として，対象種の特性を踏まえた個体群管理，生息環境管理，被害防止対策等の多岐にわたる保護事業を，県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画・連携し，地域個体群の生息状況，鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお，目標が地区ごとに設定されている場合は，各地区の個体群の生息状況及び生息環境，被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて，それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また，鳥獣被害対策は，適切な目標設定による生息環境管理及び被害防止対策を実施することにより，被害発生の未然防止に努めるなど，効果的な保護事業に取り組むものとする。捕獲等により対応する場合においては，その必要性を慎重に判断するものとする。

ア　個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため，設定された目標を踏まえて，適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息数，生息密度，分布域，齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。

個体群管理に当たっては，年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに，毎年のモニタリングの結果等を踏まえ，別途，年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。

あわせて，これらの個体群管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ，また，狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数，場所，期間，方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により，計画の実施状況に関し関係者で共有し，年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ，目標達成を図るものとする。

なお，被害防止の目的の捕獲等を行う場合にあっても，地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については，必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し，又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また，モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに，可能な限り歯，角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

イ　生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために，その生息状況を踏まえ，鳥獣の採餌環境の改善，里地里山の適切な管理，河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより，生息環境管理の推進を図るものとする。

その際には，関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

また，特に生息環境として重要な地域については，極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し，さらに保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。

また，各種土地利用が行われるに当たっては，必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

ウ　被害防止対策

第一種特定鳥獣による被害があって，被害防止対策を実施する場合においては，個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ，実施するものとする。

具体的な内容としては，侵入防止柵や防鳥網等による予防，忌避剤や威嚇音等による追い払い，生ごみや未収穫作物の適切な管理，耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ，地域の関係機関や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお，侵入防止柵などの設置については，地域が一体となって，現地の状況に応じて，構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに，維持管理の徹底を図るものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に係る管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び管理を図るために，計画の目標を達成するための施策として，対象種の特性を踏まえた個体群管理，生息環境管理，被害防止対策等の多岐にわたる管理事業を，県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画，連携し，地域個体群の生息状況，鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお，目標が地区ごとに設定されている場合は，各地区の個体群の生息状況及び生息環境，被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて，それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また，鳥獣被害対策は，捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下，適切な目標設定による生息環境管理及び被害防止対策を実施することにより，被害発生の未然防止に努めるなど，効果的な管理事業に取り組むものとする。

ア　個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため，設定された目標を踏まえて，適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生息数，生息密度，分布域，齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。

個体群管理に当たっては，年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに，毎年のモニタリングの結果等を踏まえ，別途，年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。

あわせて，これらの個体群管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ，また，狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数，場所，期間，方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により，計画の実施状況に関し関係者で共有し，年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ，目標達成を図るものとする。

なお，地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については，必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し，又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また，モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに，可能な限り歯，角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

イ　生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために，里地里山の適切な管理，耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施することにより，生息環境管理の推進を図るものとする。

その際には，関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

ウ　被害防止対策

第二種特定鳥獣による被害があって，被害防止対策を実施する場合においては，個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ実施するものとする。

具体的な内容としては，侵入防止柵や防鳥網等による予防，忌避剤や威嚇音等による追い払い，生ごみや未収穫作物の適切な管理，耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ，地域の関係機関や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお，侵入防止柵などの設置については，地域が一体となって，現地の状況に応じて，構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに，維持管理の徹底を図るものとする。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

県が指定管理事業を実施する場合，あらかじめ管理計画において指定管理事業の実施に関する事項として，指定管理事業を実施する必要性，実施期間，実施区域，指定管理事業の目標，指定管理事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価，指定管理事業の実施者等を可能な範囲で定めるものとする。

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

当該鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に対する被害の動向，県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等），当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から，管理計画の目標を達成するに当たって，既存の個体群管理のための事業に加えて指定管理事業を実施することが必要な場合に実施するものとする。

(2) 実施期間

実施期間については，原則として管理計画の計画期間内で定めるものとし，また，原則として１年以内とするものとする。

なお，実施期間については対象鳥獣の生態，地域の実情等に応じて適切な期間で設定するものとし，必要に応じて年度をまたぐことも想定される。

(3) 実施区域

実施区域については，原則として管理計画の区域内とし，対象鳥獣の生態，地域の実情等に応じて適切な地域名（区域名）を定めるものとする。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理事業の目標については，指定管理事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう，指定管理事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績，個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づき定めるものとし，必要に応じて，生息数や生息密度，生息域，被害量等についても目標を定めても差し支えないものとする。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

指定管理事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については，管理計画と整合を図るよう留意し，実施の時期，方法等を簡潔に定めるものとする。

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

指定管理事業の実施者については，県又は国の機関とする。

8　計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は，次のとおりとする。ただし，地域の実情に応じ，適宜記載項目を追加するものとする。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

1) 計画策定の目的及び背景
2) 保護すべき鳥獣の種類
3) 計画の期間
4) 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
5) 第一種特定鳥獣の保護の目標
   ① 現状
      ・生息環境
      ・生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
      ・被害等及び被害防止状況
      ・その他
   ② 保護の目標
   ③ 目標を達成するための施策の基本的考え方
6) 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項
7) 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
   ① 生息環境の保護
   ② 生息環境の整備
8) その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項
   ・被害防止対策，モニタリング等の調査研究，計画の実施体制等について必要な事項を定める。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

1) 計画策定の目的及び背景
2) 管理すべき鳥獣の種類
3) 計画の期間
4) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
5) 第二種特定鳥獣の管理の目標
   ① 現状
      ・生息環境
      ・生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
      ・被害等及び被害防止状況
      ・その他
   ② 管理の目標
   ③ 目標を達成するための施策の基本的考え方
6) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
   （指定管理事業を実施する場合は必要に応じて当該事業に関する事項）
7) 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
   ① 生息環境の保護
   ② 生息環境の整備
8) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
   ・被害防止対策，モニタリング等の調査研究，計画の実施体制等について必要な事項を定める。

9　計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ，科学的知見に基づいた適正な目標並びに保護事業及び管理事業の設定を行うため，次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき，合意形成を図りながら保護及び管理を推進するため，学識経験者，関係行政機関，農林水産業団体，狩猟者団体，自然保護団体，地域住民等からなる検討会を設置し，計画の作成，実行方法等についての検討，評価等を行う。

この場合，必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を，別途設置するものとする。

また，計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため，県鳥獣行政部局，農林水産行政部局，天然記念物行政部局等の関係部局，市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。

なお，連絡協議会は，検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施するため，計画案については，法第７条第７項（第７条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県（教育委員会を含む。）と協議するとともに，保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

なお，日出前及び日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等を含む指定管理事業を実施することを想定している場合にあっては，管理計画の作成段階から，都道府県公安委員会との情報共有を行うものとする。

(3) 利害関係人の意見の聴取

法第７条第５項（第７条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する利害関係人の意見聴取については，県において計画の内容や地域の実情に応じ，関係行政機関，農林水産業団体，自然保護団体，狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し，公聴会の開催その他の方法により行うものとする。

また，対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

なお，国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む管理計画を定め，又は当該部分を変更しようとするときは，その内容が適切なものとなるよう，あらかじめ十分に時間的余裕をもって，当該の国の機関の長と協議をするものとする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は，環境大臣に報告するとともに，速やかにその概要を公表するよう努めるものとする。

(5) 計画に関する実施計画の作成

ア　公表

計画の目標を効果的・効率的に達成するため，検討会・連絡協議会において検討・協議した上で計画に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し，公表するよう努めるものとする。

イ　区域

実施計画が対象とする地域は，計画が作成されている地域のうち，県，市町村，市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域，又は，対象鳥獣の生息状況に基づ

いて，地域個体群の分布域あるいは河川，道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。

ウ　期間

計画期間は，対象種の生息状況に応じて，計画と整合の図られた期間とする。

エ　実施主体

実施計画に基づく保護又は管理の実施主体は，県及び市町村とし，必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

なお，管理計画の実施計画を策定する場合であって，当該実施計画の対象地域において，計画の目標を達成するために指定管理事業を実施する場合においては，当該実施計画と指定管理事業に関する実施計画の整合を図るものとする。

実施計画には，必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

1) 保護又は管理すべき鳥獣の種類
2) 計画の期間
3) 保護又は管理すべき区域
4) 保護又は管理の目標
5) 捕獲等又は数の調整に関する事項
（指定管理事業を実施する場合は必要に応じて当該事業に関する事項）
6) 生息地の保護及び整備に関する事項
7) 被害防止対策に関する事項
8) その他の保護又は管理のために必要な事項

(6) 実施計画に基づく保護又は管理の推進

実施計画に基づき，県，市町村等は，計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。

また，関係する行政機関の鳥獣担当部局，農林水産担当部局等は，鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し，対象鳥獣の個体群管理とともに被害防止対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等，鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り，総合的な取組の推進に向け，連携を図るものとする。

(7) モニタリング

第一種特定鳥獣又は第二種特定鳥獣の地域個体群の生息動向（生息数，生息密度，分布域，性別構成，齢構成，食性，栄養状態等），生息環境，被害等の程度等のうち，計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし，計画の進捗状況を点検するとともに，実施計画を作成する場合については，その検討に反映（フィードバック）させるものとする。

特に，第二種特定鳥獣については個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種，捕獲数（雌雄別，幼成獣別等），捕獲場所等）の確実な情報収集に努めるものとする。また，モニタリング結果の概要については，公表するものとする。

なお，既存の調査結果等の活用や，同一地域個体群に係る隣接県等との連携等，モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

１０　計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては，モニタリングの結果，既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し，設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性についての評価を行い，その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し，必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

モニタリング及び科学的な側面についての評価を行うに当たっては，鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく，必要に応じて外部の

専門家と連携して実施するものとする。

なお，計画の評価結果については，その概要を公表するものとする。

１１　計画の実行体制の整備

保護又は管理を適切に進めるため，前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究，個体群管理，生息環境管理，被害防止対策等を実施し得る体制を整備し，総合的な実施を図るとともに，必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により，保護又は管理の科学的・計画的な実施に努める。また，行政機関においては，鳥獣の保護及び管理に精通した人材を育成し，施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。

この際，鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し，効果的・効率的な実施を図るものとする。

保護及び管理を推進していく上で，地域住民の理解や協力は不可欠であることから，生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

特に，指定管理事業を実施する場合は，適切かつ効果的に事業を実施するため，県は，大学，研究機関，鳥獣の管理の専門家等との連携により，指定管理事業実施計画の作成，捕獲等の実施，結果の評価，生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。

（第 19 表）

作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣	計画の期間	対象区域	備　考
H29	● 農林業被害の軽減 ● 個体群の安定的維持	ニホンジカ	H29.4. 1 ～ H34.3.31	県内の以下の市町村 （鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曽於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，姶良市，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町）	第５期計画
H29	● 生態系被害の軽減 ● 農林業被害の軽減 ● 個体群の安定的維持	ヤクシカ	H29.4. 1 ～ H34.3.31	屋久島町（口永良部島を除く）	第３期計画
H29	● 農林業被害の軽減 ● 個体群の安定的維持	イノシシ	H29.4. 1 ～ H34.3.31	県内全域 （但し，西之表市，三島村，十島村，中種子町，南種子町，屋久島町，喜界町，和泊町，知名町，与論町を除く）	第３期計画

第七　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

１　方針

鳥獣の生息の状況の調査は，法第 78 条の２に基づき，実施に努めるものとする。

また，研究機関，博物館，研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ，調査研究体制を整備するものとする。

２　鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理を進める上で，狩猟及び有害鳥獣捕獲等による位置情報は，生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから，狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに，迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。

なお，各種調査の実施に当たっては，情報を５キロメートルメッシュ又は１キロメートルメッシュ（国土標準３次メッシュ）を単位として収集することにより，捕獲個体数・捕獲個体の性別・捕獲年月日・又は出会い数等の実態報告を受けて取りまとめ，生息密度や生息分布情報の標準化を図るものとする。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県に所在する鳥類の主な渡来地について，種別の生息数や飛来時期等，その越冬状況を明らかにするため，ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。

本調査は，毎年１月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお，短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため，調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により，調査精度の向上に努める。

また，これまでの調査結果を踏まえ，ガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査を実施し，生息分布及び生態などについて把握する。

1) 対象地域

県内一円（県内の河川・湖沼・干拓地，環境省より指定）

2) 調査年度

平成 29 年度から平成 33 年度

3) 調査方法・内容

地域，時間等を定めカウント方法によるセンサス調査を行う。

なお，広域的な保護管理が求められているカワウについても，同様の調査を行う。

4) 調査時期

１月中旬

(3) 希少野生鳥獣調査

これまでの調査結果を踏まえ，希少野生鳥獣の生息分布及び生態などについて把握し，鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（鹿児島県レッドデータブック 2016）改訂のため，必要に応じてフォローアップ調査を行う。

1) 対象地域

県内一円

2) 調査年度

平成 29 年度から平成 33 年度

3) 調査方法・内容

現地調査，文献調査などの必要な調査を行う。

4) 調査時期

必要な時期

(4) 狩猟鳥獣生息調査

狩猟鳥獣の生息状況を調査し，関係研究機関・関係団体との連携を図りつつ，狩猟の適正化に資するものとする。

狩猟鳥獣生息調査は，キジ（野生），ヤマドリ及びキツネを対象とし，狩猟者から捕獲又は出会い（目撃情報）の報告を受け，位置情報ごとに，個体の性別，年月日など必要事項を取りまとめ，県内分布状況の参考とする。

特に，ヤマドリ，キジの雌については，捕獲禁止措置に関わる資料として，重要であることから，その結果は環境省へも報告するものとし，狩猟による捕獲等を禁止しているキツネについては，目撃情報等を取りまとめ，次期捕獲禁止措置を検討するための指標とする。

1) 対象地域

県内一円

2) 対象鳥獣

キジ，ヤマドリ，キツネ

3) 調査年度

平成 29 年度から平成 33 年度

4) 調査方法・内容

① 狩猟者登録証を交付する際などに出会い数，捕獲数等が記録できる調査票を狩猟者に配布し調査を依頼する。
② 捕獲については，狩猟者が出猟時に捕獲した鳥獣の性別・捕獲日・捕獲数を返納する狩猟者登録証へ記入する。
③ 出合い数については，狩猟者必携巻末にある調査様式に上述と同様の内容を記入し県の機関へ提出する。
④ キツネについては，現在 H28.11.1～H33.10.31 まで捕獲禁止であるので，出合い数調査のみとする。なお，日常の目撃情報は通年対応とする。

5) 調査時期

狩猟期間

(5) 放鳥効果測定調査

放鳥効果測定調査は，毎年度，放鳥する養殖キジに対して行う。

標識である足環の装着は，放鳥事業を受託したキジ生産者に依頼し，位置情報ごとの放鳥数や放鳥個体ごとの標識番号を取りまとめて，狩猟における占有率・生存率の参考とする。

1) 対象地域

県内一円

2) 対象種類（鳥獣）

キジ（養殖し放鳥されたキジとする。）

3) 調査年度

平成 29 年度から平成 33 年度

4) 放鳥数

1500 羽／年，7,500 羽／５年間

5) 標識

足環（装着数　1,500 羽／年，7,500 羽／５年間）

6)　調査方法・内容

養殖キジに足環を装着して放鳥し,狩猟等による回収から,放鳥の効果を測定する。

(6) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査，捕獲等情報調査,密度指標調査及び被害状況調査を行うものとする。

また，指定管理鳥獣について，管理計画が定められている場合にあっては，捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行うものとする。

ア　第一種特定鳥獣

1)　対象地域

県内一円

2)　対象鳥獣

無し

3)　調査年度

平成 29 年度から平成 33 年度

4)　調査方法・内容

生態の基礎調査，捕獲等情報調査，密度指標調査及び被害状況調査等を行うものとする。

5)　調査時期

必要な時期

イ　第二種特定鳥獣

1)　対象地域

県内一円

2)　対象鳥獣

ニホンジカ（ヤクシカ含む），イノシシ（イノブタ含む）

3)　調査年度

平成 29 年度から平成 33 年度

4)　調査方法・内容

生態の基礎調査，捕獲等情報調査，密度指標調査及び被害状況調査を行うものとする。

5)　調査時期

必要な時期

ウ　指定管理鳥獣

1) 対象地域

県内一円

2) 対象鳥獣

ニホンジカ（ヤクシカ含む），イノシシ（イノブタ含む）

3) 調査年度

平成 29 年度から平成 33 年度

4) 調査方法・内容

生態の基礎調査，捕獲等情報調査，密度指標調査及び被害状況調査等により個体数推定を行うものとする。

5) 調査時期

必要な時期

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定，管理等を適正に行うため，対象となる地域において，鳥獣の生息状況，生息環境，被害等の計画的・継続的な調査に努めるものとする。

なお，調査に当たっては，その内容を検討・決定し，専門家等に依頼するほか，特別な技術を要しない調査は，調査目的に応じて，鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し，安全に配慮しながら実施するものとする。

1) 対象保護区等の名称

今回，指定（更新を含む）の鳥獣保護区

2) 調査年度

平成 29 年度から平成 33 年度

3) 調査方法・内容

生息環境及び分布調査の実施。（ルートセンサス法，既存文献調査）

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟，有害捕獲許可及び指定管理事業等での捕獲）については，捕獲を行った者から，捕獲努力量，捕獲年月日，捕獲の位置情報，捕獲個体の性別，捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別，目撃数等から収集するべき基本的な項目を定め，報告させることとする。

特に，指定管理鳥獣については，これらの結果から，単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や，個体数の推定等を行い，生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価するものとする。

また，捕獲の従事する者に対して，錯誤捕獲の実態（種類，数，時期，錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させることとする。

(3) 制度運用の概況情報

県は，法に基づいて行う制度の運用の概況を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに，国に報告することとする。

第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1　鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員に，鳥獣保護管理事業計画の内容，鳥獣の生息状況，狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し，鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努めるものとする。

また，警察当局等の協力を得ながら，効果的な取締りを行うものとする。

なお，行政効果を高めるため，計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修等を行い，専門的知識の向上を図るよう努めるものとする。

特に，特定計画の作成及び実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については，特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに，市町村担当職員の資質向上への支援を図るものとし，その際には国・大学等の学識者へ協力依頼を行うなど関係機関の活用等を検討するものとする。

また，鳥獣被害防止特措法の施行を受けて，鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから，市町村担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を関係機関と連携して行うよう努めることとする。

(2) 設置計画

（第 20 表）

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁	2 人	2 人	4 人	2 人	2 人	4 人	鳥獣保護区の指定及び管理，特別保護地区工作物設置等の許可，鳥獣生息調査，傷病鳥獣の救護，鳥獣保護思想の普及啓発，鳥獣各許可（学術等），休猟区・特定猟具使用禁止区域の指定，指定猟法禁止区域の指定，狩猟免許試験・更新，狩猟者登録（県外），有害鳥獣捕獲許可，狩猟鳥獣の捕獲禁止事務
環境林務部自然保護課 野生生物係	2 人	2 人	4 人	2 人	2 人	4 人	
地域振興局等		13 人	13 人		13 人	13 人	鳥獣保護区・休猟区・特定猟具使用禁止区域の指定・管理等，鳥獣生息調査，鳥獣保護員，傷病鳥獣救護，狩猟取締り等，狩猟免許試験・更新，狩猟者登録（県内），鳥獣捕獲許可（個体数調整・行政事務の遂行目的による捕獲・傷病鳥獣の保護による捕獲）
鹿児島地域振興局 農林水産部 林務水産課		2 人	2 人		2 人	2 人	
南薩地域振興局 農林水産部 林務水産課		2 人	2 人		2 人	2 人	
北薩地域振興局 農林水産部 林務水産課		2 人	2 人		2 人	2 人	
姶良･伊佐地域振興局 農林水産部 林務水産課		2 人	2 人		2 人	2 人	
大隅地域振興局 農林水産部 林務水産課		2 人	2 人		2 人	2 人	
熊毛支庁 農林水産部 林務水産課		1 人	1 人		1 人	1 人	
熊毛支庁 屋久島事務所 農林普及課		1 人	1 人		1 人	1 人	
大島支庁 農林水産部 林務水産課		1 人	1 人		1 人	1 人	
合　　計	2 人	15 人	17 人	2 人	15 人	17 人	

(3) 研修計画

(第 21 表)

名　　称	主催	時期	回数/年	規　模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護及び狩猟行政担当者会議	本　　庁	4	1	地域振興局担当者	17	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上，業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・鳥獣保護法令の基本的事項 ・鳥獣保護区等の狩猟制限制度 ・鳥獣保護行政実務知識一般	
市町村鳥獣保護行政担当者研修会	地域振興局等	5～6	1	市町村担当者	60	振興局管内の市町村へ権限委譲されている事務の修得並びに鳥獣保護及び狩猟行政事務全般の周知徹底を目的とする。 ・鳥獣保護法令の基本的事項 ・鳥獣保護区等の狩猟制限制度 ・鳥獣飼養指導取締等鳥獣保護行政一般	
九州各県鳥獣行政担当者会議	九州各県	11～1	1	九州ブロック	2	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上，業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥獣保護及び狩猟制度の習熟 ・各県における鳥獣行政に関する問題点の検討 ・その他，意見交換	鳥獣行政担当者
野生生物研修	環境省	6～12	1	全　　国	1	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上，業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥獣保護及び狩猟制度の習熟 ・鳥獣の生態と調査 ・司法警察員制度等	鳥獣行政担当者
野生鳥類に関する研修(事故・感染症)	環境省	9～12	1	全　　国	1	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上，業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥インフルエンザ対応マニュアル	鳥獣行政担当者

2　鳥獣保護管理員

(1) 方針

ア　鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は，狩猟取締り，鳥獣保護区の管理，鳥獣の生息状況等に関する調査，鳥獣の管理に関する助言・指導，環境教育の推進，普及啓発等とする。鳥獣保護管理員は，鳥獣保護管理事業の実施に関し，非常勤として県の事務を補助するものであって，ボランティアとは異なることから，雇用のための必要な報酬は確保する。

イ　鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は，鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識，技術及び経験を有し，鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし，その配置に当たっては鳥獣保護区の数，狩猟者登録を受けた者の数，取締りの実施状況，鳥獣保護思想の普及啓発状況等を勘案し適切に行うものとする。

ウ　鳥獣保護管理員の総数について

鳥獣保護管理員の総数は，地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ，専門知識等を有する鳥獣保護員が，鳥獣保護区等の巡視区域において，より密着した活動が可能となる人数を配置するものとする。

エ　鳥獣保護管理員の資質の維持・向上について

鳥獣保護管理員を対象とした研修等の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により，全員に所要の知識等を習得させるよう努めるものとする。また，鳥獣保護管理員の任期を更新する際には，身体的な適性能力の確認を行うなど，地域を管理する鳥獣保護管理員の資質が維持又は向上するよう努めるものとする。

(2) 設置計画

鳥獣保護管理員の配置については，上記(1)の方針に基づき 102 人を配置することとし，必要に応じて配置計画を見直すものとする。

(第 22 表)

基準設置数 (A)	平成 28 年度末		計画期間（増員・減員）					平成 33 年度末	
	人員 (B)	充足率 (B／A)	H29	H30	H31	H32	H33	計 (C)	充足率 (C／A)
人	人	%	人	人	人	人	人	人	%
102	102	100	0	0	0	0	0	102	100

(3) 年間活動計画

年間を通して鳥獣保護区等の整備，鳥獣生息調査，鳥獣違法捕獲（密猟）飼養指導取締り等，法令啓発・ＰＲ，愛がん用鳥類違法捕獲・飼養等指導取締り及び狩猟鳥獣生息調査等の指導を行うものとする。

さらに，11 月から３月にかけての猟期においては狩猟事故違反防止取締りを行うものとする。

(第 23 表)

活動内容	実施時期												備　考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理(制札の補修等)	←											→	各標識の要望調査や必要箇所の刈払いなど
狩猟取締りの実施(立入検査を含む)	←											→	狩猟期間 11/15～2/15 (一部 11/1～3/15) 鳥獣保護区等の巡視
一般住民及び狩猟者への指導	←											→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←											→	
鳥獣に関する諸調査(ｶﾞﾝ･ｶﾓ調査など)								←		→			ｶﾞﾝ･ｶﾓ調査，ｷｼ･ﾔﾏﾄﾞﾘの狩猟解禁日出会数調査

(4) 研修計画

年１回（４月）地域振興局等単位で，鳥獣保護管理法等に基づく鳥獣保護管理員の職務権限，鳥獣保護区等の制度，狩猟や有害鳥獣捕獲の制度，取締り指導，各種調査等に関する研修を鳥獣保護管理員に対し行うものとする。

（第 24 表）

名称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修会	県地域振興局等	４月 (辞令交付式時)	1	地域振興局等の単位	人 102	鳥獣保護管理行政に関する識見の向上及び鳥獣保護管理員の服務規程を指導するために行う。	各地域振興局管内の鳥獣保護管理員を対象とする

３　保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては，鳥獣の生息状況の継続的な把握や被害等の発生状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や管理計画に基づく鳥獣の管理等の適切かつ効果的な実施，地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い，保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

また，狩猟者は，狩猟活動を通じて鳥獣の目撃及び捕獲情報の提供や個体数管理の協力等，鳥獣の保護管理の担い手として大きな役割を担っており，その責務の重要性について，狩猟者の意識・自覚の高揚に努める。

その一方で，保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が進行しているため，狩猟者団体等の協力を得て，その実態を詳細に把握するとともに，狩猟者増加のための対策を検討し，有効な対策を講じるものとする。

また，狩猟者に過度に依存することなく，職務として捕獲に従事する者（専門的捕獲従事者）を育成する必要がある。

(2) 研修計画

（第 25 表）

名称	主催	時期	回数／年	対象	内容	備考
野生鳥獣保護管理に関する研修	県	狩猟免許更新時	１回	狩猟免許所持者	野生鳥獣の保護管理について	
捕獲技術研修会	県	通年	１回	市町村職員 狩猟免許所持者等	鳥獣ごとの捕獲技術に関する研修	

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟の社会的な意義を踏まえ，狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように，狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ，狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。

さらに，狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等，狩猟者確保のための方策の充実を図ることとする。

また，農林業者や市町村職員等を対象に，わな免許を新規取得するよう啓発に努めるとともに，既免許所持者への対応として，更新者等が受験しやすいよう休日開催等とするなど柔軟に検討し，免許所持者の減少防止にも努めることとする。

（第 26 表）

項目	実施回数	回数内訳	備考
狩猟免許（新規取得）	１４回以上	各振興局等単位に概ね２回開催 県庁は必要に応じた回数	
狩猟免許更新講習会	１４回以上	各振興局等単位に概ね２回開催 県庁は必要に応じた回数	

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

認定鳥獣捕獲等事業者は，鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合している事業者であり，鳥獣の生息状況や被害状況の調査，管理のための計画の検討，捕獲後のモニタリング，評価及び計画の見直しにも関与する等，地域の鳥獣保護管理の総合的な担い手の育成・確保に努めることとする。

4 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては，「鳥獣密猟の取締り」，「違法捕獲・飼養の取締り」，「狩猟事故・狩猟違反行為の取締り」については，必要に応じて，警察当局や鳥獣保護管理員，関係市町村職員と協力して，迅速かつ適正な取締りを実施するとともに，事故・違反の根絶に努めるものとする。

なお，取締りについては，迅速かつ適正な取締りを行うため，以下の方策を講じるものとする。

1) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
   ① 過去数年間において，違反多発区域がある場合，当該区域内の巡回に重点を置くこととする。
   ② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化することとする。なお，狩猟違反者の処分については，迅速に行うよう配慮する。
2) 特にタカ科，フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等，かすみ網の違法な使用，所持，販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。
3) 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については，警察当局等の協力を得ながら効果的な対応を行う。
4) 鳥獣の輸出入業者，飼養関係者，加工業者，食品関係者等を対象とし，鳥獣及びその加工品を定めて，流通段階における違法行為の取締りを必要に応じて実施する。
5) 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は，違法捕獲されたものである可能性があることから，鳥類の違法な飼養については，取締りを重点的に行うよう配慮する。
6) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため，法の知識及び実技の習得に加え，狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り，狩猟者団体等の協力を得て，講習会の開催等により，狩猟者の資質の向上に努める。
7) 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には，遺伝的な攪乱を防ぐ観点から，可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

(2) 年間計画

(第 27 表)

活動内容	実施時期												備　考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
野鳥の違反捕獲防止を目的とした広報活動	←	―	→										市町村公報誌等による広報活動の実施
野鳥の違反捕獲防止を目的とした巡視活動	←	―	→										集中巡視を鳥獣保護員に指示を行う(繁殖期)
違法飼養の確認等，巡回指導取締り（随時）	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→	県民による情報提供から，警察等と連携し対応
狩猟期間における取締り等								←	―	―	―	→	解禁日(11/15，一部11/1)は警察当局等と一斉ﾊﾟﾄﾛｰﾙ実施。 また，無登録者・日の出前・日没後の銃器使用取締り，猟期の前後(期間)

5　必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ，鳥獣行政の実施に対し効果的な対策を講じるものとする。

指定管理事業についても，国の支援を受けつつ必要な対策を講じるものとする。

第九　その他

1　狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類，区域，期間又は猟法の制限，狩猟者の登録数の制限，狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより，地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また，各種制度の運用に当たっては，狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ，関係者の意見を聴取しつつ，機動的に見直すよう努めるものとする。

2　傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣救護により，生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや，救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング，傷病の発生原因の究明による効果的な予防措置を実施することなど，救護の目的及び意義を明確化するものとする。

特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては，こうした目的及び意義を踏まえて，鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するなどの対応を図るものとする。

なお，大量死や異常な行動をとる個体等生態系の把握につながる情報を収集する観点から，情報の収集・把握の一元化等を図るものとする。

(1) 方針

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

ア　傷病鳥獣救護の基本的な考え方

1)　傷病鳥獣の救護・搬送にあたっては，地域振興局等職員による直接的な活動，自然

保護関係ボランティア団体や市町村職員との協力連携，傷病鳥獣を発見した県民（情報提供者）の善意等から成り立つものとし，救護・搬送の役割は限定せずに，状況に応じた対応ができるものとする。

2) 救護・搬送に当たっては，収容すべき目的及び意義を明確にし，これらを踏まえ対応にあたることとするが，有害鳥獣として捕獲対象となっている鳥獣及び外来鳥獣については対象としない。

3) 雛及び出生直後の幼獣は，近辺に親が存在している状況も考えられることから，傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないように正確な情報を県民に対し周知徹底する。

(2) 体制

傷病鳥獣の保護については，県獣医師会に所属する県内各地の指定診療施設で，治療・サポートが受けられる体制を整備している。

体制については，以下のとおり。

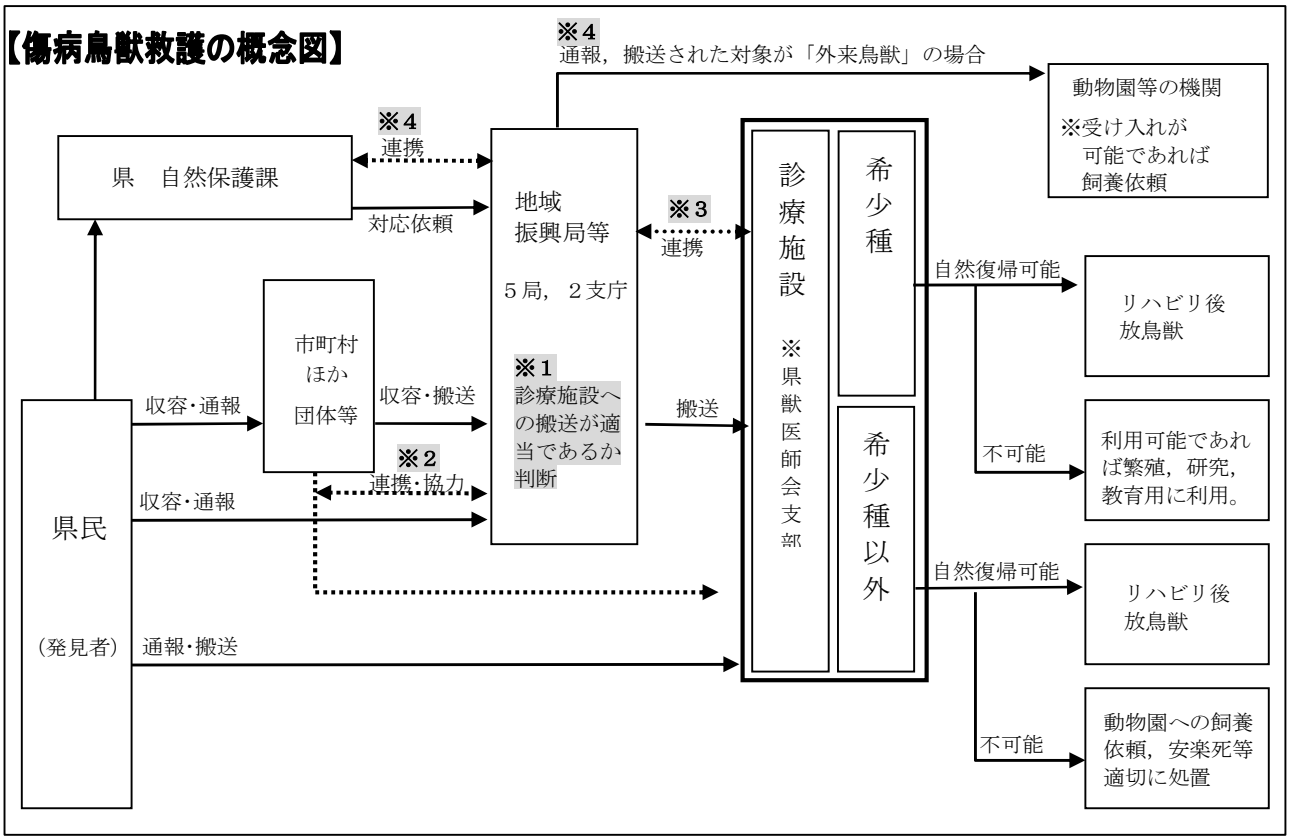

●留意事項

※1　有害鳥獣として捕獲対象となっている鳥獣（本計画書 第四，２－３，(2)，カ鳥獣の種類ごとの許可基準に示す有害鳥獣捕獲許可対象）及び外来鳥獣は傷病鳥獣としての救護は行わない。
対象外である鳥獣の保護要請を希望する県民（発見者）への対応は，県内の生物多様性の保全と適切な鳥獣保護管理を保つため個体数の調整が不可欠な場合があること，外来鳥獣等が引き起こす各種問題を勘案し教育的見地から受け入れてない旨の説明を行い，理解を得る対応とする。

※2　診療施設の搬送については，様々なケースが想定されるため，特に市町村と県機関において協力・連携を図るよう努める。

※3　県民（発見者）から通報又は直接搬送された鳥獣が外来鳥獣等である場合は，安楽死を原則とすることから診療施設と連携を図り適切な対応をとる。

※4　外来鳥獣等は原則，安楽死による対処とするが，動物園等の施設が終生飼養可能である場合はこの限りでない。判断に迷う場合は，自然保護課との連携により対処するものとする。

※外来鳥獣等とは，第四，１，（３）を参照のこと。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置

救護個体の取扱いは，以下のような考え方を基本として対応するものとする。

ア　傷病鳥獣の個体の処置の基本的な考え方

1) 収容に当たっては，法，種の保存法，外来生物法，動物愛護管理法，文化財保護法等関係する法令に基づき，法令の趣旨を踏まえ，必要な手続きを行う。
2) 希少鳥獣については，保護増殖に資するデータを収集するとともに，野生復帰が可能な個体については，治療及びリハビリテーションを行うよう診療施設の関係者と連携することとする。野生復帰が不可能な個体については，繁殖，研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行うこととする。これらの対処が困難な場合には，専門家等の意見も参考に，できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討するものとする。
3) 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については，原則として，できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし，外来生物法による手続きを経た上で終生飼養が可能な場合はこの限りではない。
4) 高病原性鳥インフルエンザに感染した疑いがある鳥類，または，隣接県もしくは県内で高病原性鳥インフルエンザが発生している時期に収容された鳥類は，診療施設に搬送せず，隔離収容又はできる限り苦痛を与えない方法で致死等の処置をとるものとする。※14
5) 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害の原因となるおそれのある鳥獣については，地域の事情に応じて，終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の処置をとるものとする。

(4) 感染症対策・普及啓発

収容個体は，速やかに隔離し必要な検査を行うとともに，人獣共通感染症の感染の有無を把握し，感染の可能性がある場合には，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律，狂犬病予防法等の関係法令等の規定に基づき，適切に対処する。

また，鳥獣への感染拡大や人への感染を防止するため，衛生管理には十分に留意し，必要な情報開示を行うものとする。

さらに，周囲で家畜伝染病予防法第２条に規定する家畜伝染病が発生している場合には，同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し，同病の感染が疑われる際は，農政部局等と調整し，適切な対応にあたる。

なお，救護に携わる者に対し，人獣共通感染症・家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに，行政担当者や救護ボランティアへ必要に応じて，衛生管理等に関する研修等を行うこととする。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

ア　放野の基本的な考え方

1) 対象個体の傷病が治癒していること，採餌能力，運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
2) 発見救護された場所で放野することを基本とし，それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪乱（かく）を及ぼすことのないような場所を選定する。
3) 感染症に関する検査や治療を行い，野生個体への感染症の伝播を予防する。

※14 参考資料(5)90ﾍﾟｰｼﾞに詳細（鳥インフルエンザ検査基準）を掲載

3　油等による汚染に伴う水鳥の救護

県は，大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え，関係地方公共団体が，互いに情報の収集や提供等を行い，救護活動が円滑に実施されるよう，連絡体制を必要に応じて整備するものとする。

また，民間含めた地域の関係者に対し，環境省が実施する研修を，受講させるよう努めるものとする。

4　感染症への対応※15

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて，国及び県内の関係機関との連絡体制を以下のとおり整備するよう努めるものとする。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザについては，人獣共通感染症であり，かつ，家禽（きん）への影響が大きいことから，環境省が示す「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき，ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに，農政部局等と連携・調整し適切な対応に努める。

高病原性鳥インフルエンザの発生時期における野鳥との関わりや接し方等を，県のホームページ等を用い県民へ情報提供し，不安や混乱が生じないよう必要な公報，周知を行うよう努める。

(2) その他感染症

その他の感染症については，鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により現状把握に努める。特に，口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には，周囲の鳥獣に異常がないか監視に努めるものとする。

5　普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については，年間計画を立て，鳥獣の保護に関する活動等を開催するなど，地域の特性に応じた効果的な普及等を実施するものとする。

普及啓発の際には，生物多様性の保全のためには，適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり，捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし，対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また，捕獲した鳥獣を食肉等として活用することを推進するよう努める。

また，愛鳥週間の行事としては，ポスター展示等を実施するとともに，生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。

ア　方針

愛鳥週間を中心に，愛鳥ポスターコンクール等を実施し，鳥獣保護思想の普及啓発を行うとともに，市町村・学校関係・日本野鳥の会・狩猟者団体を初めとする関係団体・ＮＰＯ等との協力体制の整備をより一層図るものとする。

また，生物多様性の保全のためには，適切な鳥獣保護管理が重要であり，個体数調整が不可欠な場合があることや，外来鳥獣等対策の必要性についての理解を求めるなど，教育的な見地も踏まえて普及啓発を図るよう努める。

※15　参考資料(4)89ﾍﾟｰｼﾞに鳥インフルエンザ未発生時を例とした概念図等を掲載

イ　事業の年間計画

（第 28 表）

事業内容	実施時期												備考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
愛鳥週間行事（展示）	←	→								●（表彰）			表彰，県内施設に掲示
愛鳥週間用ポスターコンクール（募集）		←	→										県内小･中学校，高校から募集，審査
普及啓発機材の整備，活用	←	→											一般県民（図書，展示品等）
愛鳥モデル校指導	←	→											指定小･中学校を対象

ウ　愛鳥週間行事等の計画

（第 29 表）

行事＼年度	H29	H30	H31	H32	H33
○愛鳥週間行事 県愛鳥週間作品コンクール （県主催）	・表彰・受賞ポスター展示　など				
○鳥獣保護実績発表 実績発表大会 （国主催）	・学校又は鳥獣関係団体からの推薦者				
○全国野鳥保護の集い 野生生物保護功労者表彰 （国主催）	・個人，学校又は鳥獣関係団体からの推薦者				

(2) 安易な餌付けの防止

ア　方針

鳥獣への安易な餌付けは，人の与える食物への依存や人馴れが進むことなどによる人身被害，農作物被害，個体間の接触が進むことによる感染症の拡大など，生態系や鳥獣保護管理への影響を多大に生じさせるおそれがある。

このため，安易な餌付けの防止に努めるとともに，県民への普及啓発を積極的に推進するものとする。

その際には，以下の点について留意するものとする。

1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。
2) 観光地等へ，鳥獣への餌付け行為を自粛させるための標識設置や，チラシ・リーフレット等を作成・配布するなど，関係市町村と必要に応じて連携し，普及啓発に努める。
3) 関係機関と連携し，生ゴミや未収穫作物等の残置された不適切な管理用地，耕作放棄など，結果として餌付けとなる行為の防止について普及啓発を行う。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため，猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど，猟犬の管理について狩猟者に注意を促すものとする。

(4) 野鳥の森等の整備

住民が親しく鳥獣に接する喜びを体験することができるよう，鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所等に巣箱の設置や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

(5) 愛鳥モデル校の指定※16

ア　方針

鳥獣の保護思想の普及の一環として，愛鳥思想高揚のための教育・クラブ活動が活発で，他の模範となる小・中学校を，地域的な配置を考慮しながら，愛鳥モデル校として指定する。

イ　指定期間

３年間とし，更新することもできる。

ウ　愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥獣に関する図書・ＤＶＤ・展示品等を貸与するとともに，県職員又は鳥獣保護管理員等がバードウォッチング等環境教育に関する指導助言を行う。

指定の初年度には，双眼鏡・鳥獣に関する図書を配布する。

エ　指定計画

（第 30 表）

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			平成 32 年度			平成 33 年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	4	2	6	5	1	6	3	3	6	4	2	6	5	1	6
中学校	2	4	6	5	1	6	5	1	6	2	4	6	5	1	6
小中学校	1	1	2	2		2	1	1	2	1	1	2	2		2
計	7	2	14	12	2	14	9	5	14	7	2	14	12	2	14

(6) 法令の普及徹底

ア　方針

鳥獣に関する法令のうち，法第８条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第 12 条第１項に基づく「かすみ網」の使用，法第 16 条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第 12 条第１項に基づく「とりもち等」の使用規制を含む。），法第 13 条第１項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣，鳥獣飼養登録制度，指定猟法禁止区域，法第 18 条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項，法第 26 条に基づく鳥獣等の輸

※16　H28 現在の県内モデル校は，参考資料(3)88 ﾍﾟｰｼﾞに掲載

入等の規制，法第 35 条に基づく特定猟具使用禁止区域等，法第 80 条第１項に基づく本法の適用除外等，特に，一般県民に関係ある事項，あるいは法改正により追加，変更された事項については，広報誌並びにホームページ掲載等により，その周知徹底を図るものとする。

イ　年間計画

（第 31 表）

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
捕獲規制制度	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	広報誌並びに県ホームページ掲載等による	一般県民
飼養登録制度	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	広報誌並びに県ホームページ掲載等による	一般県民
狩猟制度				←	—	—	—	—	—	→			広報誌並びに県ホームページ掲載等による	狩猟者
鳥獣捕獲許可及び鳥獣飼養登録についての市町村等への指導	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	広報誌並びに県ホームページ掲載等による	市町村職員

［参考資料］

項目		頁
（１）	鳥獣保護区の新規指定・更新・区域拡大・期間満了に伴う箇所一覧	84
（２）	特別保護地区（再指定）の概要	87
（３）	県内の小学校，中学校の数及び愛鳥モデル校一覧	88
（４）	野鳥一般における高病原性鳥インフルエンザ未発生時の感染症対策の概念図等	89
（５）	国が示す死亡野鳥の検査基準	90
（６）	わなの使用に当たっての許可基準	91
（７）	被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等①（一般捕獲と法人捕獲）	93
（８）	被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等②（狩猟免許不所持者）	94
（９）	市町村別の予察捕獲と農林業被害状況	96
(10)	県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）	99
(11)	県希少鳥獣一覧	108
(12)	鳥獣の捕獲に関する事務取扱フロー図	109

参考（1）

鳥獣保護区の新規指定・更新・区域拡大・期間満了に伴う箇所一覧

鳥獣保護区名：森林鳥獣生息地の保護区　　【単位：箇所，ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
H29	5	5,161	5	5,161			
H30	1	3,997	1	3,997			
H31	6	5,753	6	5,205		-548	
H32	2	1,357	2	1,357			
H33	2	1,715	2	1,715			
計	16	17,983	16	17,435		-548	

鳥獣保護区名：希少鳥獣生息地の保護区　　【単位：箇所，ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
H29	3	1,050	3	1,050			
H30	2	906	2	906			
H31	1	748	1	748			
H32	1	748	1	748			
H33	1	748	1	748			
計	8	4,200	8	4,200			

鳥獣保護区名：身近な鳥獣生息地の保護区　　【単位：箇所，ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
H29	5	372	5	372			
H30	6	456	6	456			
H31	7	190	7	190			
H32	4	147	4	147			
H33	3	135	3	135			
計	25	1,300	25	1,300			

鳥獣保護区名：集団渡来地の保護区　　【単位：箇所，ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
H29							
H30							
H31							
H32	1	172	1	172			
H33							
計	1	172	1	172			

【単位：箇所，ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
合計	50	23,655	50	23,107		-548	

■第 12 次鳥獣保護管理事業計画　振興局等別鳥獣保護区

振興局等	保護区名	設定区分	特 有無		面積		面積	指定年	次　期 更新年	存続 期間
鹿児島	沖小島	希少鳥獣生息地	有	更新対象	5	更新	5	2007	2017	10
南薩	神殿	身近な鳥獣生息地		更新対象	141	更新	141	2008	2018	10
南薩	野間岬	森林鳥獣生息地		更新対象	207	更新	207	2010	2020	10
北薩	出水小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	42	更新	42	1967	2017	10
北薩	寺山	森林鳥獣生息地		更新対象	420	更新	420	1987	2017	10
北薩	長島	森林鳥獣生息地		更新対象	3,997	更新	3,997	1978	2018	10
北薩	丸山公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	55	更新	55	1978	2018	10
北薩	鹿島	森林鳥獣生息地		更新対象	390	更新	390	1989	2019	10
北薩	滝の山	身近な鳥獣生息地		更新対象	95	更新	95	1989	2019	10
姶良・伊佐	宮内小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	30	更新	30	1967	2017	10
姶良・伊佐	丸岡公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	185	更新	185	1972	2017	10
姶良・伊佐	黒石	森林鳥獣生息地		更新対象	74	更新	74	1997	2017	10
姶良・伊佐	溝辺小中学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	12	更新	12	1978	2018	10
姶良・伊佐	天降川	身近な鳥獣生息地		更新対象	109	更新	109	1998	2018	10
姶良・伊佐	上野原	森林鳥獣生息地		更新対象	598	更新	598	1999	2019	10
姶良・伊佐	住吉	身近な鳥獣生息地		更新対象	25	更新	25	2009	2019	10
姶良・伊佐	忠元	身近な鳥獣生息地		更新対象	120	更新	120	1970	2020	10
姶良・伊佐	城山公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	12	更新	12	1980	2020	10
大隅	高峠	森林鳥獣生息地		更新対象	3,404	更新	3,404	1977	2017	10
大隅	陣岳	森林鳥獣生息地		更新対象	838	更新	838	1997	2017	10
大隅	平和公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	112	更新	112	1997	2017	10
大隅	上場	身近な鳥獣生息地		更新対象	35	更新	35	1998	2018	10
大隅	福師岳	身近な鳥獣生息地		更新対象	104	更新	104	1998	2018	10
大隅	大隅	森林鳥獣生息地		更新対象	725	縮小	177	1979	2019	10
大隅	鶴峯小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	1979	2019	10

大隅	大塚山公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	12	更新	12	1990	2020	10
大隅	松山城跡	身近な鳥獣生息地		更新対象	35	更新	35	1991	2021	10
大隅	照葉樹の森	森林鳥獣生息地		更新対象	1,420	更新	1,420	2001	2021	10
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2017	1
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2018	1
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2019	1
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2020	1
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2021	1
屋久島	口永良部島	森林鳥獣生息地		更新対象	3,577	更新	3,577	1989	2019	10
屋久島	宮之浦	森林鳥獣生息地		更新対象	295	更新	295	1991	2021	10
大島	名瀬小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	3	更新	3	1967	2017	10
大島	笠利崎	森林鳥獣生息地		更新対象	425	更新	425	1977	2017	10
大島	金作原	希少鳥獣生息地		更新対象	297	更新	297	1997	2017	10
大島	金川岳	希少鳥獣生息地		更新対象	158	更新	158	1998	2018	10
大島	赤崎	森林鳥獣生息地		更新対象	156	更新	156	1979	2019	10
大島	大山	森林鳥獣生息地		更新対象	307	更新	307	1979	2019	10
大島	大和小中学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	3	更新	3	1979	2019	10
大島	蒲生崎	身近な鳥獣生息地		更新対象	45	更新	45	1999	2019	10
大島	らんかん山	身近な鳥獣生息地		更新対象	1	更新	1	1999	2019	10
大島	おがみ山	身近な鳥獣生息地		更新対象	11	更新	11	1999	2019	10
大島	犬田布	森林鳥獣生息地		更新対象	1,150	更新	1,150	1980	2020	10
大島	節子小中学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	3	更新	3	1980	2020	10
大島	大瀬海岸	集団渡来地		更新対象	172	更新	172	1990	2020	10
大島	越山	身近な鳥獣生息地		更新対象	97	更新	97	1981	2021	10
大島	神之嶺小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	3	更新	3	1981	2021	10
合計					23,655		23,107			

参考（2）　特別保護地区（再指定）の概要

<table>
<tr><td colspan="3">①区分</td><td colspan="2">希少鳥獣生息地の保護区</td><td rowspan="2">⑦地域の概要</td></tr>
<tr><td colspan="3">②名称</td><td colspan="2">沖小島　鳥獣保護区</td><td rowspan="3">当地区は，桜島の南西部，持木の沖合約 1.7㎞に位置する桜島の火山活動により生まれた島であり，外周約 1.4㎞，面積 53,512m2 の無人島である。
島全体は，南北に細長く中央に最高点標高 41.9mを中心として，周辺は，断崖でできているが，尾根部は緩傾斜となっている。
植生は，台地上にメダケやモウチクソウが繁茂し，周辺の斜面には，アコウやタブノキなどの高木が点在している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">③期間</td><td colspan="2">平成 29 年 11 月 1 日
～
平成 39 年 10 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">④関係市町村</td><td colspan="2">鹿児島市</td><td>⑧生息する鳥獣</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑤面積等</td><td colspan="2">5　ha</td><td rowspan="2">○鳥類

カツオドリ，コサギ，クロサギ，アオサギ，ミサゴ，トビ，ハヤブサ，キアシシギ，セグロカモメ，ウミネコ，キジバト，カワセミ，ヒヨドリ，イソヒヨドリ，ウチヤマセンニュウ，メジロ，アオジ，カワラヒワ，ハシボソガラス，キジ，ツバメ，シロハラ，ウグイス</td></tr>
<tr><td rowspan="8">⑥</td><td>地域名</td><td>指定権者等</td><td>名称等</td><td>⑨設定指定理由</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自然環境保全地域</td><td>国</td><td></td><td rowspan="3">当地区は，島内全域で夏鳥のウチャマセンニュウ（環境省及び鹿児島県レッドデータ 2016 で絶滅危惧Ⅱ種）の生息が多数確認されている。
また，繁殖行動（さえずり，巣，幼鳥等）も確認されており，繁殖している可能性も極めて高い。
同種の分布は，島嶼に限られ，極めて狭く局所的であり，開発等により生息地が破壊され，繁殖個体群が消滅する恐れがあるため，希少鳥獣生息地の保護区として指定したい。</td></tr>
<tr><td>県</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">自然公園</td><td>国立</td><td>［霧島屋久国立公園（5ha）］</td></tr>
<tr><td>国定</td><td></td><td rowspan="2">⑩備考</td></tr>
<tr><td>県立</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">保安林</td><td>第 10 号</td><td></td><td rowspan="3">※1
特別保護地区においては，「更新」という概念の事務手続きが制度上無いことから，「再指定」（指定と同様の手続き）による手続きを行うこととなる。

※2
特別保護地区及び国設鳥獣保護区以外の，県知事指定鳥獣保護区においては，「更新」の手続きによる設定があり，手続きも規定に準じ行われる。</td></tr>
<tr><td>第 10 号以外</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">文化財</td><td>国</td><td></td></tr>
<tr><td>県</td><td></td><td></td></tr>
</table>

参考（３）県内の小学校，中学校の数及び愛鳥モデル校一覧

【単位：校】

教育事務所名	小学校	中学校	うち，愛鳥モデル校
鹿児島教育事務所	116	62	
南薩教育事務所	49	19	
北薩教育事務所	75	34	出水市立荘中学校，出水市立高尾野中学校(2 校)
姶良・伊佐教育事務所	71	22	霧島市立塚脇小学校，姶良市立漆小学校(2 校)
大隅教育事務所	90	32	大崎町立大崎小学校，曽於市立財部南小学校，志布志市立潤ヶ野小学校(3 校)
熊毛教育事務所	34	7	
大島教育事務所	81	46	奄美市立崎原小中学校，瀬戸内町立篠川小中学校(2 校)
合計	516	222	愛鳥モデル校：9 校(H28 現在)

参考：「平成 28 年度 鹿児島県の教育行政」より抜粋

参考（４）　野鳥一般※における高病原性鳥インフルエンザ未発生時の感染症対策の概念図等

※１　自然保護課は，国及び県関係機関との調整や連携を図りながら必要な情報の提供に努める。
※２　地域振興局等においては，市町村との連携・協力体制を構築する。（対象獣の確保・搬送，休日対応の役割分担の整理など）
※３　鳥インフルエンザの発生期間における傷病鳥獣の取扱は特に注意し，各管内の診療施設関係者と体制等の打合せを行っておく。
※４　死亡個体の簡易検査については，国のマニュアルにより対応することとし，各管内の家畜保健衛生所関係者と打合せを行っておく。

●鳥インフルエンザが疑われる鳥獣等個体に対する対応の概念図

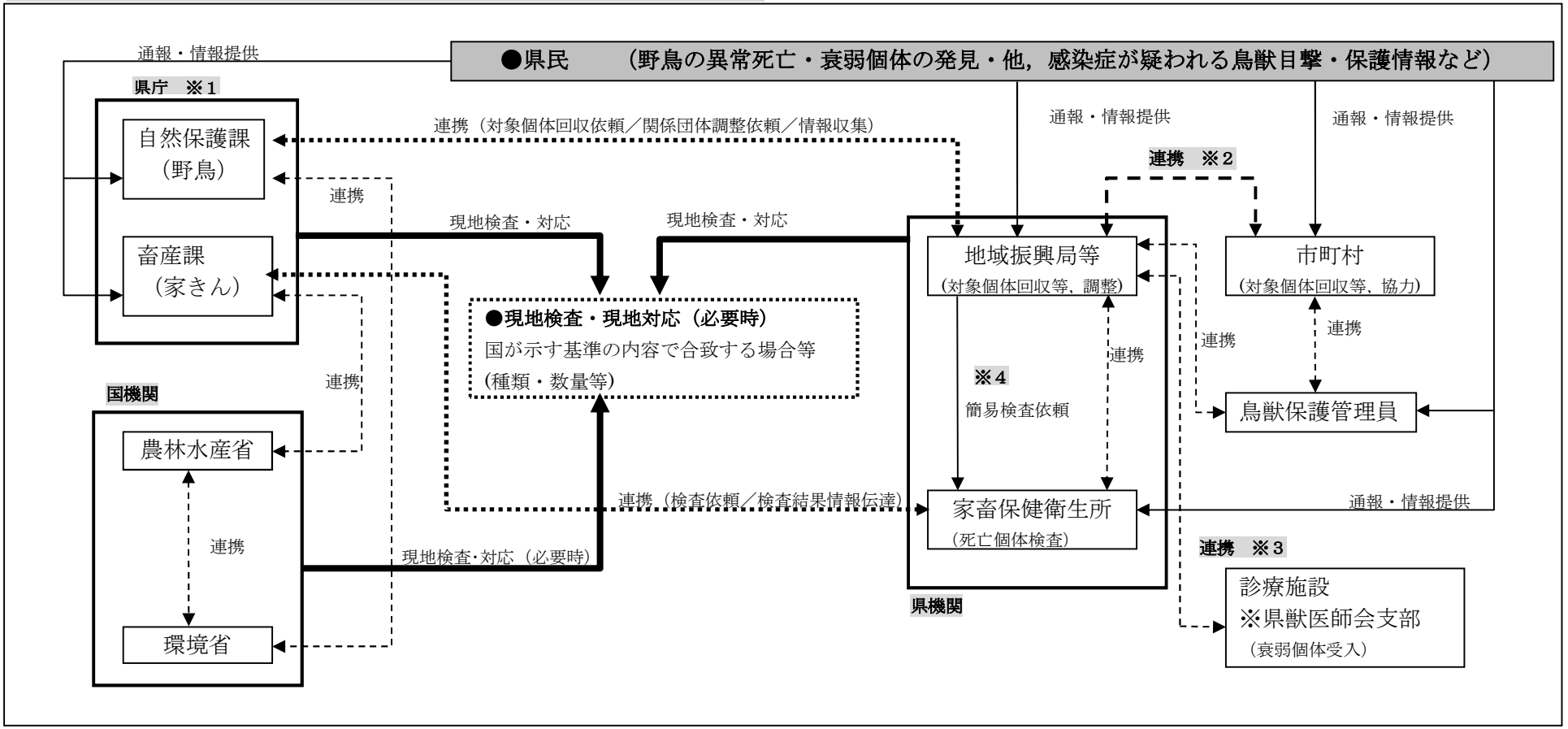

※　出水市のツル類は対象としない。

参考（５）　国が示す死亡野鳥の検査基準

※下表は，野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアルより抜粋

１　対応レベル毎の実施（検査対応）内容

レベル区分	内　　容	死亡野鳥　※リスク種は下記表参照			
		リスク種１	リスク種２	リスク種３	その他の種
対応レベル１	通常時 (情報収集監視体制)	１羽以上	３羽以上	10 羽以上	10 羽以上
対応レベル２	国内発生[単発箇所での発生] (監視強化体制時)	１羽以上	１羽以上	10 羽以上	10 羽以上
対応レベル３	国内発生[複数箇所での発生] (監視強化体制時)	１羽以上	１羽以上	５羽以上	10 羽以上
野鳥監視 重点区域	発生地周辺 10km 以内 (近隣国発生時又は発生地周辺に必要に応じて環境省が判断)	１羽以上	１羽以上	３羽以上	３羽以上

※対応レベルの判断は環境省が行い，自然保護課に通知された後各振興局等へ伝達する

２　リスク種（９目１０科）

種類	鳥　　類　　名　　称			
リスク種１ 18 種	●カモ目カモ科 シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ キンクロハジロ	●タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ オオタカ ハイタカ ノスリ サシバ クマタカ チュウヒ	●ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ チョウゲンボウ	●重度の神経症状が観察された水鳥類
リスク種２ 17 種	●カモ目カモ科 マガモ オナガガモ ホシハジロ スズガモ トモエガモ	●チドリ目カモメ科 ユリカモメ ●カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ ハジロカイツブリ カンムリカイツブリ	●ツル目ツル科 タンチョウヅル ナベヅル マナヅル ●ツル目クイナ科 バン オオバン	●フクロウ目フクロウ科 ワシミミズク コノハズク フクロウ
リスク種３	●カモ目カモ科 カルガモ コガモ ヒドリガモ等 (リスク種１，２以外全種)	●チドリ目カモメ科 セグロカモメ ウミネコ等 (リスク種１，２以外全種) ●カツオドリ目ウ科 カワウ	●ペリカン目サギ科 ゴイサギ ダイサギ コサギ アオサギ等 (サギ等全種)	●フクロウ目フクロウ科 コミミズク等 (リスク種１，２以外全種) ●タカ目タカ科 トビ等 (リスク種１，２以外全種) ●ハヤブサ目 コチョウゲンボウ等 (リスク種１，２以外全種)
その他の種	➢上記以外の鳥種全て。 ➢猛禽類以外の陸鳥類については，ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ以外は国内感染例が知られておらず，海外でも感染例は少ないことからその他の種とする。 ➢多数の死亡が見られた場合や平成 16 年度のﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽのように感染死体を食べた等，感染が疑われる状態があった場合に検査することとする。			

参考（6）　わなの使用に当たっての許可基準

（環境省資料）

くくりわな（締付け防止金具及びよりもどし）の例

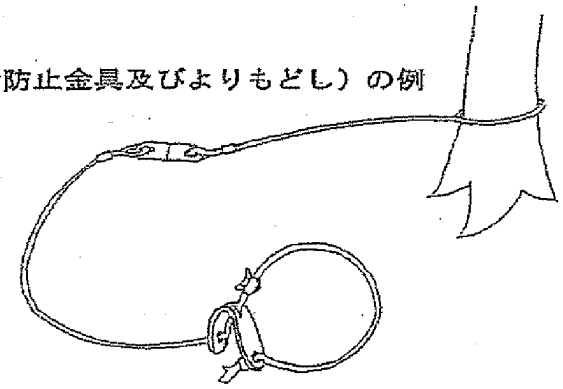

1）締付け防止金具

→方向に金具を引くことで、　　容易に輪を広げられる金具、又は　　輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具

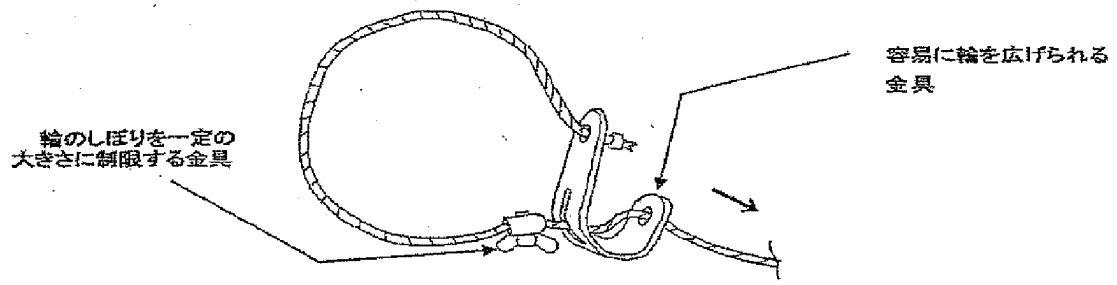

2）よりもどし

金具の両端が回転することができる構造

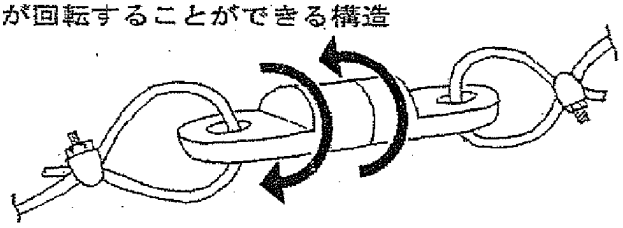

とらばさみ（衝撃緩衝器具）の例※

3）衝撃緩衝器具

ゴム製等のパッド（B）を（A）の位置に装着して使用する。

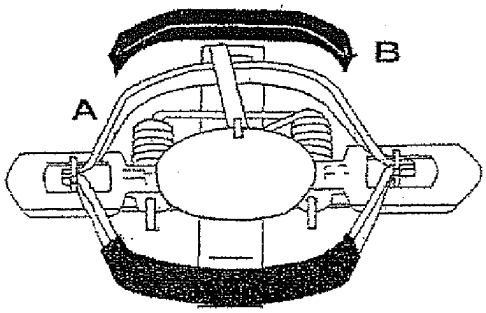

※狩猟以外の目的での捕獲等について，やむを得ない事由が認められる場合に限定

●「くくりわな」の締付け防止機能の整理

捕獲された動物が必要以上に締め付けられることを防止するため，「締付け防止機能」として図①の金具取付けを指導している。

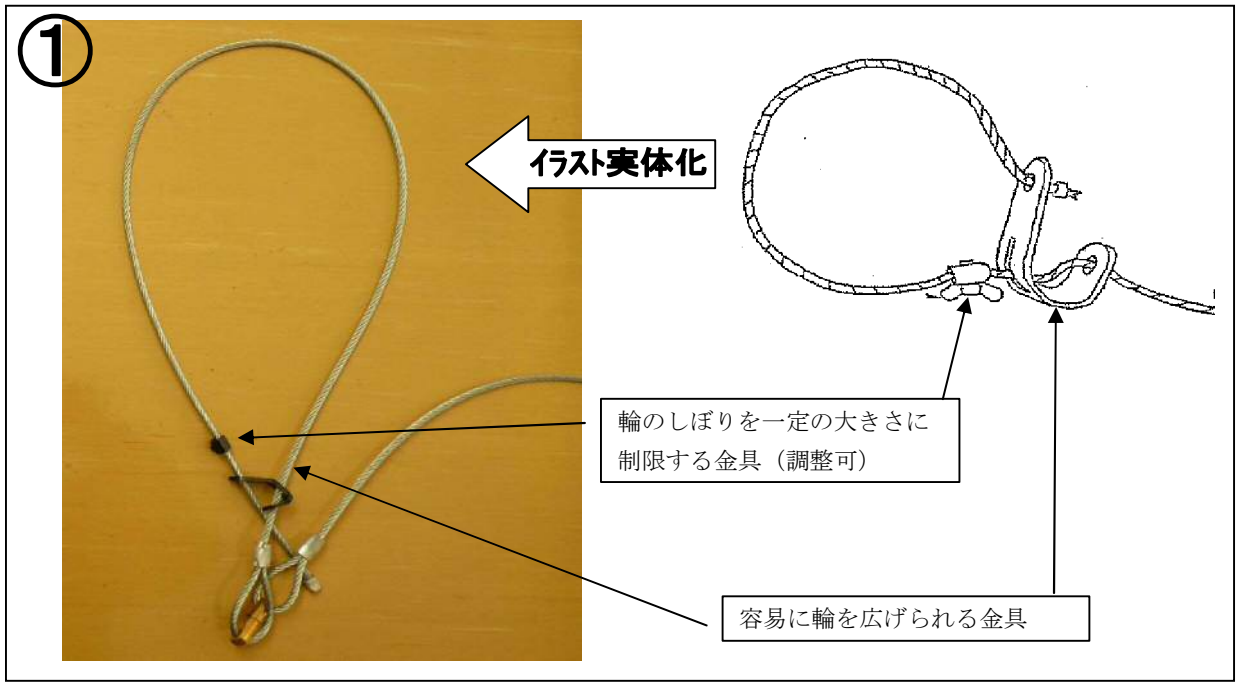

※金具同士が干渉し合い，一定の輪の大きさから小さくすることができなくなる。

ただし，「容易に輪を広げられる金具」や，「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具」を，ワイヤーの加工等により代用しても，締付け防止機能の効果が維持できれば，図①に限定していない。

なお，図②は，「容易に輪を広げられる金具」の代用した一例である。

この適用は，イノシシ，ニホンジカ（ヤクシカを含む。）の第二種特定鳥獣管理計画（H29.4.1 ～H34.3.31）の「第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われる区域」の狩猟に限られる。

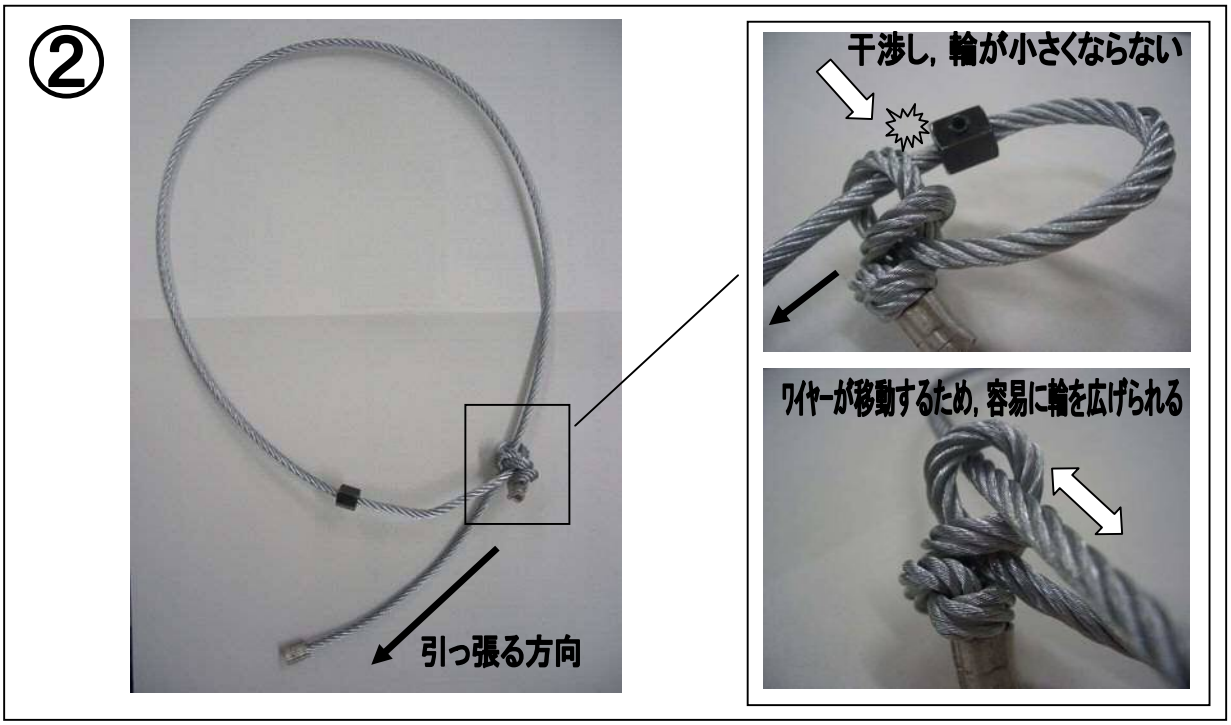

参考（7）

被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等①(一般捕獲と法人捕獲)

区　　分	捕獲実施者　（一般捕獲）	捕獲従事者（法人捕獲）
捕獲の目的	野生鳥獣による農林水産業被害，生活環境の悪化，生態系※に係る被害の防止	野生鳥獣による農林水産業被害，生活環境の悪化，生態系※に係る被害の防止
狩猟免許の有無	必要	必要
補償能力の有無	必要 (一社)大日本猟友会が扱う強制加入保険（猟友会員のみ加入できる），や民間会社等が扱う保険の加入など	必要 (一社)大日本猟友会が扱う強制加入保険（猟友会員のみ加入できる），や民間会社等が扱う保険の加入など
使用できる猟具	所持している狩猟免許で使用できる全ての法定猟具が使用できる。	所持している狩猟免許で使用できる全ての法定猟具が使用できる。
捕獲する時期	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。 有害鳥獣捕獲対策協議会において予察表を作成している場合は，被害発生前の捕獲を，農作物等収穫期を考慮しながら実施できる。(特定される鳥獣からの被害が予想される場合)
捕獲できる対象鳥獣	捕獲依頼のあった対象鳥獣。 自らが被害を受けた鳥獣。	捕獲指示のあった鳥獣。
捕獲を行う区域	鳥獣により被害のあった区域。	鳥獣により被害のあった区域。 予察捕獲に当たっては，被害が予想される区域も含めることができるが，捕獲区域に含める明確な理由付けを行うこと。 (原則狩猟期間中の有害捕獲は行わないこととするが，やむを得ず，狩猟期間に有害鳥獣捕獲を行う場合，明確に有害捕獲と狩猟の差別化を図る)
備考	・ 共同捕獲が適当と認められる場合は，捕獲隊を編成する。 ・ 銃器による捕獲を行う実施者は１年以上の狩猟経験を有する者であること。但し，地域事情や正当な理由がある場合はこの限りでない。また，わなによる捕獲実施者については狩猟経験年数は問わない。	・ 共同捕獲が適当と認められる場合は，捕獲隊を編成する。 ・ 銃器による捕獲を行う従事者は１年以上の狩猟経験を有する者であること。但し，地域事情や正当な理由がある場合はこの限りでない。また，わなによる捕獲従事者については狩猟経験年数は問わない。

※ 生態系被害防止による捕獲の許可は，本庁（自然保護課）許可

参考（8）

被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等②（狩猟免許不所持者）

※第四，２－３，(2)参照

区　　分	捕獲実施者 （農林業者による捕獲）	捕獲従事補助者 （法人，共同による捕獲）
捕　獲　の　目　的	農林業被害の防止	農林業被害の防止
狩猟免許の有無	無	無
捕　獲　す　る　時　期	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。 予察捕獲は実施できないので注意	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。 捕獲協議会において予察表を作成している場合は，被害発生前の捕獲を，農作物等収穫期を考慮しながら実施できる。（特定される鳥獣からの被害が予想される場合）
捕　獲　を　行　う　区　域	自らの事業地（所有する農地・林地，借地，業務受託した農地・林地）内の被害発生地域に限る。 （業務受託した農地・林地は土地所有者の了解を得ているものに限る）	捕獲指示書に示す区域
使用できる猟具 捕獲の方法など	「小型の箱わな[※1]」，「つき網」，「囲いわな」に限る。ただし，１日１回以上の見回りが実施できる場合に限る。	「箱わな」，「囲いわな」に限る。 ※狩猟免許所持者の監督下で，わなの設置に係る十分な経験や実績を積んでおり，かつ，連絡を受ければ狩猟免許所持者がいつでも駆けつけられる場合等，狩猟免許所持者による立会と同等以上の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも，許可対象として認められるものと解して差し支えない。 また，上記のもとで止めさし作業を行う場合は，有害鳥獣捕獲対策協議会等において捕獲従事補助者を決定する。 わな及び餌の見回り，交換及び通報は捕獲従事補助者のみでも可能とする。
捕獲できる対象鳥獣	被害を及ぼした獣類に限る。	捕獲指示書に示された鳥獣類
備　　考	「農林業者の定義」 農業又は林業（日本標準産業分類・中分類 01 のうち小分類 011～013 及び中分類 02 のうち小分類 021～023 に限る）を行っている者であって，一定の収入を得ている者を指し，専ら自家消費のために作物を栽培している者は含まない。	・法人（市町村等）は，狩猟免許不所持者を捕獲従事補助者として捕獲隊（捕獲班）に含める場合は，技術講習会を行う必要がある。 ・捕獲従事補助者が止めさし作業を行う場合は，従事者証（様式第７号）の条件欄にその旨を記載する。

※1 「小型の箱わな」とは，幅(W)×高さ(H)×奥行き(D)の３辺の合計値が概ね 2m以内を目安とする。

農林業被害防止の目的で，狩猟者免許（わな）を所持しない者を含め共同捕獲（法人・予察）を行う場合の概念図

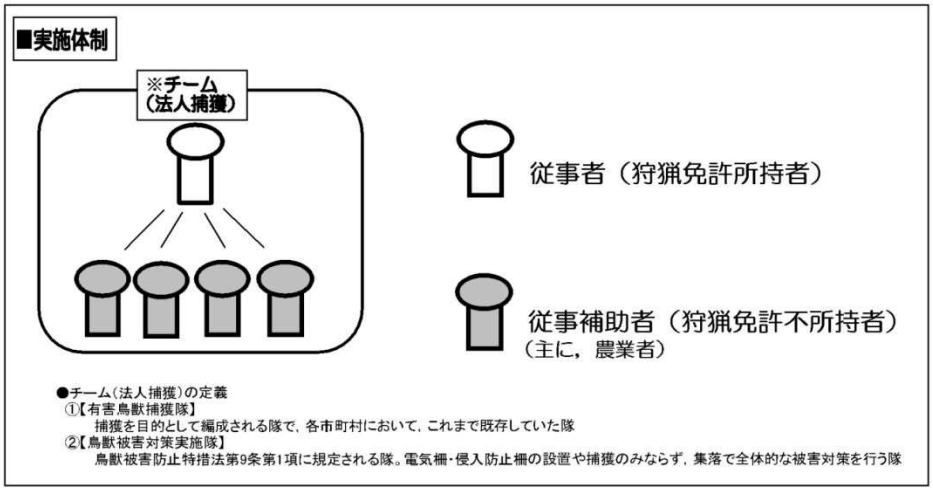

■役割分担

は，従事者（狩猟免許所持者）の監督下において，作業が可能となる。

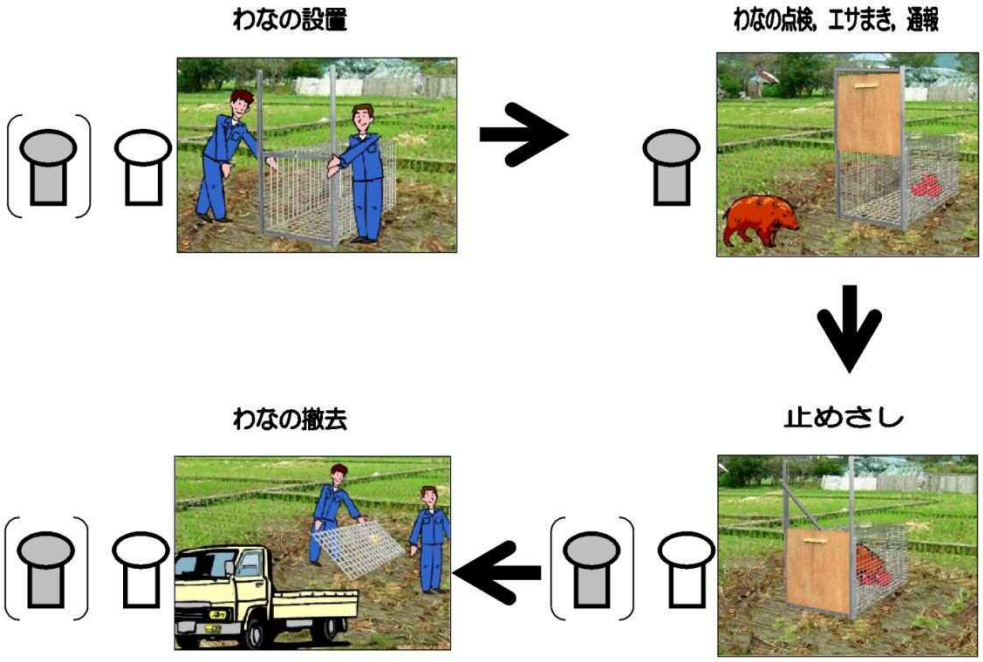

【各者の作業可能範囲】

	従事者証	罠設置	餌付け	見回り	罠再設置※	止めさし	罠撤去
所持者	○	○	○	○	○	○	○
不所持者	○	○	○	○	○	●	○

※罠再設置とは，誤動作による扉の開閉作業のこと。

○可，●有害鳥獣捕獲対策協議会等で捕獲従事補助者を決定し，従事者証の条件に記載する。

参考（９）　市町村別の予察捕獲と農林業被害状況

■平成 28 年度　市町村別の有害鳥獣捕獲における予察一覧

振興局	市町村名	有害鳥獣捕獲許可対象の鳥獣名														
		イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	タヌキ	カラス	アナグマ	ヒヨドリ	スズメ	カワラバト（ドバト）	ノウサギ	カモ類	カワウ	キジバト	キジ	その他
鹿児島	鹿児島市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
	日置市	○●	●	○	○	○●	○●		○●		○	○●				
	いちき串木野市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	三島村															
	十島村															
南薩	枕崎市	●	●	●	●	●	●									
	指宿市	○●	●	○	○	○	○	○								
	南さつま市	○●	○●	●	○●	○●	○●	●	●	◎	●	○●				
	南九州市	○●	○	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○			
北薩	阿久根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	出水市	○	●	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●			
	薩摩川内市	○	●	○	●	●	●	●	●	●◎	●	●	●		●	
	さつま町	○	○	○	○	○	○	○●	○●	○●	○●					
	長島町	○	○	○	○	○		○	○	○	○					
姶良伊佐	霧島市	○●	○●	○●	○●	○●◎	○●	○●	○●	○●◎	○●	○●				
	伊佐市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
	姶良市	○●	○	○●	○	●◎	●			◎						
	湧水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
大隅	鹿屋市	○	○		○	○	○	○		○			●			
	垂水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	曽於市	○	○	○	○	○		○	○	○	○					
	志布志市	○●	○●	○●	○●◎	○●◎	○●◎	○●	○●	○●	○●	○●	●	●		
	大崎町	●	●		●	●◎	●	●	●	●	●	●		●		
	東串良町	○	○		○	○	○	○				○				
	錦江町	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●					
	南大隅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	肝付町	○●	○●		○●	○●◎		○●	○●	○●	○●	○●				
熊毛	西之表市			○		○		○				○				
	中種子町			○		○		○				●				
	南種子町			○		○		○		○		○				
	屋久島町		○	○	○	○		○								
大島	奄美市	○				○										
	大和村	○				○										
	宇検村	○				○										
	瀬戸内町	○◎				○●										
	龍郷町	○				○										
	喜界町					◎										
	徳之島町	○				○										
	天城町	○				○										
	伊仙町	◎				◎										
	和泊町	○				○		○							○	
	知名町	○				○		○						○	○	
	与論町					◎									◎	
集計	○	20	13	16	15	24	10	15	7	9	8	5	3	1	2	
	●	3	7	3	4	3	5	5	5	3	5	5	5	2	1	
	◎	2	1	1	1	4	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1
	○●	9	5	5	5	5	5	6	7	5	6	6				
	○◎	1														
	●◎					2				1						
	○●◎				1	3	1			1						
	計	35	26	25	26	41	22	27	20	22	20	17	9	4	4	1

○：法人による予察捕獲を実施（被害の有無に関わらず，予察表に伴う指示・実施）を記入　　※要協議会の開催
●：法人による被害発生後の捕獲を実施（市町村による現地調査後に指示・実施）を記入
◎：一般による被害発生後の捕獲を実施を記入

■過去3箇年の主な鳥獣による農作物被害額

【単位：千円】

鳥獣名	H25	H26	H27	計
イノシシ	170,700	151,539	149,118	471,357
シカ	128,781	135,014	117,990	381,785
サル	21,826	29,516	20,801	72,143
アナグマ	13,302	9,619	11,499	34,420
タヌキ	8,801	7,768	6,478	23,047
ウサギ	5,258	5,158	4,760	15,176
ネズミ	2,354	2,175	1,588	6,117
マングース	0	0	0	0
その他獣類	0	301	389	690
カラス	32,186	29,990	25,016	87,192
ヒヨドリ	24,194	123,629	52,075	199,898
スズメ	18,510	17,761	14,975	51,246
カモ	5,492	2,248	2,389	10,129
ハト	2,897	2,315	1,845	7,057
ツル	861	899	915	2,675
その他鳥類	4,341	3,180	2,697	10,218
獣類計	351,022	341,090	312,622	1,004,734
鳥類計	88,482	180,021	99,912	368,415
鳥獣類合計	439,503	521,110	412,535	1,373,148

■平成 25 年度　市町村別鳥獣による農作物被害額

【単位：千円】

振興局，市町村	イノシシ	シカ	サル	アナグマ	タヌキ	ウサギ	ネズミ	マングース	その他獣類	カラス	ヒヨドリ	スズメ	カモ	ハト	ツル	その他鳥類	獣類計	鳥類計	鳥獣類合計
鹿児島	12,652	1,538	291	2,543	1,559	243				4,811	372	3,070	123				18,826	8,377	27,202
南薩	7,076		148	1,195	612	2				3,686	4,341	319	174			1,806	9,033	10,326	19,359
北薩	57,453	32,569	2,035	4,769	3,871	1,781				13,394	6,624	13,015	3,725	72	861	1,012	102,479	38,704	141,182
姶良・伊佐	20,814	18,110	3,287	1,101	211					860		800				48	43,523	1,709	45,231
大隅	35,410	427	11,468	3,694	2,404	3,231				5,266	5,232	1,064	161	1,533			56,634	13,256	69,890
熊毛		76,137	4,597		144					1,504	6,668	242	1,308	505		939	80,878	11,167	92,045
大島	37,296						2,354			2,664	957			787		535	39,649	4,943	44,593
合　計	170,700	128,781	21,826	13,302	8,801	5,258	2,354			32,186	24,194	18,510	5,492	2,897	861	4,341	351,022	88,482	439,503

※ 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合が有る。

■平成 26 年度　市町村別鳥獣による農作物被害額

【単位：千円】

振興局，市町村	イノシシ	シカ	サル	アナグマ	タヌキ	ウサギ	ネズミ	マングース	その他獣類	カラス	ヒヨドリ	スズメ	カモ	ハト	ツル	その他鳥類	獣類計	鳥類計	鳥獣類合計
鹿児島	11,921	1,797	322	2,157	1,301	131				3,665	10,402	2,857	135				17,629	17,059	34,688
南薩	8,263		562	2,416	395					3,615	31,147	279	204			928	11,636	36,173	47,809
北薩	48,723	30,511	1,996	2,811	2,980	1,925			301	6,727	7,503	13,106		76	899	966	89,248	29,277	118,525
姶良・伊佐	23,920	14,624	4,568	453	381					866	164	312					43,946	1,342	45,288
大隅	34,230	447	15,320	1,782	2,454	3,102				6,696	39,900	971	134	1,417			57,335	49,117	106,452
熊毛		87,635	6,747		257					5,215	27,492	236	1,775	0		784	94,639	35,502	130,142
大島	24,481						2,175			3,206	7,020			822		502	26,656	11,550	38,207
合　計	151,539	135,014	29,516	9,619	7,768	5,158	2,175		301	29,990	123,629	17,761	2,248	2,315	899	3,180	341,090	180,021	521,110

※ 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合が有る。

■平成 27 年度　市町村別鳥獣による農作物被害額

【単位：千円】

振興局，市町村	イノシシ	シカ	サル	アナグマ	タヌキ	ウサギ	ネズミ	マングース	その他獣類	カラス	ヒヨドリ	スズメ	カモ	ハト	ツル	その他鳥類	獣類計	鳥類計	鳥獣類合計
鹿児島	13,652	1,454	288	2,685	1,271	112				4,234	7,818	2,599	135				19,463	14,786	34,249
南薩	8,732	22	293	4,738	264	169				2,420	8,091	263	209			812	14,218	11,795	26,013
北薩	47,056	21,852	1,682	2,040	2,823	1,888			389	6,813	7,733	10,598			915	344	77,730	26,403	104,133
姶良・伊佐	27,951	16,947	2,432	387	290					871	119	544					48,007	1,534	49,541
大隅	32,932	119	12,853	1,648	1,830	2,591				6,656	14,669	906	117	1,161			51,974	23,510	75,484
熊毛		77,595	3,254				74			3,123	12,603	66	1,928	27		763	80,922	18,511	99,433
大島	18,794						1,515			898	1,042			657		777	20,309	3,374	23,683
合　計	149,118	117,990	20,801	11,499	6,478	4,760	1,588		389	25,016	52,075	14,975	2,389	1,845	915	2,697	312,622	99,912	412,535

※ 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合が有る。

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

鳥類又は獣類の名称	属目・科	県内で主な生息地等
アビ	アビ目アビ科	阿久根市大川～牛ノ浜間海上で観察
オオハム	アビ目アビ科	佐多・出水の記録
シロエリオオハム	アビ目アビ科	下甑島の手打湾で観察
アマツバメ	アマツバメ目アマツバメ科	奄美大島，徳之島，屋久島，甑島，薩摩・大隅半島南端。渡りは各地
ハリオアマツバメ	アマツバメ目アマツバメ科	奄美大島の記録
ヒメアマツバメ	アマツバメ目アマツバメ科	種子島，天文館，曽木の瀧，栗野附近で発見
アカエリカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	出水，鰻池
カイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	県内各地の池や沼
カンムリカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	出水，川内，鰻池など
ハジロカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	鹿児島湾，出水，志布志，甑島など
ミミカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	出水
アカツクシガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水。藺牟田池の記録
アカハジロ	ガンカモ目ガンカモ科	川辺田辺田
アメリカヒドリ	ガンカモ目ガンカモ科	出水
ウミアイサ	ガンカモ目ガンカモ科	県内各地。鹿児島湾五位野沖の記録
オオハクチョウ	ガンカモ目ガンカモ科	出水
オカヨシガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水
オシドリ	ガンカモ目ガンカモ科	県本土各地，種子島，屋久島，奄美大島
オナガガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水荒崎，万之瀬川河口，枕崎花渡川，加治木干拓，笠利大瀬
カルガモ	ガンカモ目ガンカモ科	県内本土各地，種子島，屋久島，中之島，奄美大島，徳之島，喜界島
カワアイサ	ガンカモ目ガンカモ科	出水高川ダム周辺，旧鶴田町
コガモ	ガンカモ目ガンカモ科	県内本土各地，離島など
コクガン	ガンカモ目ガンカモ科	県下で１例あるだけ
コハクチョウ	ガンカモ目ガンカモ科	鹿児島市塩屋町に迷行，出水干拓の記憶
サカツラガン	ガンカモ目ガンカモ科	出水荒崎干拓で観察
シマアジ	ガンカモ目ガンカモ科	出水干拓地
スズガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水，種子島の記録
ツクシガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水の干拓，種子島の記録
トモエガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水，藺牟田池など
ハイイロガン	ガンカモ目ガンカモ科	出水干拓
ハシビロガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水干拓の海上
ヒシクイ	ガンカモ目ガンカモ科	出水
ヒドリガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水，種子島
ホオジロガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水，大隅の大根占町神川河口の記録
マガモ	ガンカモ目ガンカモ科	県内各地，馬毛島
マガン	ガンカモ目ガンカモ科	出水
ヨシガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水，藺牟田池など
ウズラ	キジ目キジ科	県本土，種子島，屋久島，口永良部，奄美大島
キジ	キジ目キジ科	県内各地
コジュケイ	キジ目キジ科	県内本土各地，霧島の大波池附近
シマキジ	キジ目キジ科	種子島，屋久島の農耕地附近
ヤマドリ	キジ目キジ科	種子島，奄美大島，他県内の河口周辺
アオゲラ	キツツキ目キツツキ科	霧島田口，垂水市高峠，鹿屋市高隈，入来峠
アマミコゲラ	キツツキ目キツツキ科	奄美大島，徳之島

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

アリスイ	キツツキ目キツツキ科	鹿児島市内・種子島の記録
オオアカゲラ	キツツキ目キツツキ科	大口大住池，鹿屋市高隈
オーストンオオアカゲラ	キツツキ目キツツキ科	奄美大島和瀬峠，湯湾岳，名瀬金作原
コゲラ（キュウシュウコゲラ）	キツツキ目キツツキ科	県内各地で確認
タネアオゲラ	キツツキ目キツツキ科	種子島，屋久島
ナミエオオアカゲラ	キツツキ目キツツキ科	県内本土各地の天然林
ミヤケコゲラ	キツツキ目キツツキ科	屋久島
コウノトリ	コウノトリ目コウノトリ科	徳之島
ナベコウ	コウノトリ目コウノトリ科	出水荒崎・阿久根・種子島の記録
アオサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地
アカガシラサギ	コウノトリ目サギ科	出水荒崎，霧島市天降川河口，佐多大泊
アマサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地の河口周辺
カラシラサギ	コウノトリ目サギ科	出水市，鹿児島市甲突川河口，大浦干拓
クロサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地
ゴイサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地
コサギ	コウノトリ目サギ科	平地の竹藪，雑木林，県本土各地で確認
ササゴイ	コウノトリ目サギ科	薩南諸島以南
サンカノゴイ	コウノトリ目サギ科	出水，藺牟田池，川内，奄美大島などの記録
ダイサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地の河口・河川周辺
チュウサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地の河川・海岸周辺
ミゾゴイ	コウノトリ目サギ科	加治木の朝日池で採集
ムラサキサギ	コウノトリ目サギ科	出水，志布志，大浦干拓など
ヨシゴイ	コウノトリ目サギ科	出水，奄美諸島
リュウキュウヨシゴイ	コウノトリ目サギ科	薩南諸島以南
クロツラヘラサギ	コウノトリ目トキ科	出水・鹿児島市甲突川口で目撃
クロトキ	コウノトリ目トキ科	出水の東干拓で発見
ヘラサギ	コウノトリ目トキ科	出水の荒崎，甲突川口の記録
アトリ	スズメ目アトリ科	霧島や大口盆地等県北。高隈山，屋久島，種子島，トカラ列島。奄美大島の記録
イカル	スズメ目アトリ科	県本土各地，屋久島，諏訪之瀬島，高隈山，紫尾山
イスカ	スズメ目アトリ科	悪石島
ウソ	スズメ目アトリ科	県内各地
オオカワラヒラ	スズメ目アトリ科	屋久島の記録
カワラヒラ	スズメ目アトリ科	県内各地で普通に観察できる
コイカル	スズメ目アトリ科	栗野
シメ	スズメ目アトリ科	県内各地，屋久島
ベニマシコ	スズメ目アトリ科	大口で採集
マヒワ	スズメ目アトリ科	県内本土各地，屋久島
エナガ	スズメ目エナガ科	県内各地
オウチュウ	スズメ目オウチュウ科	奄美大島笠利
カケス	スズメ目カラス科	県内全域で確認
コクマルガラス	スズメ目カラス科	出水干拓，金峰・吹上耕地，鹿児島多賀山
ハシブトガラス	スズメ目カラス科	県内本土各地，甑列島，屋久島，種子島
ハシボソガラス	スズメ目カラス科	県内本土各地，甑島
ミヤマガラス	スズメ目カラス科	出水，大口，栗野などの平野
ヤクシマカケス	スズメ目カラス科	屋久島
リュウキュウハシブトガラス	スズメ目カラス科	屋久島，奄美大島，徳之島，喜界島
ルリカケス	スズメ目カラス科	奄美大島，徳之島，加計呂麻島

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

カワガラス	スズメ目カワガラス科	県内本土各地，屋久島
コウライウグイス	スズメ目コウライウグイス科	黒島，草垣島
コジュウカラ	スズメ目コジュウカラ科	宮之城紫尾，串木野河口，栗野，牧園，霧島神宮
サンショウクイ	スズメ目サンショウクイ科	県内各地
リュウキュウサンショウクイ	スズメ目サンショウクイ科	鹿児島市内・加世田・種子島・屋久島などの記録，奄美，徳之島
アマミシジュウカラ	スズメ目シジュウカラ科	奄美大島，徳之島
アマミヤマガラ	スズメ目シジュウカラ科	奄美大島，徳之島
コガラ	スズメ目シジュウカラ科	霧島のモミ・ツガ林
シジュウカラ	スズメ目シジュウカラ科	県内本土各地
タネヤマガラ	スズメ目シジュウカラ科	種子島
ヒガラ	スズメ目シジュウカラ科	霧島，高隈山，屋久島の高所
ヤクシマヤマガラ	スズメ目シジュウカラ科	屋久島，奄美大島の記録
ヤマガラ	スズメ目シジュウカラ科	霧島山系，高隈山系，紫尾山系，南大隅など
イワミセキレイ	スズメ目セキレイ科	鹿屋の笠之原・志布志の柏原・屋久島・悪石島の記録
キガシラセキレイ	スズメ目セキレイ科	出水市，宇治群島
キセキレイ	スズメ目セキレイ科	県内本土各地，屋久島，草垣島
キタツメナガセキレイ	スズメ目セキレイ科	枕崎馬追川河口，草垣島，黒島，硫黄島，悪石島
キマユミメナガセキレイ	スズメ目セキレイ科	枕崎馬追川河口，向島，黒島，奄美大島
セグロセキレイ	スズメ目セキレイ科	県内各地，奄美大島
タヒバリ	スズメ目セキレイ科	県内各地，種子島，奄美大島
ハクセキレイ	スズメ目セキレイ科	県内各地
ビンズイ	スズメ目セキレイ科	県本土各地
ホオジロハクセキレイ	スズメ目セキレイ科	鹿児島市外の記録，屋久島の尾之間で観察
ムネアカタヒバリ	スズメ目セキレイ科	出水干拓地，奄美大島の記録
アカハラツバメ	スズメ目ツバメ科	鹿児島市谷山の記録
イワツバメ	スズメ目ツバメ科	佐多岬，志布志や霧島の高千穂峰，佐多辺塚
コシアカツバメ	スズメ目ツバメ科	大口，栗野方面
ショウドウツバメ	スズメ目ツバメ科	出水干拓，万之瀬川河口，牧園，国分干拓
ツバメ	スズメ目ツバメ科	県本土各地，種子島，屋久島など
リュウキュウツバメ	スズメ目ツバメ科	奄美大島以南
スズメ	スズメ目ハタオリドリ科	県内各地
ニュウナイスズメ	スズメ目ハタオリドリ科	県内本土各地
イイジマムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	大隅半島鹿大高隈演習林，鹿大農学部植物園で観察。屋久島の記録
ウグイス	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	県本土各地，種子島，屋久島
エゾセンニュウ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	鹿児島市谷山・屋久島・与論島の記録
エゾムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	屋久島春牧
オオヨシキリ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	栗野・志布志・奄美大島・沖永良部などの記録
キクイタダキ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	県本土，屋久島，種子島の低地
キマユムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	草垣群島上ノ島，屋久島春牧，与論島
コメボソムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	種子島の記録
コヨシキリ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	万之瀬川，加世田小湊干拓，枕崎火之神海岸
シマセンニュウ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	出水，馬毛島，平島
セツカ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	県内各地
センダイムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	屋久島の記録
メボソムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	鹿児島県宇宿・伊敷の記録
ヤブサメ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	大隅半島，屋久島，種子島，奄美大島の記録

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

リュウキュウウグイス	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	トカラ列島，奄美大島，徳之島，与論島
サンコウチョウ	スズメ目ヒタキ科〔カササギヒタキ亜科〕	県内各地，市街地附近，屋久島の記録
リュウキュウサンコウチョウ	スズメ目ヒタキ科〔カササギヒタキ亜科〕	奄美大島，徳之島，喜界島に出現
アカコッコ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	屋久島，現在不明
アカハラ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部，高隈山の記録
アカヒゲ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	屋久島，種子島，トカラ列島，奄美大島，徳之島，男女群島
イソヒヨドリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県本土，各離島の海岸
オオトラツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	奄美大島の中央山岳地帯の密林
オガワコマドリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	出水荒崎，草垣島
カラアカハラ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿児島谷山
クロツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部植物園で目撃，屋久島の記録
コマドリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	霧島・高隈連山の 700～800m 以上
コルリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部植物園・高隈山の記録
ジョウビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県内本土各地，種子島，屋久島，奄美大島
シロハラ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県内各地
タネコマドリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	屋久島，種子島
ツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県本土各地，種子島，屋久島，奄美大島
トラツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県内本土各地，鹿屋市で採取，屋久島・種子島・奄美大島の記録
ノゴマ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部・鹿児島市田上・種子島・屋久島・奄美大島等の記録
ノビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	屋久島・種子島・栗野の記録
ハチジョウツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	硫黄島，悪石島，平島，屋久島栗生
マミジロ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部植物園，トカラの悪石島で観察採集
マミチャジナイ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	大隅半島の高隈山，種子島の記録
ルリビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県内各地
エゾビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	鹿大農学部植物園，霧島，高隈山等。種子島の記録
オオルリ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	県内各地，鹿大農学部植物園
オジロビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	平島
キビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	大隅の国見岳，高隈山，霧島，薩摩紫尾山等。奄美大島・鹿大農学部植物園の記録
コサメビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	県内各地
サメビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	霧島，田代稲尾岳，屋久島，黒島，悪石島
ミヤマビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	県内本土
ムギマキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	種子島の記録
リュウキュウキビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	屋久島，種子島，奄美大島
オオヒバリ	スズメ目ヒバリ科	鹿児島市唐湊の記録
カラフトチュウヒバリ	スズメ目ヒバリ科	鹿児島市唐湊の記録
ヒバリ	スズメ目ヒバリ科	県内本土各地の耕地附近，甑島
ヒメコウテンシ	スズメ目ヒバリ科	黒島，平島
アマミヒヨドリ	スズメ目ヒヨドリ科	奄美大島，徳之島
ヒヨドリ	スズメ目ヒヨドリ科	県内本土各地，種子島，屋久島など
アオジ	スズメ目ホオジロ科	県本土，甑列島，種子島，屋久島，奄美大島
オオジュリン	スズメ目ホオジロ科	出水干拓地
カシラダカ	スズメ目ホオジロ科	県北，志布志，高隈山麓など
キマユホオジロ	スズメ目ホオジロ科	笠沙，平島
クロジ	スズメ目ホオジロ科	県内本土，種子島，屋久島，奄美大島

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

シマアオジ	スズメ目ホオジロ科	上甑島，小島，屋久島，悪石島
シマノジコ	スズメ目ホオジロ科	指宿，加世田小湊干拓，悪石島
ノジコ	スズメ目ホオジロ科	県内各地，屋久島の記録
ホオアカ	スズメ目ホオジロ科	出水の干拓，栗野の平野，屋久島，種子島，奄美大島の記録
ホオジロ	スズメ目ホオジロ科	県本土各地，種子島，屋久島
ミヤマホオジロ	スズメ目ホオジロ科	県内本土，屋久島
オガワミソサザイ	スズメ目ミソソザイ科	屋久島，種子島
ミソサザイ	スズメ目ミソソザイ科	県本土だけ，霧島，高隈山など
カラムクドリ	スズメ目ムクドリ科	出水荒崎周辺，万之瀬川，川辺
ギンムクドリ	スズメ目ムクドリ科	万之瀬川河口
コムクドリ	スズメ目ムクドリ科	県内各地
ホシムクドリ	スズメ目ムクドリ科	出水荒崎，万之瀬川，川辺町
ムクドリ	スズメ目ムクドリ科	県内各地，奄美大島の記録
シマメジロ	スズメ目メジロ科	屋久島，種子島
メジロ	スズメ目メジロ科	県本土各地，甑列島
リュウキュウメジロ	スズメ目メジロ科	奄美大島，徳之島，喜界島，沖永良部，与論の各島
アカモズ	スズメ目モズ科	志布志の記録
オオカラモズ	スズメ目モズ科	佐多岬
シマアカモズ	スズメ目モズ科	鹿児島市上福元町清泉寺，鹿大農学部植物園で発見
チゴモズ	スズメ目モズ科	種子島・屋久島の記録
モズ	スズメ目モズ科	県本土各地，屋久島，種子島，奄美大島
ヤイロチョウ	スズメ目ヤイロチョウ科	薩摩半島の山川，霧島，悪石島，屋久島など
キレンジャク	スズメ目レンジャク科	県本土
ヒレンジャク	スズメ目レンジャク科	県内各地，奄美大島の記録
ウミスズメ	チドリ目ウミスズメ科	鹿児島湾，甑島近海，屋久島，奄美大島
カンムリウミスズメ	チドリ目ウミスズメ科	鹿児島湾で採取
コウミスズメ	チドリ目ウミスズメ科	県内各地の海上，種子島の沿岸など
マダラウミスズメ	チドリ目ウミスズメ科	奄美大島の記録
アジサシ	チドリ目カモメ科	大隅北部の海上
ウミネコ	チドリ目カモメ科	県内各地，下甑島で繁殖
エリグロアジサシ	チドリ目カモメ科	馬毛島，奄美大島，徳之島，与論島，島嶼の岩礁
オオアジサシ	チドリ目カモメ科	徳之島
オオズグロカモメ	チドリ目カモメ科	万之瀬川河口
オオセグロカモメ	チドリ目カモメ科	沖永良部
オニアジサシ	チドリ目カモメ科	奄美大島笠利大瀬
カモメ	チドリ目カモメ科	県内全域の港や河口付近周辺
クロアジサシ	チドリ目カモメ科	垂水鹿大高隈演習林，姶良干拓
クロハラアジサシ	チドリ目カモメ科	出水荒崎周辺，大浦干拓，姶良別府川河口
コアジサシ	チドリ目カモメ科	県内各地
シロカモメ	チドリ目カモメ科	開聞山麓の川尻で観察
ズグロカモメ	チドリ目カモメ科	鹿児島湾の記録
セグロアジサシ	チドリ目カモメ科	徳之島，出水で観察
セグロカモメ	チドリ目カモメ科	県内各地
ハシグロクロハラアジサシ	チドリ目カモメ科	県下でも観察記録
ベニアジサシ	チドリ目カモメ科	奄美大島，徳之島
ミツユビカモメ	チドリ目カモメ科	大隅半島の大根占神川海岸で発見
ユリカモメ	チドリ目カモメ科	鹿児島湾など

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

アオアシシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
アオシギ	チドリ目シギ科	県内各地
アカアシシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
アマミヤマシギ	チドリ目シギ科	奄美大島
アメリカウズラシギ	チドリ目シギ科	出水高尾野
イソシギ	チドリ目シギ科	県内各地
ウズラシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
エリマキシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
オオジシギ	チドリ目シギ科	出水荒崎，国分干拓，上甑島
オオソリハシシギ	チドリ目シギ科	県内各地
オオハシシギ	チドリ目シギ科	出水干拓，国分干拓
オグロシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
オジロトウネン	チドリ目シギ科	出水干拓，枕崎馬追川河口，国分干拓
オバシギ	チドリ目シギ科	甲突川河口，帖佐干拓，加治木干拓，万之瀬川河口
カラフトアオアシシギ	チドリ目シギ科	鹿児島市脇田で採取
キアシシギ	チドリ目シギ科	県内各地
キョウジョシギ	チドリ目シギ科	出水干拓，鹿児島湾
キリアイ	チドリ目シギ科	出水干拓地
クサシギ	チドリ目シギ科	出水の東干拓など
コアオアシシギ	チドリ目シギ科	出水の河口など
コオバシギ	チドリ目シギ科	県内の河口・河川周辺で確認できる
コシャクシギ	チドリ目シギ科	与論島，出水高尾野（東干拓），大浦干拓
サルハマシギ	チドリ目シギ科	出水東干拓，大浦干拓，帖佐干拓，枕崎花渡川干潟
ソリハシシギ	チドリ目シギ科	鹿児島市谷山ー五位野の河口，出水干拓地
ダイシャクシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地，鹿児島市の谷山など
タカブシギ	チドリ目シギ科	出水東干拓
タシギ	チドリ目シギ科	県内各地
チュウジシギ	チドリ目シギ科	奄美大島の記録，各地に生息すると推測される
チュウシャクシギ	チドリ目シギ科	県内各地
ツルシギ	チドリ目シギ科	出水の干拓，志布志
トウネン	チドリ目シギ科	出水干拓地など
ハマシギ	チドリ目シギ科	県内各地
ハリオシギ	チドリ目シギ科	奄美大島で採集
ヒバリシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
ヘラシギ	チドリ目シギ科	出水の東干拓，国分干拓など
ホウロクシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地その他
ミユビシギ	チドリ目シギ科	鹿児島市脇田，宝島の記録
ヤマシギ	チドリ目シギ科	県内各地，特にトカラ列島
セイタカシギ	チドリ目セイタカシギ科	出水荒崎の沼沢，鹿児島市谷山の永田川下流の記録
タマシギ	チドリ目タマシギ科	県内各地の湿地
イカルチドリ	チドリ目チドリ科	川内川の曽木ノ滝，万之瀬川等大きな川中流以上
オオチドリ	チドリ目チドリ科	屋久島麦生，与論島
オオメダイチドリ	チドリ目チドリ科	出水干拓地，鹿児島市の脇田等
コチドリ	チドリ目チドリ科	県内各地
シロチドリ	チドリ目チドリ科	県内各地
ダイゼン	チドリ目チドリ科	出水干拓地や五位野の清泉寺跡など
タゲリ	チドリ目チドリ科	出水干拓地その他
ムナグロ	チドリ目チドリ科	出水干拓地，鹿児島市谷山など

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

メダイチドリ	チドリ目チドリ科	出雲干拓地，海岸に干潟や砂礫地
ツバメチドリ	チドリ目ツバメチドリ科	出水東干拓，奄美宇検村の干拓で観察，鹿児島県脇田の記録
トウゾクカモメ	チドリ目トウゾクカモメ科	大浦干拓
アカエリヒレアシシギ	チドリ目ヒレアシギ科	出水の東干拓，鹿児島湾，喜界島
ミヤコドリ	チドリ目ミヤコドリ科	種子島，喜界島，徳之島，沖永良部の記録
オオバン	ツル目クイナ科	出水，池田湖
クイナ	ツル目クイナ科	県内各地の湿地
シロハラクイナ	ツル目クイナ科	串木野三井金山，川辺田部田，帖佐干拓，屋久島中間
ツルクイナ	ツル目クイナ科	極めて稀れ，標本１本
バン	ツル目クイナ科	県内本土各地，各離島など
ヒクイナ	ツル目クイナ科	県内各地
ヒメクイナ	ツル目クイナ科	奄美大島，鹿児島市谷山の記録
リュウキュウヒクイナ	ツル目クイナ科	屋久島以南，奄美諸島
アネハヅル	ツル目ツル科	出水干拓地
カナダヅル	ツル目ツル科	出水干拓の記録
クロヅル	ツル目ツル科	出水干拓地
ソデグロヅル	ツル目ツル科	出水干拓地の記録
タンチョウ	ツル目ツル科	出水干拓地
ナベヅル	ツル目ツル科	出水干拓地
マナヅル	ツル目ツル科	出水
ミフウズラ	ツル目ミフウズラ科	馬毛島，種子島，奄美諸島の記録，佐多岬で観察
アオバト	ハト目ハト科	県本土各地，屋久島，種子島
カラスバト	ハト目ハト科	奄美群島，種子島，屋久島，甑島，長島
キジバト	ハト目ハト科	県内各地
ズアカアオバト	ハト目ハト科	種子島門倉岬，大島湯湾岳，黒島，悪石島
ベニバト	ハト目ハト科	奄美大島，平島
カッコウ	ハト目ホトトギス科	屋久島，霧島の高所
カンムリカッコウ	ハト目ホトトギス科	宝島
ジュウイチ	ハト目ホトトギス科	霧島の高所
ツツドリ	ハト目ホトトギス科	通過のみ，霧島で声
ホトトギス	ハト目ホトトギス科	県北，屋久島
アオバズク	フクロウ目フクロウ科	県内各地。奄美大島・種子島の記録
オオコノハズク	フクロウ目フクロウ科	県内各地。鹿児島市で採取，屋久島の記録
コノハズク	フクロウ目フクロウ科	鹿児島市伊敷・霧島・大口・奄美大島などの記録
コミミズク	フクロウ目フクロウ科	川内，霧島，鹿児島市谷山などの記録
フクロウ	フクロウ目フクロウ科	鹿児島市郡元，犬迫町，頴娃，佐多，末吉
リュウキュウアオバズク	フクロウ目フクロウ科	奄美大島で採取
リュウキュウコノハズク	フクロウ目フクロウ科	奄美大島，徳之島
アカショウビン	ブッポウソウ目カワセミ科	県内本土各地
カワセミ	ブッポウソウ目カワセミ科	県内各地
ヤマショウビン	ブッポウソウ目カワセミ科	鹿児島平川，佐多大泊，
ヤマセミ	ブッポウソウ目カワセミ科	県内本土各地，屋久島
リュウキュウアカショウビン	ブッポウソウ目カワセミ科	奄美大島，徳之島，沖永良部，与論島以南
ブッポウソウ	ブッポウソウ目ブッポウソウ科	大隅半島，佐多町，垂水市，志布志，霧島等
ヤツガシラ	ブッポウソウ目ヤツガシラ科	奄美大島，徳之島，悪石島，種子島，口永良部，佐多岬，福山町，甑島などの記録
ウミウ	ペリカン目ウ科	県内各地

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

カワウ	ペリカン目ウ科	出水，川内，藺牟田池，鰻池，甑島列島
ヒメウ	ペリカン目ウ科	種子島で記録
カツオドリ	ペリカン目カツオドリ科	種子・屋久航路，鹿児島湾内谷山七ツ島附近，甑島近海，出水附近
オオグンカンドリ	ペリカン目グンカンドリ科	旧大浦町，旧佐多町
コグンカンドリ	ペリカン目グンカンドリ科	桜島袴腰，草垣島，奄美大島笠利
ハイイロペリカン	ペリカン目ペリカン科	曽於郡志布志町安楽川口の記録
クロコシジロウミツバメ	ミズナキドリ目ウミツバメ科	鹿児島市日当平の田圃
アナドリ	ミズナキドリ目ミズナキドリ科	鹿児島湾の記録
オオミズナギドリ	ミズナキドリ目ミズナキドリ科	佐多の枇榔島，草垣上ノ島，甑島の双子島
シロハラミズナギドリ	ミズナキドリ目ミズナキドリ科	屋久島の記録
ハシボソミズナギドリ	ミズナキドリ目ミズナキドリ科	鹿児島湾，志布志湾
ヨタカ	ヨタカ目ヨタカ科	県内各地
アカアシチョウゲンボウ	ワシタカ目ハヤブサ科	旧山川町長崎鼻
コチョウゲンボウ	ワシタカ目ハヤブサ科	出水の干拓その他，鹿児島市内
チゴハヤブサ	ワシタカ目ハヤブサ科	出水干拓地など
チョウゲンボウ	ワシタカ目ハヤブサ科	出水干拓その他，鹿児島市内
ハヤブサ	ワシタカ目ハヤブサ科	県内各地
アカハラダカ	ワシタカ目ワシタカ科	佐多岬，開聞岳頂上，奄美大島
オオタカ	ワシタカ目ワシタカ科	霧島のモミ・ツガ林
オオノスリ	ワシタカ目ワシタカ科	出水西干拓
オジロワシ	ワシタカ目ワシタカ科	出水荒崎周辺，出水高尾野東干拓
カタジロワシ	ワシタカ目ワシタカ科	出水荒崎
クマタカ	ワシタカ目ワシタカ科	大隅の栗野で捕獲
クロハゲワシ	ワシタカ目ワシタカ科	出水干拓地
ケアシノスリ	ワシタカ目ワシタカ科	出水干拓地
サシバ	ワシタカ目ワシタカ科	県内本土各地，佐多岬，屋久島，トカラ列島，奄美大島，徳之島
チユウヒ	ワシタカ目ワシタカ科	出水干拓
ツミ	ワシタカ目ワシタカ科	鹿大農学部校内に出現，種子島・屋久島・奄美大島などの記録
トビ	ワシタカ目ワシタカ科	県内本土各地
ノスリ	ワシタカ目ワシタカ科	県内各地，トカラ列島，奄美大島
ハイイロチュウヒ	ワシタカ目ワシタカ科	出水干拓地，奄美大島の記録
ハイタカ	ワシタカ目ワシタカ科	鹿大農学部構内・種子島・屋久島で目撃
ハチクマ	ワシタカ目ワシタカ科	佐多岬，錦江町稲尾岳，屋久島，徳之島
マダラチュウヒ	ワシタカ目ワシタカ科	草垣島で観察
ミサゴ	ワシタカ目ワシタカ科	県内各地
アマミノクロウサギ	ウサギ目ウサギ科	奄美大島，徳之島
キュウシュウノウサギ	ウサギ目ウサギ科	熊毛郡，大島郡を除く県内各地
ニホンイノシシ	ウシ目イノシシ科	熊毛郡を除く県内各地
リュウキュウイノシシ	ウシ目イノシシ科	奄美大島，加計呂麻島，徳之島
ノヤギ	ウシ目ウシ科	奄美大島
キュウシュウジカ	ウシ目シカ科	県南部及び奄美大島を除く県全域
マゲシカ	ウシ目シカ科	馬毛島
ヤクシカ	ウシ目シカ科	屋久島

参考（10）

■県内で生息が確認される又は，目撃の記録がある鳥類及び獣類の一覧（一部例）

エラブオオコウモリ	コウモリ目オオコウモリ科	ロ永良部島
オリイコキクガシラコウモリ	コウモリ目キクガシラコウモリ科	奄美大島，沖永良部島，加計呂麻島，徳之島
キクガシラコウモリ	コウモリ目キクガシラコウモリ科	奄美大島，沖永良部島，加計呂麻島，徳之島
コキクガシラコウモリ	コウモリ目キクガシラコウモリ科	奄美大島，沖永良部島，加計呂麻島，徳之島
アブラコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	ロ永良部島，ロ之島，宝島，奄美大島，徳之島，県内各地
コテングコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	屋久島
スミイロオヒキコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	奄美大島，ロ永良部島
ヒナコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	県内各地
モモジロコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	徳之島
ヤマコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	県内各地
ホンドザル	サル目オナガザル科	熊毛，大島地域を除く県内各地
ヤクシマザル	サル目オナガザル科	屋久島
アライグマ	ネコ目アライグマ科	９３年に旧大口市で目撃以降，確認事例なし
アナグマ	ネコ目イタチ科	離島を除く県内各地
コイタチ	ネコ目イタチ科	屋久島
チョウセンイタチ	ネコ目イタチ科	離島を除く県内各地
テン	ネコ目イタチ科	離島を除く県内各地
ニホンイタチ	ネコ目イタチ科	離島を除く県内各地
ホンドギツネ	ネコ目イヌ科	離島を除く県全域
ホンドタヌキ	ネコ目イヌ科	離島を除く（屋久島は除外）県全域，屋久島は近年移入種
マングース	ネコ目ジャコウネコ科	奄美大島，鹿児島市喜入地区
アカネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
アマミトゲネズミ	ネズミ目ネズミ科	奄美大島
カヤネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
クマネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ケナガネズミ	ネズミ目ネズミ科	奄美大島，徳之島
ドブネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ハタネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ハツカネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ヒメネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ニホンモモンガ	ネズミ目リス科	県内各地
ムササビ	ネズミ目リス科	県内各地
コウベモグラ	モグラ目モグラ科	県内各地
ヒミズ	モグラ目モグラ科	県内各地
オリイジネズミ	モグラ目トガリネズミ科	奄美大島，加計呂麻島，徳之島
ジネズミ	モグラ目トガリネズミ科	県内各地
ジャコウネズミ	モグラ目トガリネズミ科	県内各地（帰化種）
ヤクシマジネズミ	モグラ目トガリネズミ科	屋久島
ワタセジネズミ	モグラ目トガリネズミ科	奄美大島，加計呂麻島，徳之島，喜界島，沖永良部島，与論島

参考文献：「鹿児島の野鳥」，「鹿児島県の野鳥」の各種文献等より抜粋して作成

参考（１１）

■県希少鳥獣一覧

分類群	カテゴリー	種名（和名）
哺乳類	絶滅危惧Ⅰ類	ヤマネ
	絶滅危惧Ⅱ類	カヤネズミ
	絶滅危惧Ⅱ類	カワネズミ
	絶滅危惧Ⅱ類	コテングコウモリ
	絶滅危惧Ⅱ類	スミスネズミ
	絶滅危惧Ⅱ類	テングコウモリ
	絶滅危惧Ⅱ類	ノレンコウモリ
	絶滅危惧Ⅱ類	ホンドギツネ
計		８種
鳥類	絶滅危惧Ⅰ類	アナドリ
	絶滅危惧Ⅰ類	ヨシゴイ
	絶滅危惧Ⅱ類	アマミコゲラ
	絶滅危惧Ⅱ類	イカルチドリ
	絶滅危惧Ⅱ類	オオジシギ
	絶滅危惧Ⅱ類	オオタカ
	絶滅危惧Ⅱ類	ヒクイナ
	絶滅危惧Ⅱ類	リュウキュウヨシゴイ
	絶滅危惧Ⅱ類	ルリカケス
計		９種

※1　希少鳥獣等とは，第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項の１，(1)　希少鳥獣等を参照（P24）すること。

※2　鳥獣保護管理法第９条第１項に基づき，捕獲等又は採取等する場合は，鳥獣毎に環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

※3　環境大臣の許可に関しては，鳥獣保護管理法施行規則第１条の２　別表第１に掲げる鳥獣とする。

※4　県希少鳥獣とは，鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（鹿児島県レッドデータブック 2016）であって，鳥獣保護管理法施行規則第１条の２　別表第１に掲げる鳥獣以外の鳥獣である。

※5　県に捕獲許可の申請を行う場合の様式は，鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（規則第 41 号）による。

参考（１２）　**鳥獣の捕獲に関する事務取扱フロー図**

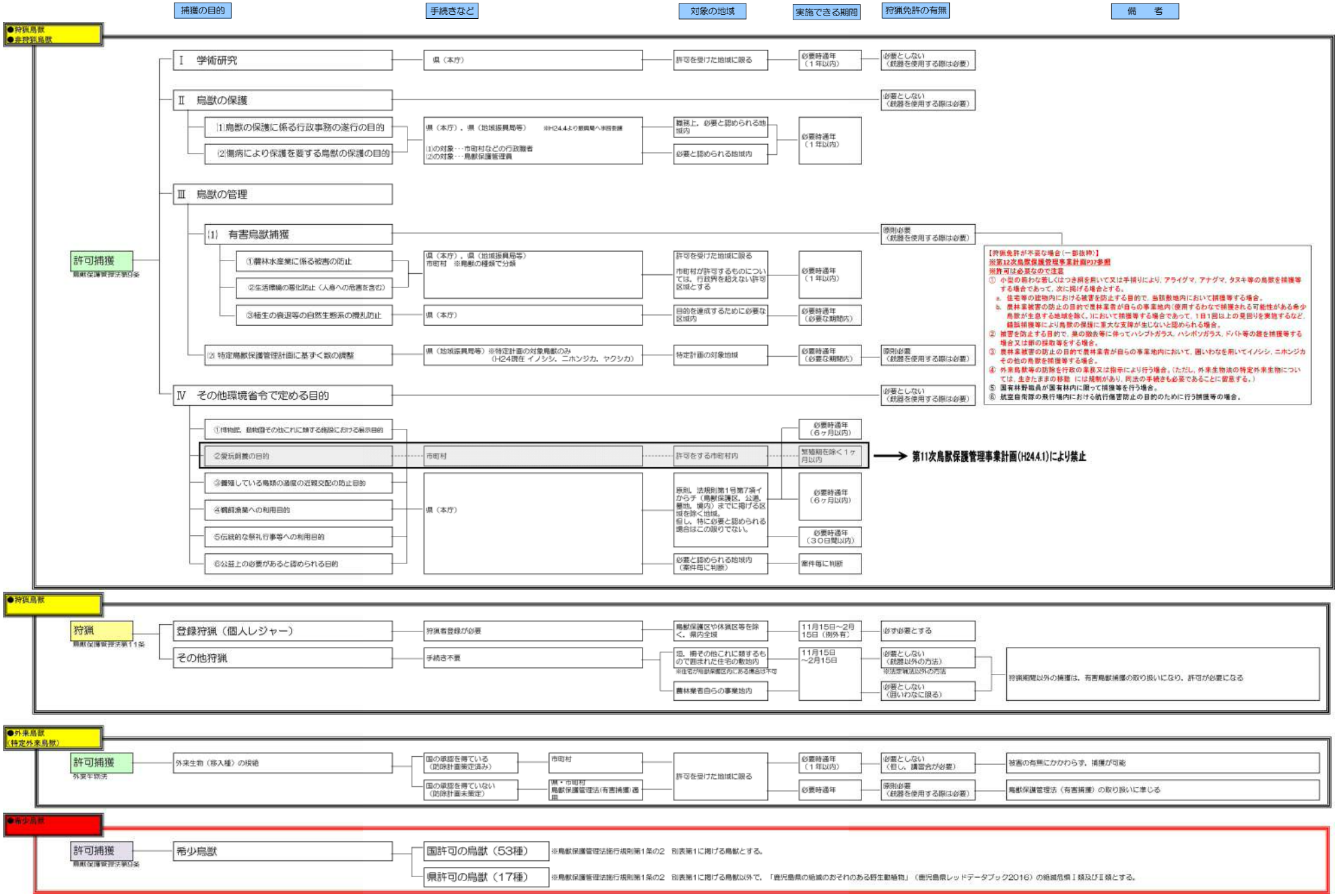

※　許可捕獲において，「国設鳥獣保護区」における捕獲は，全て環境大臣（国）になります。